

平成13年南伊豆町議会 3月定例会

南伊豆町議会 会議録

平成13年 3月9日 開会

平成13年 3月16日 閉会

南伊豆町議会

平成13年3月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1日(3月9日)

| | |
|-----------------------------|----|
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 2 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 2 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 2 |
| 開会宣告 | 3 |
| 議事日程説明 | 3 |
| 開議宣告 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 会期の決定 | 3 |
| 町長行政報告及び施政方針並びに予算編成方針 | 3 |
| 一般質問 | 16 |
| 石井福光君 | 16 |
| 鈴木久香君 | 30 |
| 渡辺嘉郎君 | 35 |
| 谷川次重君 | 41 |
| 横嶋隆二君 | 46 |
| 議第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決 | 62 |
| 議第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決 | 63 |
| 議第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決 | 65 |
| 議第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決 | 66 |
| 議第5号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決 | 67 |
| 議第6号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託 | 69 |
| 議第7号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託 | 75 |
| 議第8号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決 | 77 |
| 散会宣告 | 85 |
| 署名議員 | 87 |

第 2 日 (3月12日)

| | |
|-----------------------------|-----|
| 議事日程 | 89 |
| 本日の会議に付した事件 | 89 |
| 出席議員 | 89 |
| 欠席議員 | 90 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 90 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 90 |
| 開議宣告 | 91 |
| 会議録署名議員の指名 | 91 |
| 議第 9号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決 | 91 |
| 議第10号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決 | 104 |
| 議第11号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決 | 108 |
| 議第12号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決 | 111 |
| 議第13号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決 | 112 |
| 議第14号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決 | 115 |
| 議第15号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決 | 120 |
| 議第16号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託 | 122 |
| 議第17号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託 | 134 |
| 議第18号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託 | 138 |
| 議第19号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決 | 140 |
| 議第20号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決 | 141 |
| 議第21号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決 | 143 |
| 議第22号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託 | 144 |
| 議第23号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託 | 145 |
| 議第24号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託 | 147 |
| 議第25号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託 | 150 |
| 議第26号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託 | 152 |
| 議第27号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託 | 155 |
| 議第28号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決 | 158 |
| 散会宣告 | 160 |

| | |
|------|-----|
| 署名議員 | 161 |
|------|-----|

第 3 日 (3月16日)

| | |
|--|-----|
| 議事日程 | 163 |
| 本日の会議に付した事件 | 163 |
| 出席議員 | 163 |
| 欠席議員 | 164 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 164 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 164 |
| 開議宣告 | 165 |
| 会議録署名議員の指名 | 165 |
| 議第 6号の委員長報告、質疑、討論、採決 | 165 |
| 議第 7号の委員長報告、質疑、討論、採決 | 166 |
| 議第16号の委員長報告、質疑、討論、採決 | 167 |
| 議第17号、議第18号、議第26号の委員長報告、質疑、討論、採決 | 174 |
| 議第22号の委員長報告、質疑、討論、採決 | 177 |
| 議第23号、議第24号、議第25号、議第27号の委員長報告、質疑、討論、採決 | 178 |
| 日程追加 | 180 |
| 発議第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決 | 181 |
| 発議第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決 | 182 |
| 閉議及び閉会宣告 | 184 |
| 署名議員 | 185 |

平成13年南伊豆町議会 3月定例会

(第1日 3月9日)

平成13年3月南伊豆町議会定例会

議事日程（第1日）

平成13年3月9日（金曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長行政報告及び施政方針並びに予算編成方針
日程第 4 一般質問
日程第 5 議第 1号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 6 議第 2号 南伊豆町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 7 議第 3号 南伊豆町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例制定について
日程第 8 議第 4号 南伊豆町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 9 議第 5号 南伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例制定について
日程第10 議第 6号 南伊豆町定年退職者等の再任用に関する条例制定について
日程第11 議第 7号 南伊豆町国民健康保険出産費貸付基金条例制定について
日程第12 議第 8号 南伊豆町道路線の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

| | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 鈴木久香君 | 2番 | 谷川次重君 |
| 3番 | 鈴木史鶴哉君 | 4番 | 梅本和熙君 |
| 5番 | 藤田喜代治君 | 6番 | 漆田修君 |
| 7番 | 斎藤要君 | 8番 | 渡辺嘉郎君 |
| 9番 | 石井福光君 | 10番 | 藤田国広君 |

| | | | | | |
|-----|----|------|-----|----|-----|
| 11番 | 藤原 | 栄君 | 12番 | 横嶋 | 隆二君 |
| 13番 | 小澤 | 東洋治君 | 14番 | 大野 | 良司君 |
| 15番 | 渡辺 | 守男君 | | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|-----------|----|------|--------|----|------|
| 町長 | 岩田 | 篤君 | 助役 | 飯田 | 千加夫君 |
| 収入役 | 稲葉 | 勝男君 | 教育長 | 釜田 | 弘文君 |
| 総務課長 | 外岡 | 捷美君 | 企画調整課長 | 渡辺 | 修治君 |
| 住民課長 | 渡辺 | 正君 | 税務課長 | 碓井 | 大昭君 |
| 健康課長 | 土屋 | 忠儀君 | 農林水産課長 | 内山 | 力男君 |
| 建設課長 | 小島 | 徳三君 | 商工観光課長 | 飯泉 | 誠君 |
| 清掃課長 | 佐藤 | 博君 | 水道課長 | 鈴木 | 勇君 |
| 教育委員会事務局長 | 楠 | 千代吉君 | 会計課長 | 池野 | 徹君 |
| 福祉課長 | 土屋 | 敬君 | 下水道課長 | 勝田 | 悟君 |
| 行財政主幹 | 外岡 | 茂徳君 | | | |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|------|----|----|----|----|----|
| 事務局長 | 田中 | 秀明 | 主幹 | 松本 | 恒明 |
|------|----|----|----|----|----|

◎開会宣告

○議長（大野良司君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより平成13年南伊豆町議会3月定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎議事日程説明

○議長（大野良司君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

◎開議宣告

○議長（大野良司君） これより本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大野良司君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

9番議員 石井福光君

10番議員 簾田国広君

◎会期の決定

○議長（大野良司君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日から3月16日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は3月9日より3月16日の8日間と決定いたしました。

◎町長行政報告及び施政方針並びに予算編成方針

○議長（大野良司君） 町長より行政報告及び施政方針並びに予算編成方針の説明申し出がありましたのでこれを許可いたします。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 本日、ただいまより平成13年3月議会を始めるわけですが、ご苦労さまでございます。

ただいまより行政報告を述べさせていただきます。

平成13年南伊豆町議会3月定例会の開会に当たり、次の4項目について行政報告を行います。

伊豆新世紀創造祭と第3回みなみの桜と菜の花まつりについて。

平成12年に静岡県からの全面的な支援を得て伊豆22市町村で開催された伊豆新世紀創造祭の入り込み概要と2月5日から開催されている第3回みなみの桜と菜の花まつりの状況について報告させていただきます。

まず、南伊豆町海遊パラダイス・漁師の学校では、4月から9月まで多彩なイベントが展開され、天候に左右されながらも、次のような参加者を数えることができました。

海中散歩体験 1,343人、サザエ、ハマグリ狩り体験 302人、ひらき作り体験、サザエキャンドル作り、トコロテン作り体験、民宿宿泊者中 1,000人、地引き網体験 380人、黒潮和太鼓まつり 1,800人、サンセットクルーズ・海蛍体験クルーズ（4回出航） 257名、海上アスレチック&イカダ乗り体験 5,800人、ファミリーフィッシング大会46組94人、ワインが美味しい魚料理教室 8人、以上イベントに延べ1万 984人の参加をいただきました。

また、花と陶街道では 4,500人、伊勢海老まつりのオープニングには 2,000人の参加でにぎわい、盛大なイベントを繰り広げたにもかかわらず、観光協会扱い宿泊数は民宿 576人、旅館 201人と前年対比 5.4%減少、伊豆諸島の地震及び火山噴火による風評被害も加わり、9月20日から11月30日の期間中の宿泊者数、観光協会調べでは4万 1,700人で前年比13%減と落ち込んでしまいました。

そこで、伊豆22市町村では、伊豆新世紀創造祭のイベント中、13年度も特に継続して実施していきたいイベントを静岡県に要望し、当町ではみなみの桜と菜の花まつり、漁師の学校等を要望しておりましたところ、2月19日伊豆新世紀創造祭にかわる新規事業として、伊豆にぎわい交流促進事業に1億 4,000万円が計上されたと発表がありました。当町においても、さらに要望を続け、多くのイベントが補助対象となるよう力を入れてまいり所存であります。

次に、第3回みなみの桜と菜の花まつりについて申し上げます。2月5日を初日に菜の花畑会場から開会され、ことしの入り込み数を昨年の50%増の15万人に目標を定め、宣伝活動をいたしてまいりました。今回、新企画として菜の花畑結婚式を行ったところ、予想をはるかに上回る反響で、テレビ、ニュース、新聞報道等により、みなみの桜と菜の花まつりを宣

伝えることができました。そして、入り込み客は初日の菜の花畑から順調にふえ続け、3月6日現在では62%増の15万5,000人と昨年の実績とことしの目標を上回る花見客を迎えることができました。

また、今回は交通安全対策として、湯けむり橋と来宮橋下に設置した仮設歩道の利用者も多く、自然観察歩道として好評をいただいておりますので、今後も安全に花見ができるよう配慮しながら、みなみの桜と菜の花まつりをより盛大なものに育てていく所存であります。

また、初めての大会となります第1回南伊豆菜の花ツーデーマーチは、3月17日、18日に開催されますが、町内外からの参加予約者は3月6日現在、2日間で768人おりますので、最終的には当日受け付けを合わせますと900人以上に達するものと予想されます。そして、両日とも大勢のボランティアの皆様には大変ご苦勞をおかけしますが、この大会が南伊豆町の観光振興に一役担えればと期待しているところであります。

南伊豆町公共下水道事業について。

いよいよ平成13年度から供用開始いたします南伊豆町公共下水道事業の経過と概要についてご報告いたします。

本町の大きな観光資源で、白砂青松を誇る弓ヶ浜海水浴場と2級河川青野川の水質汚濁を防止し、美しい海、清らかな川を守り生活環境の保全と観光資源の保護を目的に、人口密度が高く、観光人口も集中する湊、手石、下賀茂地区を処理対象区域として、平成2年3月下旬下水道概略基本計画策定を皮切りに公共下水道事業がスタートいたしました。

平成12年度までに施行した下水道管の延長は9,395メートルとなり、湊地区64ヘクタール中46ヘクタールの地域と終末処理場が幹線管渠でつながり、平成9年度から日本下水道事業団と建設委託協定を結び工事を進めてきた南伊豆町クリーンセンターも間もなく工事が完了し、4月1日から湊地区において供用開始の運びとなりました。

そこで、町は長年の懸案事項でありました本事業の供用開始を記念しまして、平成13年4月25日に国・県等関係機関、諸団体や用地を提供していただいた地権者をお招きし、南伊豆町クリーンセンター通水式を挙げる予定であります。

なお、本年度までの総事業費は53億9,680万3,000円であり、財源内訳としましては国庫補助金24億1,898万6,000円、一般会計繰入金2億5,930万7,000円、町債27億1,720万円でございます。また、歳出の内訳は、南伊豆町クリーンセンターの建設費に33億13万3,000円、湊幹線管渠・湊処理分区管渠築造工事等に20億9,967万円が主なものであります。

今後は加入促進を最重要課題として全力を傾注し、下水道課はもとより全職員で普及啓蒙に努める所存であります。また、13年度以降の工事契約といたしましては、13、14年度に湊

地区に未施工地域の管渠築造工事を完成させ、15年度には手石地区に着手し、完成後は下賀茂地区に着手する予定でありますが、全国的な景気が低迷している中、町の財源状況をしっかり把握しながら海、川の環境保全と生活環境保全に重要な役割を担う公共下水道事業を推進してまいりますので、今後とも本議会のますますのご協力、ご支援をお願いする次第であります。

介護保険について。

介護認定審査の状況。平成12年4月から介護保険制度が施行され1年が経過しようとしておりますが、これまでの状況を報告させていただきます。

介護認定状況であります。平成11年10月から平成13年2月まで延べ38回の認定審査会を開催いたしました。受け付け申請件数につきましては延べ538件であり、介護認定調査員による認定調査票と主治医の意見書の双方が整いました522件の審査判定結果は、下記審査結果一覧のとおりです。今後とも引き続き1カ月に2回から3回を目途に介護認定審査会を開催していく予定であります。

審査結果、申請件数、更新数、喪失、合計について述べさせていただきます。要支援31、20、1、合計10。要介護1、申請件数110、更新分47、喪失7、合計60。要介護2、107件、更新分44、そして転出・死亡が喪失7、合計56。要介護3、申請件数79、更新分27、喪失が9、合計43。要介護4、94、37、15、42。要介護5、申請件数83、更新分21、喪失16、合計46。以上、合計いたしますと申請件数が583件、更新分196件、喪失が51件、合計257となっております。

また、前記要支援以上の認定を受けた延べ504名のうち、在宅の介護サービスを受けるために必要な介護サービス計画作成依頼届書は204名分が提出され、そのうち実際に介護サービス計画書が作成されたのは延べ1,003名分で、1カ月の平均は111名となっております。そして、当町における本年2月末日現在の介護保険認定者は257名となっております。

第1号被保険者の保険料について。介護保険料につきましては、国の特別対策に基づき65歳以上の第1号被保険者は、平成12年10月から平成13年9月までの1カ年は算定保険料の半額を納付することになっており、当町における第1号被保険者数は3,297名で、このうち特別徴収の対象者となる2,859名の方につきましては各年金保険者より納入されております。普通徴収となる438名の方につきましては、平成12年11月から平成13年3月までの間に3回に分けて納めていただくようになっており、現在のところ全体の64.4%を納めていただいております。

保険給付費について。介護保険制度が施行された平成12年4月から平成12年12月までの保

険給付費は新たな制度でもあり、また賀茂地区においては特別養護老人ホーム、老人保健施設等の施設が少ないこともあり、保険給付費につきましては当初契約の33.3%にとどまる1億7,450万3,000円となっております。

現在、賀茂地区において幾つかの施設建設が進められておりますので、完成後には当町の入所者もふえ、今後保険給付費は増加することが考えられますが、新年度は慎重にその推移を見守っていききたいと存じます。

賀茂地区の介護保険施設。賀茂地区において開設済みの施設と現在建設中及び建設予定のある介護保険施設は次のとおりです。

介護老人福祉施設、通称特別養護老人ホームでございます。南伊豆町は「みなとの園」そして入所定員は長期が50名、短期20名。そして下田市「梓の里」予定数が長期が80名で短期が14名。東伊豆町「湯ヶ岡の里」長期が50名、短期が20名。賀茂村「ヒューマンヴィラ伊豆」長期が50名、短期が20名。以上は開設済みでございます。

西伊豆町「太陽の里」入所予定30名、短期が5名。これは平成13年12月開設予定でございます。松崎町「十字の園」長期が50名、短期が9名。平成14年4月開設予定でございます。河津町については建設計画がありますけれども、まだ時期については未定であります。

介護老人保健施設。河津町「河津おもと園」入所予定50名。これは開設済みでございます。西伊豆町「しおさい」入所定員50名、開設済みでございます。南伊豆町「なぎさ園」80名。これは平成13年4月開設予定であります。

主要建設事業等の発注状況についてご報告いたします。

平成12年度第4、四半期（1月から3月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

電気集塵機補修工事 467万3,000円、株式会社タクマ。石廊崎漁港小規模局部改良工事 441万円、河津建設株式会社。町道小稲山線道路維持工事 304万5,000円、五味建設株式会社。町道弓ヶ浜線道路舗装工事 309万7,500円、丸三工業株式会社。町道白坂入間A線道路改良工事 485万1,000円、栄建設株式会社。地方特定町道成持吉祥線道路舗装工事 845万2,500円、丸三工業株式会社。12災34号普通河川御代前川河川災害復旧工事 396万9,000円、株式会社村山工務店。町道青市区内1号線用地測量設計業務委託 252万円、有限会社小室測量設計事務所。公共下水道事業湊処理分区管渠築造工事（第12工区）717万7,500円、栄建設株式会社。公共下水道事業湊処理分区管渠築造工事（第13工区）1,495万2,000円、株式会社保坂建設。公共下水道事業湊処理分区管渠築造工事（第14工区）1,260万円、株式会社保坂建設。町単独下水道事業湊幹線管渠修繕工事 388万5,000円、クリーンサービス株式会社。

以上で平成13年3月定例町議会の行政報告を終わります。

引き続きまして、平成13年度施政方針並びに予算編成方針を述べさせていただきます。

平成13年南伊豆町議会3月定例会の開会に当たり、平成13年度の本町の行財政推進の基本となるべき施政方針並びに予算編成方針について申し上げます。

本年は、21世紀の初年度に当たり、21世紀のあるべき姿を示す羅針盤となるべき年であります。これからのまちづくりは、町民生活の安定と向上を重視し、自然環境への配慮に努めながら、自然と人が共生するという考えのもとに進めなければなりません。しかし、日本国を取り巻く政治、経済の環境は余りに厳しく、混迷は深まるばかりであります。

平成13年には、国、地方自治体の負債総額は合計666兆を超えることが予想される中、政治、経済の構造改革、財政再建路線への方向転換は全世界が注目しておりますが、いかなる方向性も示すことのできない中央政治を知るとき、日本の将来に不安を覚えるのは私一人ではないような気がいたします。国民一人一人がその現実に目を背けてはならないと思います。

行財政改革の延長線上に近い将来予測される消費税率のアップ、市町村合併、国民相互扶助の名目のもとに医療、福祉費への負担増、少子高齢化社会における労働人口の不足などは観光産業の抜本的な見直しが必要であり、またごみ問題を初めとする環境問題は、地球的規模で考えなければならず、町民個々の責任の重大さを認識していただきたいと思います。

南伊豆町は、さらに過疎化と高齢化という大きな問題を抱えております。65歳以上の方々が3,300人を超える現状を見たとき、町全体の労働力の低下が進み、農地、山林の荒廃スピードは増すばかりであります。住民参加のまちづくりを提唱している私にとって、難問が山積し、厳しい南伊豆町の現実を知るとき、八方ふさがりの感がありますが、足元を一步一步と踏み固めて進まなければならないと思います。

これからのまちづくりは、残された自然の有効活用により、南伊豆町を見直すことではないでしょうか。海、山、川、温泉、温暖な気候と町内にある国、県の4施設（東大樹芸研究所、伊豆薬用植物栽培試験場、栽培漁業センター、県農業試験場南伊豆分場）及び共立湊病院などの組み合わせによる活用方法も考えられます。例えば、花、薬草、温泉、温暖な気候、共立湊病院は体に優しいまちづくりを連想することができ、海、山、川は里山構想を連想するのに十分であります。

そして、国県の4施設には、これらの施設の持つイメージと研究資料の有効利用が可能か否かの検討をそれぞれの機関にお願いする所存であります。

本町では、下賀茂・弓ヶ浜地区、石廊崎地区、伊浜天神原地区を拠点とした観光産業が中心ですが、現在の観光ニーズを確実にとらえているか、疑問を感じます。点があつて

も線がないのが本町の現状だと思われまゝ。点は拠点であり、財政負担によりつくることができますが、線は拠点間で連携を保ちながら点の維持管理、有効利用に町民すべてがかかわる体制をつくることとあります。線をつくれるのは、大多数を占める町民であり、住民参加による協働参画社会の構築と思われまゝ。今後は行政の立場から、点と線的环境整備に側面から協力できればと考えております。

石川静岡県知事も新春インタビューの中で、本年度県の重点施策として市民、NPO、企業、行政のそれぞれの役割を考え、合理的に連携し協働（コラボレーション）による県土づくりをメインテーマに据えたいと語っております。

協働とは、行政と町民がそれぞれ果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し一致協力してまちづくりをすることと考えますが、残念ながら我が町にはまだ克服しなければならない課題が多くあります。

私は、平成11年4月伊豆新聞「伊豆路」の中で、南伊豆町民の全体像として「守っていれば何とか暮らせる豊かな風土は小さな利己主義を生み、封建的である」と申し上げました。さらに、町内57キロの海岸部と山間部にはそれぞれが独自の気風を生み、複雑に絡み合っております。町民が南伊豆町を好きになり、住みよい町を自分の手でつくり出すためには、この殻から脱皮しなければ南伊豆町の発展はないものと思われまゝ。

町長就任以来、まちづくり、人づくりの最大公約数を探してまいりました。人にはそれぞれの人生哲学がございます。正しい答えはありませんが、私は次の言葉が好きです。「各自が南伊豆町を好きになり、そして各自が自分の存在をみずから認める」そのためにも、本年4月から約1年をかけ、町内34地区を回り、人々との交流を深め、地域の特徴をもう一度見直すことにより隠れた資源の再発見と有効活用により、一村一品の気概をもって一地区一品運動となるよう進める所存であります。

また、「交流人口の増大」をスローガンに掲げる静岡県では、訪れる人々により魅力的な道や川を創造するために、本県の観光地を代表する伊豆半島にモデル地区2カ所（沼津土木、下田土木各1カ所）を指定し、「もてなしの道、川」創出プランの策定を平成12年から実施しております。

下田土木事務所では、本年1月に管内7市町村の中から本町の2級河川青野川河畔（前原橋から弓ヶ浜大橋）並びにその沿線の国道136号を指定し、沿線景観を保ちつつ、整備を行い、周辺の景観をより深く楽しんでもらうための仕掛けづくりを南伊豆町、町内関係団体、伊豆県行政センター、伊豆農林事務所等とともに計画を策定し、より魅力的な青野川周辺の整備実現を目指します。

そして、計画策定、事業実施、維持管理等については、協働体制の中で進めていきたいと県は考えていますので、町としましては庁内プロジェクトチームの成果と町民の意見を十分反映できるよう要望する所存であります。

政府は、平成13年1月6日付をもって省庁再編成を行った結果、地方自治体は地方分権による権限移譲等により住民サービスの低下や仕事量の増加など、弊害を生じているように思います。本町役場におきましても、仕事量のアンバランス等が生じ、住民サービスの低下を心配しております。このことから、行政改革推進実施計画を踏まえ、機構改革素案をつくるべく庁内に検討会を発足させますので、結果が報告され次第、議員皆様にご協議をお願いする所存であります。

さて、次に予算編成方針について申し上げます。

本町の主産業である観光関連産業も依然低迷を続け、町税収入や各交付金が減収見込みとなるほか、町財政の大きなウエートを占めている地方交付税も原資となる国税5税の伸び悩み等により、極めて厳しい見込みとなっております。

このような厳しい財政状況により、硬直化傾向が憂慮されることから、財政の健全化を図ることが課題となっておりますが、多くの町民から求められている施策につきましては、重点化を図り、その実現のため財政計画を展開しなければならないと存じます。

こうした中、国・県の予算編成の動向にも十分留意しながら、地区懇談会の要望事項等も踏まえ、町民福祉及び生活環境の向上と町の活性化に向け、的確な予算編成を目指し、その基本として事務の簡素化・効率化と経費削減を一層徹底するとともに、第4次南伊豆町総合計画、過疎地域自立促進計画に盛り込まれた事業の着実な実行、具体化に努めることを柱とし、さらに長期的には財政運営にも配慮して住民生活に密着した予算編成をいたしました。

平成13年度の一般会計及び特別会計並びに水道企業会計の総額は、介護保険事業や公共下水道建設、石井浄水場第5期工事、焼却施設維持事業のため前年度対比1%増の95億49万9,000円となりました。

なお、各会計別の予算総額、前年度予算との比較は次のとおりです。

次に、各会計の予算の概要について説明申し上げます。

一般会計予算。第1款議会費につきましては、町議会の運営活動に要する経費として7,647万4,000円を計上いたしました。

第2款総務費につきましては、総務管理費、徴税费、戸籍住民基本台帳費及び選挙費等6億2,298万7,000円を計上いたしました。その主なものは、路線バス維持対策事業費6,511万1,000円、IT講習委託料451万円、静岡県知事選挙費960万円、参議院選挙費960万円

をそれぞれ計上いたしました。

第3款民生費につきましては、7億6,264万9,000円を計上いたしました。その主なものは、在宅のサービス充実を図るための在宅高齢者等生活支援事業費2,702万1,000円、重度心身障害者医療扶助費1,700万円、身体障害者施設措置費2,855万9,000円、介護保険特別会計繰出金8,515万円を計上いたしました。

第4款衛生費につきましては、11億4,344万5,000円を計上いたしました。その主なものは、精神障害者医療費助成372万円、母子衛生事業費949万4,000円、老人保健特別会計繰出金7,199万1,000円、老人保健検診事業費3,940万2,000円、本町が管理者となっている共立湊病院組合負担金6,594万7,000円、合併処理浄化槽設置整備事業費4,093万5,000円、焼却施設維持事業費8,458万8,000円、平成13年から14年度の継続事業で実施する排ガス高度処理施設等整備事業費4億6,420万円、及び水道事業出資金7,401万6,000円を計上いたしました。

第5款農林水産業費につきましては、農林水産業の振興を図るため2億7,040万3,000円を計上いたしました。その主なものは、農業振興費1,590万2,000円、林業振興のため分収林保育事業費1,505万8,000円、松くい虫防除事業408万円、三坂（入間）漁業改修事業費2,820万円、子浦漁業集落排水事業特別会計繰出金2,251万3,000円、昭和61年度に稼働した入間漁業集落排水施設のリフォーム事業費4,214万3,000円を計上いたしました。さらに稚貝稚魚の放流事業への補助を行い、漁業資源の保護も図ってまたりたいと存じます。

第6款商工費につきましては、2億9,123万1,000円を計上いたしました。その主なものは、下賀茂地区観光トイレ新築工事費3,900万円、観光振興等補助金3,325万6,000円及び町営温泉銀の湯会館の運営事業費6,370万5,000円を計上し、健全な経営に最大の努力を傾注してまいりたいと存じます。

第7款土木費につきましては、5億3,770万2,000円を計上いたしました。その主なものは、道路改良事業費1億3,495万5,000円、河川改良事業費2,364万円、県河川等環境整備事業負担金1,500万円、妻良漁港整備事業負担金1,040万円、急傾斜崩壊防止対策事業費1,921万1,000円を計上し、さらに公共下水道事業繰出金1億1,368万1,000円を計上しましたが、内容につきましては特別会計予算においてご説明申し上げます。

第8款消防費につきましては、2億7,500万8,000円を計上いたしました。その主なものは、下田地区消防組合負担金1億8,334万4,000円、非常備消防費4,209万5,000円、耐震性防火水槽3カ所の設置事業費1,800万円を計上いたしました。

第9款教育費につきましては、4億6,491万3,000円を計上いたしました。その主なもの

は、小中学校定期券購入費 2,537万 9,000円、建築後33年を経過した三浜小学校校舎建設にかかわる建築設計委託料 2,332万 7,000円、各小学校補修工事費 1,427万 3,000円を計上いたしました。

第10款災害復旧費については、3,838万 9,000円を計上し、緊急災害対策に備え農林水産災害復旧費 1,992万円、及び公共土木災害復旧費 2,546万 9,000円を計上いたしました。

第11款公債費は、前年対比 2.7%増の6億 5,179万 9,000円を計上いたしました。

第12款予備費は、前年度同様 1,000万円を計上いたしました。

次に、歳入予算の概要について申し上げます。

歳入予算につきましては、景気低迷により税収の伸びは期待できず、厳しい財政状況を踏まえ、国の財政見通し（地方財政計画等）や従来の収入実績、今後の動向を慎重に検討し、予算計上いたしました。

自主財源は、17億 7,499万 1,000円で前年度対比 3,040万円の増額となり、構成比は34.5%となっております。本町歳入の根幹であります町税収入につきましては、9億 3,558万 2,000円を計上いたしました。この額は前年度に対しまして 327万円の増額となりました。

自主財源の主なものは、町税が9億 3,558万 2,000円のほか、繰入金4億 3,586万 4,000円、繰越金1億 8,000万円、分担金及び負担金 6,142万 7,000円、さらに使用料及び手数料 8,355万 7,000円であります。

一方、依存財源につきましては、33億 7,000万 9,000円で前年度対比 5億 5,460万円の増額で、構成比は65.5%となりました。本町財源の最大ウエートを占める地方交付税は構成比 39.7%の20億 4,000万円、地方譲与税 6,500万円、定期貯金の集中満期に伴う利子割の増収による利子割交付金 2,400万円、恒久減税の実施に伴う減収額の一部を補てんするため交付される地方特別交付金 2,200万円、地方消費税交付金 9,200万円、その他の各種交付金の合計で 7,120万 1,000円、国県支出金 5億 7,670万 8,000円及び町債が構成比 9.3%の4億 7,910万円であります。

以上で、平成13年度一般会計当初予算全般について予算編成方針並びに概要説明を終わらせていただきます。

国民健康保険特別会計。平成13年度の国民健康保険特別会計予算の編成につきましては、国より示されました制度改正等を踏まえた上で、健全な事業運営の確保を図ることを基本に、高齢化による低所得層の増加、医療需要の増高等に対応した予算を編成いたしました。

予算総額は、10億 9,011万 6,000円で、前年度と比較いたしますと 11.59%、1億 1,325万 7,000円の増額となっております。

この主な要因といたしましては、老人保健拠出金の増、また過去の実績を踏まえた医療費推計で医療費の増加が予想されるためです。

保険給付費につきましては、7億3,445万円で7.52%、5,137万4,000円の増となり、また老人保健拠出金は2億7,046万6,000円で26.67%、5,695万4,000円の増、介護納付金は5,508万円の計上となりました。

歳入につきましては、国保会計の主要財源であります国民健康保険税を7.12%増の4億8,079万6,000円を計上いたしました。国庫支出金につきましては3億4,250万9,000円、医療給付費交付金は1億3,809万6,000円を計上いたしました。また、支払準備基金繰入金に3,500万円を計上いたしました。今後の動向等を見きわめながら、適切に対応してまいる所存であります。

老人保健特別会計。平成13年度の予算総額は14億4,622万1,000円で、前年度と比較いたしまして2億8,736万8,000円、24.8%の増額となりました。

歳出の大部分を占める医療諸費につきましては、14億4,621万円で24.8%の大幅な増額となりました。この要因といたしましては、前年4月より導入された介護保険が当初期待した社会的入院の解消、医療から介護の移行目的を達することができず、本町における医療費等の減額効果は予測に反し、入院等を中心とした12年度医療費は増高し、これを推計値に見込んだことによるものです。

歳入につきましては、各負担割合によりまして支払基金交付金10億1,426万9,000円、国庫支出金2億8,796万3,000円等を計上いたしました。が、社保基金、国・県ともにそれぞれ独自の医療費推計により概算で交付され、翌年度の精算となりますので、今後の動向を見ながら慎重に対処してまいりたいと存じます。

南上財産区特別会計。歳入歳出予算総額は、それぞれ81万1,000円でありまして、歳入につきましては財産運用収入49万1,000円、繰越金31万9,000円等であります。

歳出につきましては、総務管理費81万1,000円で、財産区管理運営事務費であります。

南崎財産区特別会計。歳入歳出予算総額は、それぞれ14万7,000円でありまして、歳入につきましては、繰越金14万6,000円が主なものであります。

歳出につきましては、総務管理費14万7,000円で、財産区管理運営事務費であります。

三坂財産区特別会計。歳入歳出予算総額は、それぞれ1,293万円でありまして、歳入につきましては財産収入1,263万7,000円、繰越金29万1,000円等であります。

歳出につきましては、総務管理費1,293万円ですが、その主なものは三坂地区の公共事業等に対応するための一般会計への繰出金1,078万4,000円、その他財産区管理運営事

務費であります。

土地取得特別会計。歳入歳出予算総額は、それぞれ 1,950万 2,000円を計上いたしました。土地取得特別会計では、差田総合体育施設用地を継続的に年次計画で土地取得をしまいましたが、初期目的であります早期完成を目指し、本年度も引き続き購入をしまっています。

子浦漁業集落排水事業特別会計。平成8年度の供用開始から6年を迎える子浦漁業集落排水事業の予算総額は、歳入歳出それぞれ 2,256万 9,000円となりました。

歳出の主なものといたしましては、町債の元金償還金 1,486万 8,000円、利子 692万 6,000円、排水設備等改造資金利子補給金71万 9,000円であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金 2,251万 3,000円を計上いたしました。

公共下水道特別会計。新年度早々に湊地区の一部地区から供用開始となります公共下水道事業の予算総額は、歳入歳出それぞれ 4億 2,105万円となり、南伊豆町クリーンセンターの建設工事がひとまず終了したことに伴い、前年度と比較いたしますと 8億 3,387万 8,000円の減額となりました。

歳出の主な内容といたしましては、湊処理分区管渠築造工事 2億 3,000万円、上水道等移設補償費 1,000万円、公債費 1億 858万 4,000円ありますが、さらに今年度は従前の建設部門のみの予算から、処理場等の維持管理、加入促進事務がふえるため、2款業務費 2,561万 6,000円を新たに予算計上させていただきました。

歳入につきましては、国庫支出金 1億 2,427万 9,000円、諸収入 1億 5,978万円、一般会計繰入金 1億 1,368万 1,000円が従来の歳入でありましたが、新年度供用開始に伴い歳入に占める割合は 5.5%とわずかではありますが、下水道受益者負担金 2,000万円と下水道使用料 330万 6,000円を加え計上いたしました。

中木漁業集落環境整備事業特別会計。本町における第3番目の漁業集落排水施設の完成を目指し、平成9年度に着手し5年目になります。平成13年度において完成する運びとなる中木漁業集落環境整備事業の予算総額は、歳入歳出それぞれ 8,347万円となりました。

歳出の主なものといたしましては、集落環境整備工事費 6,408万 7,000円、設計施工監理等の委託料 223万 3,000円、給料、職員手当等 707万 8,000円、維持管理費 468万 7,000円あります。

歳入につきましては、受益者負担金 654万円、国県補助金 4,620万円、一般会計繰入金 1,496万円、町債 1,510万円を計上いたしました。

水道事業会計。平成13年度の水道事業会計につきましては、水道事業の責務である住民生活に必要な不可欠の水道水の安定供給を図るため、建設後20年以上を経過し、老朽化が著しい

石井浄水場の設備の更新と、地震対策事業及び下水道工事に伴う石綿セメント管更新事業を最重点とし予算編成いたしました。

収益的収支予算につきましては、事業収入額を前年度対比 1.2%減の 2 億 8,029 万 9,000 円を計上いたしましたが、このうち給水収益は同 1.0%減の 2 億 6,958 万 2,000 円を見積もっております。事業費は前年度並みの 2 億 7,372 万 3,000 円としておりますので、当年度の予定損益は 656 万 8,000 円となる見込みであります。

資本的収支予算の支出につきましては、前年度対比 5.1%増の 3 億 8,037 万 3,000 円を計上いたしました。

内訳の主なものは、石綿セメント管更新事業費及び下流簡易水道基幹改良事業費他の水道施設改良費が 1 億 4,500 万円、石井浄水場拡張工事費と青野大師ダム建設工事負担金の上水道第 5 次拡張事業費が 1 億 8,223 万 4,000 円、企業債償還金が 5,213 万 9,000 円であります。

これに対する収入額は、一般会計繰入金 9,735 万 3,000 円、国県補助金 1,700 万円、企業債 1 億 6,490 万円、給水負担金 400 万円、建設改良工事負担金 2,183 万 4,000 円の合計 3 億 508 万 7,000 円を計上してございます。

また、資本的収入額が資本的支出額に不足する 7,528 万 6,000 円は、損益勘定留保資金と消費税資本的収支調整額で補てんする予定であります。

なお、地方公営事業である水道事業は、独立採算が基本原則でありますから、事業の経営に当たりまして極めて厳しい経営環境にあることを認識し、常に長期的展望に立ち、より一層経済性を追求して、経営の合理化と安定給水に努めてまいる所存であります。

介護保険特別会計。介護保険特別会計予算の編成につきましては、本会計制定 2 年目に当たり、予算編成をする上で参考となる数値が数カ月分の実績しかないため、国・県へ提出してあります計画書をもとに予算を編成いたしました。

予算総額は、6 億 7,059 万 2,000 円で、歳出のうち第 1 款総務費は介護保険に対する事務費、介護認定審査会、認定調査費 938 万 9,000 円、第 2 款保険給付費の主なものとして在宅介護サービスのための居宅介護サービス給付費に 2 億 5,150 万 9,000 円、要介護度 1 以上の方が利用できる施設介護給付費に 3 億 4,200 万 7,000 円、在宅サービス計画の作成に要する費用として居宅介護サービス計画給付費 1,479 万 5,000 円、要支援度を判定された方のための居宅サービス費用として居宅支援サービス給付費 2,992 万 2,000 円など、保険給付費総額 6 億 5,700 万 1,000 円を計上いたしました。

また、第 3 回介護保険財政の安定化を図るため拠出する財政安定化基金拠出金 319 万 6,000 円、予備費として 100 万円の予算を編成させていただきました。

次に、歳入ですが、第1款保険料につきましては第1号被保険者の保険料を4分の1減額し、6,890万6,000円を計上いたしました。

第3款国庫支出金は、給付費の国庫負担率20%分の調整交付金8.17%分及び事務費交付金で1億8,713万5,000円、第4款支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料分として給付費の33%分の2億1,681万円、第5款県支出金は、給付費の12.5%の8,212万5,000円、第8款繰入金は、町負担分として給付費の12.5%と介護保険料軽減分として国より交付された介護保険円滑導入基金として積み立ててある分1億1,310万5,000円、第9款繰越金として249万5,000円を計上して予算を編成してあります。

以上で平成13年度における施政方針並びに予算編成方針を終わらせていただきますが、詳しい内容につきましては、それぞれ議案として上程されました際に、各主管課長より説明させていただきますので、どうぞ審議のほどよろしく願います。

○議長（大野良司君） これにて行政報告及び施政方針並びに予算編成方針についての説明を終わります。

ここで10時35分まで休憩をいたします。

（午前10時25分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前10時35分）

◎一般質問

○議長（大野良司君） これより一般質問を行います。

◇石井福光君

○議長（大野良司君） 9番議員、石井福光君の質問を許可いたします。

〔9番 石井福光君登壇〕

○9番（石井福光君） 通告により質問いたします。

1番目に、路線バス問題についてでございます。この路線バス問題については、私は平成10年6月議会、また昨年6月議会でも質問し、今回で3回目になると思いますが、これは重要で避けて通れない問題でございますので、質問させていただきます。

町長が今まで行った町政懇談会にも再三各地区から要望が出ております。本題に入る前に昨年路線バスの議会研修で、岩手県大東町における内容が関連がありますので、参考までに

説明の時間をいただきます。

この町は、昭和30年4月、2町3村が合併し大東町となり、現在の人口は1万8,403名、世帯数は5,060世帯で、面積は284.71平方キロメートルですが、人口の推移を見ると昭和30年約2万9,000あった人口が、平成7年には1万8,000と約1万名の減少を起し、過疎化が進んでいる町でございます。

産業別就業者も、第1次産業の農業も1万1,484人から3,251人と減少しているが、逆に第2次産業の建設業は389人から1,340人、製造業は315人から2,466名と増加して、逆への方向があります。

町議会議員は20名でございます、12年度の一般会計歳入は約93億円。この内訳の主なものは、地方交付税が45億円、町税10億円となっております。歳出の主なものは、民生費19%、土木費・農業水産13%、総務費が10%、公債費が15.0%となっております。

町の内容は以上であります、大東町町営バスの概要ですが、この背景にあるものについて、これは以前、岩手県交通及び国鉄バスに頼ってきたが、バス利用者の減少で廃止、代替バス運行の助成金が、年々負担がふえてきたというような中で、高齢化の進行——これは交通弱者の増加、住民のニーズ——これは利便性、新規路線の設置要望で総合的な文化交通体系の確立が急務となってきたというのが背景にあるわけでございます。

2番目に、町営方式導入の決定までの経過ですが、これは交通対策検討委員会というのが15名で設置され、先進地の視察も十数回行っております。検討状況については、時間の関係で省略させていただきます。

それで3番目に、利用者からのアンケートの調査を行い、4番目に町議会総合交通体系調査特別委員会も設置しております。また、大東町町営バス運行基本計画、これも時間の関係で削除させていただきます。運賃決定の方法については、大東町に町営バス運行基本計画における中で現行のままとし、県交通のバス路線と同じ運賃とし、対キロ区間性、遠距離運賃減性をとっております。

この町営バスの運行開始は平成6年10月、特徴については全車にエアコン装備、2番目にプリペイドカード方式、現金も併用しております。3番目に、バーコード方式、整理券の採用、高齢者の無料化、町で行う各種検討時の乗車無料、これは一般会計からの繰り入れで行っております。また、心身障害児の運賃割引も行っております。

次に、運営の方法ですが、これは運転業務委託先及び委託先の概要ですが、委託先は大東交通サービス。これは、町内タクシー業者2社による法人でございます。運行体制については、運行管理者3名、乗務員16名。

次に、財源ですが、初年度開設費が2億6,200万円。その内訳は、バス購入費が約1億649万円。これは、小型バス29人乗りが4台、中型バス53名乗りが6台、小型バス29人乗り4WDが2台、合計12台でございます。その中のバス運賃の収支実績については5,224万1,000円、バス停留所にかかった費用が612万8,000円、敷地の取得・造成が7,965万3,000円、管理棟及び備品が2,368万7,000円で、これが2億6,200万円になります。

その財源についてですが、過疎債が1億8,670万円、辺地債が4,870万円、廃止路線代替バス車両購入費補助金が1,800万円で、一般財源は924万9,000円となっております。

それで内容でございますが、大東町の町営バスの特別会計をもって、平成9年度は、結果だけ、財政調整基金を積み立てる中で、プラスが1,613万6,000円、平成10年度が664万6,000円、11年度が558万円のプラスとなっております。

以上、大東町バス路線について説明を終わりますが、結果を見てもわかるとおり、大々的に12台も持っている中の町営バスでございまして、当町といたしましても今後参考になればと報告いたします。

そこで、当町のその後の協議会の進捗状況と三和総研の最終報告について伺います。

町長は、私の昨年6月の定例議会において最終報告の時期は、「平成12年3月末に出るところが、これは3月7日第2回協議会で三和総研より地域交通調査中間報告がなされ、3月30日第3回協議会の調査報告がなされて、これは三和総研の試案で、ここで決まったことではない」という答弁をしております。これから委員会を踏まえた中で要望について話し合うことが必要であると考えます。また、遅れた理由については、「4月より人事異動等を大々的に行い、また衆議院選挙とかそういうことがあって議会の方も日程がとれず、6月定例会の開催時期が早くなりましたので、本来ならばその間において開かなければならなかったものではないかと思っている」というような答弁をしておりますが、その後、昨年12月1日に第4回の審議会を開いたそうでございますが、そのような理由でおくれたということで、昨年丸一年経過しているわけでございますが、その後の最終報告についてどうなっているのか、伺いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

町内を走る公共交通機関は、南伊豆東海バスと伊豆下田バスがあります。この公共交通は町民の大切な生活となっております。バス交通については、平成12年度に改正された道路運送法の一部改正に伴って、13年度には規制緩和が実施されることになっております。

バス交通の規制緩和による原則として、事業者の判断によってバス路線の参入、撤廃が可能となっています。東海バスにおきましては、撤退するという意思の表示はございません。したがって、地域によって新規参入が活発になる反面、不採算路線からの撤退も自由になり、生活交通が空白となる地域が出る可能性が考えられます。

南伊豆町路線バス問題協議会は、昨年12月1日に開催いたしました。そのときの意見として、南伊豆町としての素案を提示する必要があるのではないか。南伊豆町の中心地に1万平方メートルぐらいの土地を求め、バスターミナルや公共施設をつくってはまずどうか。小委員会を設置して検討したらどうか等々の意見が出されております。

今後、提供すべき公共交通サービスには、サービス水準やサービス提供主体、運賃負担方法等に幾つかの選択肢が想定されるので、国で示される規制緩和の状況を見ながら、今後検討していくということになっております。

また、三和総研による本町の路線バス網のサービスの基本方針としては、幹線と支線を分離し機能分担を明確にした路線バス網を再構築。2として、幹線と支線との接続の円滑性を確保する。3点目として、既存の提供サービス水準はどの集落においても最低限維持する。4として、支線対応のため支線におけるデマンド対応型サービス等の適用を検討するとなっております。

静岡県においても、生活交通を確保するため、地域協議会を設置することになっており、生活交通の確保に関する枠組みや、具体的な路線にかかわる生活交通の確保について協議していくことになっております。その設置時期は、平成13年3月下旬を予定しております。

南伊豆町といたしましては、静岡県が設置する地域協議会の動向を見据えながら、また三和総研の調査報告書を参考にしながら、地域住民、特に交通弱者である高齢者、障害者、児童生徒などの利便を配慮しながら、総合的に生活交通を検討していきたいということでございます。また、静岡県の方で正式に設置の通知が来ておりません。県とお互いに協議しながらということが基本路線であると、そう考えております。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） 今の説明ですが、要するに私の言いたいのは、昨年の3月に三和総研が最終報告を出すということで、現在1年たっているようなわけですね。それについて三和総研に幾らコンサルタント料出したかわからないんですが、それではまるっきり契約違反ではないかと。結論が出ていないのではないかと。

要するに、今町長言われたとおり、路線バスの問題が、廃止については確かにここに新聞にもあるとおり、やっこの3月に設置されるわけです。それと三和総研が去年の3月いっ

ばい出なければならぬ最終報告が出ないで、これが出るというのは、去年の10月の話なんですよね、この協議会の設置されるというのは。それで、これは県議員が今度3月に決めますよということができただけであって、三和総研が出すのとこれとは全然別個の問題ではないかと思うんです、僕は。当然、3月31日に出ているのであれば、これは県で出た協議会が半年たった後に出るもので、だから僕は別個だということを今言いたいわけなんですよ。

それで、なぜ三和総研が今まで出なかったかということは、当然町長が先ほど言われたとおり、その点いろいろ項目はありますが、もちろんその中でもここにも書いてあるとおり、多系統小便型から小系統多便型へするというのは、これは今の計画に載っかっているわけですよ。それはそれでいいんですが、本当に12月に出たとおり、町としての素案ができていないわけですよ。だから、今まで審議会4回開いたって、5回開いたと開いたって、まるっきり平行線ですと来て、三和総研の理論だけで、総論だけでずっと来ているわけですよ。だから何にも結論は出ない。

僕の言うのは、自営にした場合と現在東海バスに路線バス6,500万円で、またいろいろな通学定期などで1億5,500万円ぐらいの金を現在やっているわけですよ。そういうのを比較したときに、果たしてどっちが高いのか、いいのか。先ほどの大東町は、もう既に2年で600万円も浮いているということは1億2,000万円ぐらいの金が浮くわけですよ。ゼロでもいいや、ツーペーでもいいわけですよ。民間に任せるときに浮かなくなると、ゼロでも一応何千万円の金が浮くわけですからね。僕はそこを言っているわけです。

だから、そのとおり町営にした場合にどうなるのか。今まで東海バスに支払っている金をしたときに、てんびんにかけてどっちが高いのか安いのか。そこがこの前6月にも言ったんですが、それが当然自営の場合に2億も3億もかかるのであれば、これは今までどおり東海へやるのがこれは筋だと思うんですよ。

だけれども、いろいろの私とその前の長野県の川上村へ行ったときにも、委託にしたときには600万円も次に赤字が出ているわけですね、川上村も。そういうとおりだから自営の場合にも、ある程度プラスではないかなというような感じがするわけですよ。

だから、具体的に数字が出ていないからわからないですが、例えば焼津の場合にはX線方向で走るとか、いろいろ方向あるわけですよ。南伊豆の場合には、試案ですが三方向で上に行くのと伊浜に行くのと石廊崎に行く、三方向に行ったときのバスだって3台か4台購入すれば十分間に合うわけですよ。大東町は、12台でも、もう既に3年後にこれだけ黒字が出ているということは、当然うちの場合でこれを4分の1ぐらいで済むわけですから、その辺を素案を出して、いつまでたっても100年たっても審議会で結論出ないわけですよ。だ

からそれは6月要望で何回も質問してあるわけですね。

一向に現在に至ってもそれが方向性がないということは、ただ今度は県の方の協議会に出しておんぶだと。規制緩和を見てやるということは、それは規制緩和のことはもう以前にわかっていたんだけど、協議会というのは去年の10月ごろに出た話だと思っすよ。そういうところでは別個だと思っすんですが、それについての町長の考え方を。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

先ほど申しましたけれども、バス交通の規制緩和というのは、要するに企業者の判断ということで、東海バスの方で私はやめますという意思表示は一切ないわけです。それについて町の方でやめろということは、当然生活権のこともあるしできませんし、お互いにそこで研究し合うという前向きな姿勢で今まで来ております。そして、その中で県の方の方針も踏まえた中で対処していこうというのが、私の町としての基本的な考えです。

そして、詳しくは助役の方に答弁させます。

○議長（大野良司君） 助役。

○助役（飯田千加夫君） それでは、補足させていただきます。

石井議員のおっしゃっている、すぐに町が方針なり方法を考えて比較検討すべきだというご意見だと思いますけれども、三和総研は南伊豆の現状分析とこれから望ましい方法というのを彼らなりに試案として提案していただきました。

したがって、これはバス対の協議会の皆さんに説明をし、配付もして検討願っていることですが、しかし三和総研のこの案を、幾つかある中のどういうふうにしたらいいかということについて、これは非常に難しいことで、やはり先ほど申し上げました、これをすぐにやるというのが現在の南伊豆にとって得策でないというふうに考えております。

これは、協議会の皆さんにも申し上げてありますけれども、やはり国の示される規制緩和、それに伴う国・県の補助金の変更、それと協議会でこれからは規制緩和の施行に伴いますと平成13年の後半になるそうですけれども、撤退倒産など規制緩和で出てくるわけです。こういう中で、やはり現在撤退についての申し出等も来ておりませんし、また正式にそういう打診もしたこともございません。しかし、事業者として東海と伊豆下田バスにつきましては、協議会に入っただいております。そういう中で彼らもこういう規制緩和について十分存じております。専門業者としての知識から、あるいはいろいろなことを模索しております。

ですから、そういうことを総合的に判断しながら、また協議会というのが新しくできるそうです。国の方針で県がつくる。県の中に我々も入るという段取りで、この下旬に初めての

設立の会合があるようですけれども、市については部長クラス、町村については助役ということで出席要請が来ております。

したがって、私もこのバス協議会の会長としても、また助役としても、この件についてはやはり県にも相談しておりますし、現在そういう過渡期的な状態の中で方向を決定すべきではないと。そんなにあわてることはないというふうに判断をしておりますので、石井さんのおっしゃるような、今すぐにこれは出なくても、どうしたらいいのかということについての見解が若干私どもの方の問題とずれている。町長の方の答弁も、これやらないとかとではなくて、やるにしてもどうするにしても、もう少し規制緩和の方向と補助金関係を見きわめないと、そういう方向が出せないだろうと。

現在のところ、静岡県からも町が東海さんに助成する半額を県の補助金としていただけるということで、平成13年もそういうような感じでやっておりますので、現在のところは町長が先ほど申し上げたとおりの方針でいきたいと思っております。

以上です。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） 今の助役の説明の中で、先ほどそれは今きょうやれあしたやれということを行っているわけではないわけですよ。

懇談会の中でも、これだけではあんたたちはわからないかもしれないんだけど、町民の立場に立って、例えば観光客が石廊崎回って吉祥で乗りかえて、雨の中をあそこで待っていて、あそこへ乗り継ぐんだという、要するに不便なことをやっているわけですよ。これ事実でしょう、これ。石廊崎から来たのが吉祥の方で乗りかえるために、次のバスを待つためにあそこで待っているわけですよ。雨が降ろうが停留所がないわけですよ。その中で、だからそういうことが南伊豆町が観光立町でございます、何でございますと言ったって、それはイメージダウンの一つにもなるし、私もそういう連絡を受けているわけですよ。

だから、きょうやれあすやれではなくて、我々は我々の税金を使っている1億の税金を町民の貴重なる税金を使っているから、いつときでも早くそれをどっちが安いのか2つに1つだから、どっちにするべきではないかということを行っているだけであって、いや今やれということを行っているわけではないと思う。

2年も3年も前からの話がこれ出ているわけですよ。そのままで、今まで何をしていたかと、結論が出ていないではないかと。何のために、三和総研と幾ら払ったか500万ぐらい払ったのか400万だかわからないですが、何のためにコンサルタント料払ったかということなんですよ。聞いたら何にもしていないではないですか。ただ、総合的にあれがないから結局

はこれは今までどおり任せた方がいいと、これちゃんと書いてありますが、これに。書いてあるんですよ。ノウハウがないから、経営のノウハウの中で効率的な運営が難しいこと。財政的な余裕が不足しているから、これは当然町営を選択することは困難であり、事業者に委託することが妥当であるということまでちゃんと書いてあるわけですよ。

だから、6月に言ったとおり東海ありきということが、結論が出ているわけですよ。だから何かやったと言ったって、これは審議会をやる意味がないということであると言っているわけですよ。結論出ているではないですか。では、三和総研のコンサルタント料が3月に出るのは国はじゃどうしたら、出ないということはどうなんですか、コンサルタント料払った以上は契約違反ではないですか、それ。その辺について一度お答え願いたいです。

○議長（大野良司君） 助役。

○助役（飯田千加夫君） 先ほど出ましたバス停の諸問題については、執行等でも出ておまして、できる限り改善できるものは改善するということで、改善したところもごさいます。便をふやしたり、時間を調整したりということであります。しかし、これはこれを完全にやりますと相当のお金がかかると。やはり赤字になる分だけお金がかかると。町からの補助金がふえると。そういうサービスをどこまでどういうふうに徹底するかということによって変わってきますので、今の住民要求が全部達成できるわけではありません。しかし、改善すべきはしております。東海さんもそれは聞いております。

それと最後の問題ですけれども、これは三和総研については11年度の予算で委託をしまして成果品もできましたのでわかっておりますけれども、その成果をどうするかということは、この結果が出た後1年以内にこれはしますとか、どうしますかということではございません。町の長期的あるいは中期的、短期的にもどうするかという提案はしてあります。ですから、その中で我々が考えることだということで、別に何らこの成果品に対してのその問題はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） 今の問題で、だから要するに素案がないということは、要するに総論だけしか三和総研は出てこないんですよ。先ほどから何回も言っていますけれども。

だから要するに町として、例えば先ほど言った三方向走ったときに、それを1日最低1回走ったときにバスが何台要するのか。運転手はそれに対して幾人要するのか。走行距離がリッター幾ら燃料代がかかるのか。人件費が幾らかかるのかとか、そんなものは簡単に出ると思うんですよ。これは私にはわからないが、ある程度専門の業者に頼めば出ると思うんですよ。

バスが大体三方向であれば4台あればいいわけですね。その4台の購入費は幾らなのか。人件費が5人雇ったときに幾らなのか。燃料代が幾らなのかというのは、大体推定出ていでしょう。出ないですか。そういうわからないようなコンサルタントではしょうがないんだけど、出せといえれば私また研究して、その方の動きで調べてできると思うんですよ。

ただ、僕の言うのは、また今それは便宜を図っていると言っても、回数が多くなれば当然東海の不採算路線ですから、当然その料金がふえてくるということは、当然また6,700万円ですか、補助費6,500万円のやつが1億になるかもしれないですよ。1億5,000万円になるかもしれないですよ。僕はそこを言っているんですよ。

だから、いつときでも早くそういう素案を具体的なものを出して、どっちがいいのか悪いのか、それを出せということを行っているわけです。出ていないわけではないですから。そこなんです。税金を払っている。だからどっちが高いのか、どっちがいいのかということを見て、今の状態でいけば、これから町民のために便利にしますよと。どういう住民要望においてやりますよと言ったときに、不採算がだんだんだんだん料金が上がってくるわけですよ。それが町民の税金でやっているんだから、それはやるべきではないということを行っているわけ。だからいつときも早くツーパー入ったときに、どっちが大切かということを行っているわけです。

だから審議会の後の問題でしょう。この審議会がこれは当然都道府県と市町村、バス事業者で構成されてつくるわけですよ、これは。だからそれは今後の問題であって、だからいつときでも早く、今後の問題だと言ったって、これがあるからでは新たにこれを当てにしてやるのであれば、また先に延びるかもしれないけれども、そういう点をもう2年もかかっているわけだから、これはぜひまた早いうちに検討というのか、積極的な案を出してもらって、そういうものを審議会なり検討してもらってほしいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（大野良司君） 助役。

○助役（飯田千加夫君） ご意見としては賜りたいと思いますけれども、先ほど出ました大東町の町営バスなんですけれども、現在ではもう赤字。要するに、そういう方向で一般会計から繰り出しがなければ運営できないという方向。なぜかという、やはり業者がやっている。したがって運賃見直しとか、利用券の検討、再建についてとか、結局同じことを頼っているわけです。ですから、町営でやってもやはり委託でやったとしても、やはりこういう過疎地につきましては、こういう旅客運送事業というのは、かなり厳しいと思います。

したがって、私たちは即町営にするのがいいかという結論も出しておりませんし、委託でいいかという結論も出しておりません。したがって、三和総研の案の中でいろいろ

な案を提供されておりますけれども、そういう中で方向を検討するんですけれども、先ほども言いました規制緩和の内容が法律的なもの、例えば補助金がまだ示されていません。どういふ補助金が出るかということとは。

したがいまして、そういうのを見きわめないと町の方向は出せないということであって、この協議会は今後1年も2年もあるいは3年も続くかもしれませんし、私たちは1年とか2年で単純に解決する、そういう問題ではないというふう理解しておりますので、その辺をご理解の上、もう少し長い目で見えてほしいと、こういうふう思っております。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） 3本目ですから最後の質問をしますが、今の大東町は赤字ではないんですよ。黒字なんですよ。9年度が1,613万6,000円黒字なんですよ。それで10年度は664万6,000円は黒なんですよ。11年度は505万8,000円の黒なんですよ。しかも、こういう大々的の中でやって黒。もちろん、この中には財政調整基金に対するのも支出の中に入った中の黒ですから、黒なんですよ。赤ではないんですよ。そういうことの中で、要するに3回目の質問ですから、さっきからくだいですが、いろいろ町民も関心がありますものですから、積極的な方向で進んでもらいたいと思います。

次に、一般廃棄物の生ごみ対策について質問いたします。生ごみの減量化は、焼却炉の燃焼効率の悪化を招き、焼却炉の安定燃料によるダイオキシンの削減及び経費削減を図る上で、また環境保全意識の高まりで生ごみを有機肥料にリサイクルする家庭用生ごみ処理機は資源サイクルの観点から、近年家電メーカーを中心に販売されてきております。この処理機の人気については、市民、町民のリサイクル意識の高まりとガーデニングブームが後押ししていると言われております。

この処理機は、水分を取り除き、容量を5分の1程度にする乾燥式とバクテリアなどの菌を投入し、生ごみを肥料化するバイオ方式の2種類があります。この購入に補助金を出す自治体がふえて、県内74市町村の中で73%に当たる54市町村が助成制度を創設、購入金額の4分の1から最大10分の7を補充しております。特に、裾野市においてはご存じのとおり、事業系のごみが増大しているため、県内唯一事業者に100万円を限度に助成し、また龍山村はごみの焼却施設が小規模なために家庭で処理してもらえれば、行政の負担が軽減し、環境にもよいということで、13年度までに470世帯の全世帯に無償で貸与をする計画だと言われております。

ちなみに、静岡市の場合、11年度前年比12.4%減で、長泉町ではこの利用者が多く、年間約100件分を見込んだんですが140件という申し込みがあって、補正で300万円計上したと

的なものも取る必要があるのではないかと。

昨年は、前向きに検討しますということであったんですが、これも検討ではなくて、もう実施の方向で動くことが必要ではないかと思うんですが、町長の考えをよろしく願います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 意見としてお承ります。

以上です。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） 次に、13年度予算について、先ほど町長の施政方針、予算編成がありました。私が二重になりますが一応簡単にまた質問させていただきます。

私が言うまでもなく、予算の意義はその年の1年間の収入と支出の見積もりであると同時に、住民に対してどれほどの公租公課を義務づけることになるか、その見返りとしてどんな行政サービスを行って、福祉向上に努めることを約束するものであり、編成に当たり、あくまでも住民全体の福祉を念頭に置いて考えるべきで、いやしくも一部の住民の利益のために奉仕するようなことがあってはならないというのが定義されております。

そこで、当町における13年度予算は、第4次総合計画の基本理念として生きがいと創造、自然との共生、地域にふさわしい交流を掲げ、郷土南伊豆の歴史と伝統を継承しつつ、活力ある南伊豆町の実現に向け新たな発展を目指すと書かれてあります。1年間の予算は、後年度に影響するところも大きいので、長期的観点に立ってぜひご判断する必要があると思えます。そこで、総合計画と自立過疎促進の基本理念に一致していると思うんですが、その辺について1点お答え願います。

それと関連ですので、予算編成の重点についてお伺いします。少ない財源を総花的にばらまいていたのでは重点的な事業ができないし、また逆に重点的な事業を執行することは大切だが、他の行政が犠牲になる可能性もあるので、調和と均整のとれた予算でなければならないが、予算編成の重点についてもお聞きします。

次に、第3点でございますが、経済効果について。地方自治法第2条第3項には、地方公共団体がその事務を遵守するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定されているわけですが、例えば同じ仕事をして、やり方によっては割高になることもあると思えます。

昭和61年のこれは調査結果ですが、ごみの場合にごみの収集を直営ですると、1万5,000円かかるものが、委託にすれば6,180円できるといようなことを言われております。ま

的なものも取る必要があるのではないかと。

昨年は、前向きに検討しますということであったんですが、これも検討ではなくて、もう実施の方向で動くことが必要ではないかと思うんですが、町長の考えをよろしく願います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 意見としてお承ります。

以上です。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） 次に、13年度予算について、先ほど町長の施政方針、予算編成がありました。私が二重になりますが一応簡単にまた質問させていただきます。

私が言うまでもなく、予算の意義はその年の1年間の収入と支出の見積もりであると同時に、住民に対してどれほどの公租公課を義務づけることになるか、その見返りとしてどんな行政サービスを行って、福祉向上に努めることを約束するものであり、編成に当たり、あくまでも住民全体の福祉を念頭に置いて考えるべきで、いやしくも一部の住民の利益のために奉仕するようなことがあってはならないというのが定義されております。

そこで、当町における13年度予算は、第4次総合計画の基本理念として生きがいと創造、自然との共生、地域にふさわしい交流を掲げ、郷土南伊豆の歴史と伝統を継承しつつ、活力ある南伊豆町の実現に向け新たな発展を目指すと書かれてあります。1年間の予算は、後年度に影響するところも大きいので、長期的観点に立ってぜひご判断する必要があると思えます。そこで、総合計画と自立過疎促進の基本理念に一致していると思うんですが、その辺について1点お答え願います。

それと関連ですので、予算編成の重点についてお伺いします。少ない財源を総花的にばらまいていたのでは重点的な事業ができないし、また逆に重点的事业を執行することは大切だが、他の行政が犠牲になる可能性もあるので、調和と均整のとれた予算でなければならないが、予算編成の重点についてもお聞きします。

次に、第3点でございますが、経済効果について。地方自治法第2条第3項には、地方公共団体がその事務を遵守するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定されているわけですが、例えば同じ仕事をして、やり方によっては割高になることもあると思えます。

昭和61年のこれは調査結果ですが、ごみの場合にごみの収集を直営ですると、1万5,000円かかるものが、委託にすれば6,180円できるといようなことを言われております。ま

た、同じ経費をかけても同じ効果が上がるわけではない。手段によっては100%の効果が上がる場合もあるだろうし、また50%しか上がらない場合もあると思います。最少の経費で最大の効果が上がる方策を講じていると思いますが、以上、この3点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

予算編成基本方針についてですけれども、先ほども述べたとおりでございますけれども、町民の福祉向上と生活環境の整備及び町の活性化に向けて、21世紀のまちづくりの方針である第4次南伊豆町総合計画や、過疎地域自立促進計画に盛り込まれた各種施策や事業の推進に向けたいということで予算編成は組んでおります。

そして、重点についてでございますけれども、地区懇談会を踏まえた中、また町村合併がささやかれている中、地域住民に密着した公共投資は優先すべきではないかなというのが基本的になっております。ということは、石綿管とか合併した場合に取り残される可能性のあるものについては、財政のバランスということもあるんですけれども、密着型予算は先行すべきではないかなということで考えております。

そして、経済効果でございますけれども、例えば今言った水道の事業についても、できるだけ自分たちの町で買えるものは買って、そしてそれを事業者にやって、その工事費だけといういろいろ勉強しております。そして、1.1人行政ということで私がよく言っていることは、お金がなかったら知恵を使えということで、その単年度決算が100万円の予算を100万円で決算すればいいんでしょうけれども、そこに110万円の効果を上げるのが効率化行政、要するに1.1人の行政ではないかなということも、町職員にはそのように指導しております。

以上です。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） 予算編成については、内容きょう配付されたわけですが、これについて町の活性化のために執行していただきたいと思います。

次に、最後に補助金についてですが、補助金を出したときに効果は上がっているかということなんですが、補助金は産業振興や特定の事業の奨励や行政目的遂行のためなど、公益上の必要性に基づいて支出されるものであるから、その目的が達成され、効果が上がっているか検討して、来年度のもちろん補助金のあり方の参考にすべきだと思います。

そのためには、一定の融資企業による資料の提供を求める総合的な検討が必要であると思いますが、各この補助金についてですが、補助金を出す場合に、ある程度の収支決算書的な

ものは提出されて、それに目を通してあるんですか。

それと、その場合に法令に違反した補助金はないか1点。

2点目に、従来の惰性に流れ今後減額なりむしろ中止するのが適当なものはないか。それと、補助金を受けている団体がこの運営は補助金のみで耐えているのか。最後に、町長が補助金支出の結果や成果を精算書等の書面により、確実に今言ったとおり把握しているのか。また、最後に町長の人気取りのための補助金等はないか。

私が資料を配付した中で、これが平成7年度から——10年度はちょっと資料がなかったもので、12年度、これ予算ですが、11年度まではこれは全部決算です。これが一覧表に私が一応書いたものでございますが、これに目を通していただければわかるとおり、何か惰性による金額が多くなって、ただ昨年度は30団体について見直しを行っておるわけでございますが、それも金額にして100万円そこそこ。ただ、大きいところでそれにはバス路線の6,500万円とあれは入っていないんですが、細かいところで110万円ですから、30団体やっても110万円しか削減していないわけです。

ことしを見ても、ことしも昨年度に比べて13年度も10カ所ですかね、見直ししてありますよね。ふえたところ1カ所ありますが、ほかはやはりあと2%程度してあるんですが、具体的に私はこれでじゃどれがどうだということは言いませんが、今後、今言ったとおり切るものは切る、不必要なものは徹底的に切る、どうであろうと人気はどうであろうとこうであろうと切るべきものは切る、惰性に流れない、この表を見れば明らかにわかると思うんですよ。この5年間見ても、左から右に倣えでしょう。ちょっと変わっているのは何箇所か変わっていても、幾らも100万で、これでは見直しにならないんじゃないかと。形を見直しなものですから。それについて来年度は徹底的にやるべきではないかと思うんですよ。やはり、これも税金の中でやっているわけですから、その点についての町長の回答を。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 先ほどの予算書をつけているかということでございます。これは間違いなくつけております。そして、総務課の方で検討、または町長を踏まえて検討しております。

各種補助金について、行政の責任分野とか経費負担の必要性、行政効果等検討の上、総合的に判断しております。そして、今、賀茂郡下の流れといたしまして一律に5%カットや本年度としての補助金を50%カットするという方針も打ち出しているところがあります。

そして、また町のこの財政でございますけれども、交付税の要するに減額という一つの国の方で策定して臨時財政対策費として町で借金をして、財政を賄えというような具体的な案

が来ております。それを踏まえた中で、町民にもご理解、今まではまた交付税が減っているからとか、景気が悪いだとか、そういう文書的なものはありませんでしたけれども、これからは国の方で臨時財政対策債というので、町自身でもう債務を負担しろよという大きな流れがあります。それを踏まえた中で、十分石井議員の意見を尊重しながらやっていきたいなど。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） 最後になりますが、大体平成7年度から9年度まではほとんど左から右ですか、1億2,000万円ぐらいなんですけど、11年度、12年度はもう2億に近いです。1億9,500万円の補助金が上がっているわけですね。これからどんどんどん11年度が1億9,542万6,000円、昨年度が1億9,356万1,000円と、ほとんど6,000万円ぐらいぼんと上がって、これには例の6,500万という路線バスの維持対策が含まれているんで、10年度からですか、そういうことの中でふえているだと思っんですけど、やはりこういうものはやはり税金の中で支出しているわけですから、極力抑えるところは抑える。くどいですが、抑えるべきところは抑えて、もう切るところは切る。これによって、ふやすところはふやしても結構だと思っんですけど。活性化になるのであればふやすところはふやすべきだと思っんですけど、その方向で来年度は慎重に補助金の見直しをしていただきたいと思っます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大野良司君） 石井福光君の質問を終わります。

◇ 鈴木久香君

○議長（大野良司君） 1番議員、鈴木久香君の質問を許可します。

〔1番 鈴木久香君登壇〕

○1番（鈴木久香君） それでは、通告に従いまして観光対策についてお尋ねさせていただきます。観光立町南伊豆町として、今後の進むべき道及び観光の目玉づくりについて、町長の考えを伺いたいと思っます。

まず、1点目は、現在当町では、第3回みなみ桜と菜の花まつりと第25回南伊豆町自然まつりが開催されております。みなみの桜と菜の花まつりについては、観光協会によりますと、来遊客及び旅館等の入り込み客は、前年に比べ大幅な伸びを示しているとのこと。

したがって、来年、再来年と来客の伸びが予想されます。ついては、町としての受け入れ先について、例えばトイレの増設や駐車場の拡張についていかがか、町長の所信を伺いたいと思っます。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

行政報告で申し上げましたが、第3回みなみの桜と菜の花つまりは3月6日現在62%増、15万5,000人ということになっております。それに伴う貸し切りバス、マイクロバスも増加し、今回のバスの収容状況でありますけれども、約2,500台が駐車場を利用いたしました。メールクラブ横、渡辺電気事務所前、ホテル鈴木屋駐車場、及び日野の山田自動車横等で処理してまいりました。また、マイカーにつきましては、下賀茂の各旅館の駐車場、あるいは川崎市所有の土地、銀の湯会館第2駐車場等を利用している現状であります。

ことはバスについて22日、25日が最も多く、時間帯により混雑しましたけれども、平均してスムーズに処理できたと考えられます。しかし、今後、駐車場用地確保の困難が予想されるため、みなみの桜と菜の花まつり部会での反省を踏まえ、町としてもその対応を講じていかなければと考えております。

公衆トイレ関係につきましては、今回は昨年より13基増設し、倍の25基で対応してまいりましたが、貸し切りバスが集中する時間帯のみ混雑状態で、その他は比較的スムーズに利用できたのではないかと考えております。

13年度予算として、下賀茂地区観光トイレ施設整備事業で予算計上させていただきましたので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） この行事も季節的なものでありまして、仮設とかなんとかを利用するのが多いと思います。また、別の今常設されております温泉公園、九条公園、ふるさと公園等への常設トイレの増設をお願いしたいんですが、そのことに関しましてどうですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 下賀茂公園については、1カ所増設しようという計画がありますけれども、九条公園とかはまだ用地の関係等もありますもので、今のところは現状ということで考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） それでは、できるだけ前向きに検討よろしく願いいたします。

それで2点目は、現在奥石廊崎ユウスゲ公園、伊浜区有地の花木園整備、古代ハス園計画に力を入れているようですが、今後の見通し、計画について伺いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） では、答弁の方、ユウスゲ池公園について収入役に答えていただきます。そして、伊浜の花木園、古代ハス等の現状については、私の方で答弁させていただきます。

伊浜の花木園についてですけれども、先月2月8日にヤブツバキを探したいなということで行ったわけです。その中に、昭和47年につくった自然休養村事業ということで、昭和47年当時つくった花木公園があったわけですが、それが大変荒れているということで、そしてツバキが約50本、そしてその2月8日の時点においても桜が三分咲きという温暖な環境に恵まれているということで、咲いていたわけなんです。しかし、その環境が余りにも伊浜区の方で聞いたところ、5年くらいは管理したけれども、後はそのまま放置ということで、かなり何かもったいないということ。そして、景観がいいもので、できたらここを花木園として再生できないかなということで、町の方としても現状としては測量まで入って、そして2回にわたって伊浜区またはボランティアによって2回整備していただいて、整備してもらうというその言葉はいけないんですけれども、お互いにこれからは協働という形の中で、伊浜区の自主的という発想のもとに2回にわたって整備していただいております。

それから、また測量会社の方にもお願いして、その現況の平面図をとって、それから農業試験場の場長さんが大変力を入れてくれてますもので、その年間管理計画というのをつくった中で、役場の職員、また伊浜区、そしてまたボランティアを入れた中で、この花木園というのが一つの拠点になればと考えています。

また、古代ハスについてでございますけれども、ことしの予算で平成13年度になるんですけれども、緊急雇用ということで100万円の予算を国の方からいただけることになっております。そのことで、市之瀬の方に約3,000平方メートルの古代ハスの池をつくりたいなど。

そして、この6日の日に行ったんですけれども、上小野でたまたま山田という個人名出してなんなんですけれども、その方が水のわき出るような深田は持っているよと。たまたまこれも二条というところで、私の理解者がその山田さんと話して水のわき出る土地を持っていると、そういう言葉の中から地主に相談へ行ったところ、町がそれだけやるならいいよと。そして、ぜひ古代ハスの栽培の池にしたら賛成しますということ伺っております。

そして、それについてもまたボランティアによって、できたらやっていただきたいなど。きのう上小野の区長さんに来ていただいて、その中でボランティアによる管理、そしてそういうことをすることによって、地域住民の行政に参加するという意識が出てくるのではないかなと。ということなぜ私この言葉言ったのかというと、この6日の日にその山田さんに

土地を借りに行ったときに、町長が懇談会の中で言った言葉の中で「参加して初めてできるんだよ」ということを私も言ったそうなんです。そして、それに賛同してくれて、その土地を提供しましょうよということになっています。

これについては区長さんを初めとして、地区の方で管理していただきたいなど。そして、その苗については、そして間伐材とか、そういう周りのあぜづくりについては、森林組合等をお願いして間伐材等を利用して、そしてあくまでもボランティアで上小野も、そして市之瀬も管理できればと考えております。

以上でございます。そして、ユウスゲ園については収入役の方から答弁させます。

○議長（大野良司君） 収入役。

〔収入役 稲葉勝男君登壇〕

○収入役（稲葉勝男君） では、ユウスゲ公園ということでお答えしたいと思います。

近年、観光ニーズは大体中高年、それから女性を中心に自然対象型という形の観光ニーズになってきているものですから、この点で石廊崎にあるユウスゲ公園を以前からも注目されているんですけども、みんなの力であれを何とか活用しようということで、2月6日にユウスゲ愛好会、これが平成8年に一度、一度というか発足したんですけども、途中で休止状態になっていたものんですけども、それを再度立ち上げまして、県の関係、それから地元の関係、いろいろな方に集まってもらっていただいて、それでユウスゲ愛好会を発足させました。そして、石廊崎のユウスゲ公園につきましても、こういう方たちの中で維持管理をしていて、それから観光資源に使おうということで、現在シルバー人材センターの協力を得たり、それから森林組合の皆さんの協力を得まして、あそこのカヤを刈って6月ごろ芽が出る、それを楽しみにしているような状態です。

それで、このユウスゲ公園のユウスゲをまた利用した形の中で、山岳写真家の白旗史朗先生にもこの間来ていただいて見ていただいて、そして7月ごろにでも、もしでき得るものでしたら写真の講習会というんですか、これを兼ねたユウスゲを全国的に広めようと。ユウスゲで今村おこしというか、ユウスゲを観光資源としてやっているのは、全国でほとんどないと思います。

ですから、ユウスゲといえば南伊豆、南伊豆といえばユウスゲというふうなものに持っていきたいなというのが今の気持ちで、今維持管理の方に重点を置いてやっております。ですから、これもすべて先ほど町長言いましたような協働ということで、地元の皆さん、それから愛好会の皆さん、それから写真愛好家とかいろいろなボランティアでやって、これから参加させていただきますよという方がいるものですから、ぜひそれを観光資源として活用

できればというふうな形で今やっております。

以上です。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） 私は、主に伊浜の花木園整備ですか、あのすばらしいロケーションから見て、南伊豆の花マーガレット畑にしたら最も適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、整備によって問題となる環境省の考え方は現在のところどうなのか、伺いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） マーガレットは南伊豆の町花になっております。そういうことで、伊浜の区の役員の方とここへマーガレットを植えたらどうかということをご提案したんですけども、夏の暑さに弱いということで、そういう返事をいただきました。

そして、私の方も町花でありますから、農業試験場の場長に対してフリーシーズンというより、路肩で栽培できるマーガレットはないのかということをご研究課題一応書面で上げてあります。

そして、今言われた環境省の方なんですけれども、前と比べて前向きということで、その石廊崎のことについても、そして伊浜についてはまだ相談してありませんけれども、随分前と違った考えを持っているのかなという感じ。そして、伊豆新聞でも載っておりますけれども、海中生物等海中景観の海域調査を行って、中木地区に南伊豆奥石廊ヒリゾ浜周辺の要するに環境省が調査して、そういう公園をとという構想も持っているそうでございます。そういうことで、前よりも環境省が町の観光について前向きになっているのかなというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） 今後も十分に検討し、前向きに取り組んでいていただきたいと思っております。

まず、例をちょっと挙げますけれども、宮崎県の針葉樹林で有名な綾町というところがあります。5期務めた郷田町長の成功した例がここにございます。必要条件として、1に財政的に無理をしないこと。2に偉大なリーダーが出ること。3、形態を組織する人々が自信を持ち生きがいを感じていること。そして十分条件として、4として長所を伸ばすこと。5、経営環境を目指すこと。6、本物を扱うこと。これは自然の摂理に合ったものをつくったり扱っ

たりすることです。7番目に、一番のものを持つこと、と言われております。

要は、徹底的に町の長所を伸ばし、町の環境のよさを生かすことだと思います。

前南伊豆町町長菊池氏の言葉にも、「伊豆は南に行くほどすばらしい」この言葉を本物にするため、岩田町長として今後の取り組みに期待するところであります。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君の質問を終わります。

◇ 渡 辺 嘉 郎 君

○議長（大野良司君） 8番議員、渡辺嘉郎君の質問を許可します。

〔8番 渡辺嘉郎君登壇〕

○8番（渡辺嘉郎君） 通告のとおり質問をさせていただきます。

2001年の新春を迎え、21世紀の扉が開かれたわけですがけれども、先ほども町長の施政方針の中にありましたけれども、バブル崩壊後、我が国の経済、社会の混乱はまだまだ各方面でおさまっておらず、国民生活全般に大きな影響が残っているわけでございますけれども、そういう中で一方では、市町村合併の問題、地域社会とIT革命、各地方自治体も中央集権の20世紀から地方分権の21世紀への改革のかじ取りが大変になってくるわけですがけれども、先ほども町長の施政方針の中で羅針盤をちゃんと見、そしてかじ取りを期待をしながら質問の内容に入らせていただきたいと思います。

通告書に従って、林道仮称加増野一条線及び青野八木山線についてを質問をさせていただきます。林道は森林整備の基盤でもあり、林業経営の効率化等により、林業木材もしくは竹材、産業などの育成を図るとともに、森林の適正な維持、管理が促進される中で、広域的に幅広く一般に効果が及ぶものである。公共施設として地域交通の改善、地域産業の振興、その他幾つかの面への向上、改善等における生活基盤の役割も果たしているのだが、ここ数年騒がれている伊豆自動車縦貫道の開通を目の前に——10年先かわかりませんが、そういう中でその肋骨道路、あるいは災害時の道路の利用価値とすれば、大きなものがあるかと思えます。

3月3日の放任竹林の対策シンポジウムもあったわけでございますけれども、こういう中で一条地区の竹の利用、竹の子村のこれからの観光に対してのこともあるだろうし、そういうものの利用等を考えた中、町当局の林道に対しての考え方についてを伺いたいと思えます。

町長お願いします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

林業の目的については、渡辺議員が言ったとおりに、効率的な林業経営の展開や森林の適正な維持管理によって必要不可欠であり、また森林の総合利用の推進、山村の生活環境の整備、そして地域産業の振興ということが目的となっています。

そして、今指摘されました一条に私は3月3日に行ってきました。現地を見てきました。そしてその目的の中に当たるかどうかということは正直いうと疑問を感じたような気が——ということは、最初のアスファルトをやったところまで行ったんですけども、それ以降、要するに加増野へ向かわれるという地域については、雑木でございます。ということは、この雑木林に道路をつくってはいかかなものかなというのが、これはあくまでも私の直感、直感というより感じた気持ちでございます。

そして、この林道の計画でございますけれども、この計画というのはバブル最盛期の昭和62年に計画されたものであります。ということは、私も昭和62年から町会議員をし、平成3年までしております。そのときに一条と横川間を踏査いたしました。そして、話が進まないということで、多分一条加増野ということになったと思いますけれども、今昭和62年という日本が全世界を征服するようなバブルの最盛期であり、またその計画をそのまま投資していいのかどうか。公共投資の見直し及び投資的効果がニュースになっている現在において、林道計画を新たにやった場合に、下田市の方で賛同を得られるのかなと。

この青野については、青野ダムのごとで青野の住民の要望ということがあります。しかし一条については、私も62年に踏査したときに、住民の方が一緒に回ったという記憶もございません。そして、下田市の方からそのときは来たということを記憶していますが、下市市の同意を得られるかどうか。また、住民の賛同を得られるかどうか。税の公平性を考えた場合に、今それをやるのが得かどうかということも、一つとして疑問を感じています。

そして、昭和62年ごろ伊豆縦貫道の計画が発表になって、あたかも10年で伊豆縦貫道ができるような、今言うならば夢を見たような気がいたします。ということに当然アクセス道路としての一条——その当時は横川線だと思いますが、それも必要ではないかなという気がして、私も踏査した記憶があります。

しかし、今伊豆縦貫道はあと十数年、早くても20年ぐらいになるのではないかなという気はしておりますけれども、終点が見えてきたことだけでも違うと思います。ということは、昭和62年当時はつくるということで話題になっただけであって、今ようやく現在終点吉佐美まで来るのではないかなという気はしております。それを踏まえた中で、一条吉佐美間が

約4キロぐらい。そして、この林道加増野線ですか、それを9キロと聞いております。山の中の9キロ、例えそれが災害という言葉を使っても、山の中の災害はわかりません。1つ地震があった場合に、少なくとも一条吉佐美は幹線道路です。下田南伊豆線という幹線道路ですから、そこに小さな石1つがあっても直すのが道路管理者としての当然の義務でございます。そういうことを考えた場合にアクセス道路というのは、もう3キロから4キロの下田、そして吉佐美線を今実際によくっております。その辺の流れを私は見るべきではないかなと。

それとあと1点、地権者の問題があるのではないかなと。ということは、あそこに地権者がこれも一応僕も司法書士という立場で言わせていただきますけれども、45名中31名ということ。そして、あそこが分筆が昭和49年当時になっているんです。ということは、ある面では公図分筆だとか、分筆も昭和58年以降のものについては法務局は責任を持たせておりますけれども、29年物についてはかなり現況、現況というより確かな測量はしてありますけれども、狂っている可能性があるわけです。そこをもしこの道路が通ることによって、寝た子を起こすということはちょっと言葉は語弊がありますがけれども、その一つの拠点を決めることによって、今度は全部の測量をしなければならないとか、そういう問題がかえって町外者に移転することによって発生するような気がいたします。

そういうことを踏まえた中で、この問題については下田市と、そして慎重に検討していきたいなということでございます。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） 今の町長の答弁は私も重々承知しておるわけでございますけれども、しかし林道加増野一条線連絡協議会という会があるわけですね。その会が平成12年8月現在で下田市が石井直樹市長、そして南伊豆町は岩田篤町長、以下漆田修議員が産業土木委員長という形で出られると思うんです。そして、一条の区長、そして清水喜一郎さんが南伊豆の森林組合の理事、そして鈴木望さんが組合長というふうな形で南伊豆町から出ております。この連絡協議会の中では、どういう話をされておるわけですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） では、その件については事務局を運営している農林水産課長に説明させます。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） それでは、協議会について説明させていただきたいと思っております。協議会というか、あるいは協議会はありますが、いろいろ勉強したり、

〔「もうちょっと大きい声で」と言う人あり〕

○農林水産課長（内山力男君） 現地調査をしたり、検討会、農林事務所の資産課というところがあるわけですが、そこと連絡を持ちながらやっているわけでございます。

例えば、今現時点で言いますと、路線をいろいろ以前は踏査したりということもありまして、今の現況ですと、何というんですか、白図-コンタの入った図面が一般的にありますよね。その図面などを見ながら航空写真等、一条加増野線については下田市が事務局となっています。

そんな中、本年度は県の農林事務所の方も仕事上プロなんですけど、さらに以前ですと林業事務所といった依頼がございます。

それも退職者は何人か静岡県内におられますけれども、私が聞いたところによりますと、河津町、あの辺に在住している方ということで、だれと言えはその話も直接聞いてはいないんですけども、その方をお願いして今12年度ですけれども、さらに詳細なもの、先ほど町長も言ったとおり、9キロ程度になると思いますけれども、実際現場としては、一条トンネルの手前、記念碑があるんですけども、そこから町道小松野線、それを利用しながらずっと行きまして、今町長ともども私も現地視察について最近行ったわけですけれども、雑木等がございます。

それで、また用地的にもいろいろ問題があるのではないかとはい思いますけれども、そういうことをその路線、あるいは下田の方の話ということで、その成果として最後の路線を、最後と言ってはあれですけれども、これからいろいろ検討していかなければまずいとは思いますが、その路線をもう一回精査して、13年度についてはその協議会でさらに検討し、採択基準等当然あるわけですけれども、そういうことを勧案して検討しているのが今の協議会の性格であります。

以上です。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） わかりました。

加増野一条線は、私の調べたところによりますと、計画延長は約9,200メートル、下田市が4,200メートル、南伊豆町が約5キロというふうな形になっていると思います。

そして、その関係地権者数ですけれども、下田市が17名、うち県外者が9名、先ほど町長がおっしゃいましたとおり、南伊豆町は45名、そして県外者が29名、地元が16名というふうな形になっておりますけれども、果たしてこの道路の重要性を考えたときに、南伊豆町として地元の地権者だけでも当たった経過というのがあるわけですか。それをまずお聞きした

いと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 就任して2年になりますけれども、まだ当たっておりません。平成10年度から立ち上がったということで、協議会の方は運営しておりますけれども、私は当たっておりません。そして、前回も横川のときも当たった記憶はございません。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） たしかこの連絡協議会できたのは、平成10年7月と聞いておりますけれども、その辺のことからもう丸2年が経過しておるわけですけれども、そういう中で今農林水産が担当かと思っておりますけれども、今までの2年間の間にそういったことがないのかあったのか、それもちょっと聞かせてもらいたいと。教えていただきたいと思っております。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） ただいま町長が答弁したとおり、私も一昨年から就任したわけでございますが、十分わかってはおりませんけれども、協議会の中身としておのおの先ほど渡辺さんがおっしゃいましたように、こんな人数の地権者だろうということはわかっております。

そんな中、直接地権者には当たってはおりませんけれども、協議会の中では当たるといっては変ですけれども、路線を個々に確定したわけではないですよ。おおよそというような感じになるんですが、これからになっていくと思うんですけれども、あるいは地権者の様子を聞いたり、あるいはアンケート等、うちの場合特になんですが県外者がちょっと多いのでこう思われるわけですよ。そんな中、直接当たるわけにはいかないもので、そういうアンケートというんでしょうか、手紙等でそんな様子をやってみようかなという話し合いはしたところであります。

以上です。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） わかりました。

日常、地元の人たちと話はしたことがあるのかなのか。そして、また地元の人たちがどういう要望をしているのかというようなことも、当たったことがないのではなかろうかなというふうに私も思うわけですけれども、しかし私ども議員のところには一条の地区からどうしてもこの一条加増野線だけはやっていただきたいという要望が来ておるわけです。

そういう中で、私がこうやって一般質問させていただいておるわけですけれども、林道事業の会計の中に県営林道整備事業、この中に広域区間林道の開設、県代行の普通林道の開設、

これが国が50%、そして県が50%、地元負担はゼロだというような事業内容もあるわけです。そういったものの検討をしながら、今後、今からやっても恐らくこの林道が仮にかかるとしても、全部開通するにしても、青野八木山線にしても一条加増野の線にしましても、恐らく10年から15年かかってくるのではなかろうかなというふうに思うわけです。

そういった中で、町として今からそういう準備に取りかかる気持ちがあるのかなのか、私はそれをただしたかったわけです。その点を町長にもう一遍お伺いをしておきたいなというふうに思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 林道一条加増野線については、下田市の方で主導権と言っては申しわけないですけども、そういうことでそういう経過がございます。それを踏まえた中で、また石井市長とも話し合わなければいけないのかなと。

そして、今言いましたけれども、概算予算で約23億、そして15年余り、そのとおりでございます。しかし、先ほど言いましたように、確かに土地取得については町がそれは交渉しなければなりません。そして、その土地については今言った民法上の大きな規制があって、規制というより問題点があるもので、その辺を慎重にしていきたいなと。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） わかりました。

いずれにしても、県の伊豆農林事務所の方とも話し合いをしながら、そして伊豆農林の方でも、町があるいは下田市が両方の話し合いでございますけれども、やるようになれば、自分たちも用地交渉には伺いますよと。県外者の人たちに。なるべく町にご迷惑をかけないでこの道路はやっていきたい道路ということです、将来。いずれにしても今から申し込んで、今から事業内容が進んでいっても15年は恐らくかかると思います。

いずれにしても、この道路、一条あるいは一条ということに限らず、南伊豆町と下田の交流の一本の基幹道路として林道という考え方も大事なことでございますけれども、そういう感じて私は物事を進めていただきたいなということを要望して、私のこの件に対しての質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君の質問を終わります。

これより昼食のため13時まで休憩をいたします。

（午前11時58分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 谷 川 次 重 君

○議長（大野良司君） 2番議員、谷川次重君の質問を許可します。

〔2番 谷川次重君登壇〕

○2番（谷川次重君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今の日本の社会で最も根本的な課題は何か。それは少子化に伴う問題とされています。そして、この少子化に関心を持つ研究者の間で最近言われているのは、子供のとらえ方を従来のうちの子、家の子という考え方から、社会の子、みんなの子として、改めて位置づけ直す必要があるのではないかということです。

そう考えますと、南伊豆町内の子供というのは、南伊豆町が発展していくための希望であるわけですから、子供の問題は、その母親の問題でも父親の問題でもなく、生きる場を共有している南伊豆町全員の問題となってくるかと思えます。そこで、私は教育については全くの門外漢であります。今全国で進められ、効果を上げている読書運動の支援ということを提言し、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

初めに、読書は心の栄養とも言われますが、1カ月の間に本を読まない小学生が1999年5月実施の第45回学校読書調査では11%もいて、子供たちの本離れ、活字離れが心配されています。そんな中で、本好きの子供がふえた、集中力がついたなどの効果を上げ、注目を浴びているのが、学校で毎日始業前の10分間に行う朝の読書とされており。今、実施校は全国各地に広がっており、小中高、合わせて全国で4,000校を超えたとされており。

ちなみに、1999年8月の朝の読書推進協議会調べによりますと、朝の読書運動を進めている学校は全国で小学校2,727校、中学校1,121校、高校235校、計4,083校、うち静岡県で214校となっております。

ご承知のことと思いますが、この朝の読書運動が注目され始めたのは、1993年出版の「朝の読書が奇跡を生んだ」という本がきっかけであります。この本は、千葉県の市立船橋女子高校の実践記録をまとめたものでありまして、当時同高校で教諭をしていた林博志先生の提唱で、全校一斉に始業前の10分間を読書の時間として毎日続けた結果、本を読まなかった子供が読むようになった、遅刻が減った、作文力や表現力が向上した、集中力がつき授業中も静かになったなど、生徒たちが大きく変わったという内容のものです。その後、その林先生が児童生徒の自由選択で読書に親しむ習慣を定着させたということで、1996年に第44回菊池

寛賞を受賞し、新聞やテレビなどで紹介されることもあって、朝の読書は全国へ広まってまいりました。

昨年3月の参議院文教科学委員会で、朝の10分間読書運動の推進について文部省としては「動きを見ながらこの運動をさらに推進する役に回りたい」と答弁をしています。この朝の10分間読書運動の推進についての町長のご見解を賜りたいと思います。

次に、本の読み聞かせ運動についてお尋ねをいたします。心の教育は読み聞かせからと題し、青少年の心の荒れが心配される中、静岡県教育委員会は来年度園児と小学生を主要対象に読み聞かせの普及に取り組むとの新聞報道がなされていました。

福山県教育委員会次長の話で、現場の教職員からは「自分の心を言葉にして上手に表現できないことが爆発的な感情表現につながっている」との報告も載っております。幼いころからの子供の本の読み聞かせは、論理的な趣向とその基礎となる言語能力を育てるだけでなく、心の栄養ともなると言われております。この読み聞かせ運動の推進をどう取り組まれるおつもりか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

今の子供たちの読書の状況につきましては、テレビや情報機器の普及等の影響を受け、活字離れが一段と進んでいる状況にあると聞いております。読書の効用につきましては、私自身も若いころから体験し、十分に理解しているところでありますが、何といたっても若い時代に知識力を満たし学ぶ意欲を高めるとともに、豊かな心を養う上で非常に重要なものであると深く認識しているところであります。

町としましては、子供たちの読書への関心や意欲が高まり、読書運動が一層進展するよう学校の読書環境の整備や南伊豆町立図書館の充実にできる限り支援をしてまいりたいと考えております。

各学校での読書運動の推進や今後の取り組みにつきましては、教育長から答弁をいただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大野良司君） 教育長。

○教育長（釜田弘文君） 読書の効用につきましては、ただいま町長が答弁した考え方とおおりに思います。各小中学校では、それぞれ読書運動の目当てをしっかりと定めて現在取り組んでおります。

どの学校にも共通した読書指導の目的としましては、まず読書を通して文書を読み取る力

あるいは自分の考えを表現する力、そういった基礎的な学力を向上させることをねらっております。さらには、読書への興味を喚起しまして学ぶ意欲を高める。さらには読書を通して思いやりの心など、豊かな心情を養うこと。こういうことを目的として指導に取り組んでおるところでございます。

また、町内の読書運動の現状でございますけれども、毎朝10分間年間を通して読書運動を推進している学校が1校ございます。それから、毎週水曜日を読書の日として朝15分間の読書運動を実施している学校も1校ございます。そのほかの5校の学校は、年間に読書月間というものを2カ月ほど設けまして、その月間の間に集中的に読書習慣を身につけるように指導している、それが毎日の読書運動につながるような、そういった集中的な指導をしている学校も5校ほどございます。

こうした実践を通しまして、どの学校も年々本に親しむ子供がふえてきたと。あるいは読書量が少しずつふえてきたという非常によい成果を上げているというふうに報告が届いているところでございます。そういった成果の上に立ちまして、これからも読書運動を積極的に発展させていきたいと、各校とも協力をしております。

そういったことございまして、私たち教育委員会としましては、まず学校での読書運動が一層推進されますように、できる限りの支援をしていきたいと考えております。特に、図書室を充実すること。あるいは図書の冊数等を整備をすること。あるいは図書館運営についていろいろなノウハウをお互いに相互交流し合う、そういったことがこれから私たちが指導に取り組んでいく課題であるというふうに考えております。1点目は以上でございます。

引き続いて、2点目の本の読み聞かせ運動の状況でございますけれども、本町における読み聞かせの現状でありますけれども、南伊豆町立図書館の職員が中心になりまして、毎月2回図書館において、それから湊コミュニティセンターにおきまして、3歳児から小学生までを対象に実施をしております。また、夏休みは中学生のボランティア等も加わりまして、町内5地区におきまして読み聞かせの会を実施しております。

一方、一般の方で読み聞かせボランティアグループも2つほど誕生しまして、1つはグリムの会という会がございまして、ここには4名の方がボランティアとして参加しております。それからもう一つは、ピロシキ会という会も結成されまして、ここには8名の方がボランティアとして参加されています。そして、実際に読み聞かせの活動もしておりますし、自分たちの勉強会を行っておるといふ現状でございます。

これらの活動をもっともっと活発にしまして、地域における読書を通しての子供の育成、先ほど議員もおっしゃったように地域で子供を育てる、町で子供を育てるといふような運動

につなげていきたいというふうに考えておるところでございます。

例えば、これから広げていく方向としましては、小学生の高学年を対象とした読み聞かせの会も計画をしていきたいと。あるいは差田希望の里や保育園などでの読み聞かせ会の実施なども計画をしてみたいというふうに考えております。

教育委員会としましては、図書館職員による読み聞かせ活動を一層推進すると同時に、こうしたボランティアの方々への支援にも当たっていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 谷川次重君。

○2番（谷川次重君） 差しさわりなければ、毎日やっている学校と水曜日だけやっている学校を教えてくださいたいんですが。

もう1点は、ボランティアが2つできたということですが、それに対する支援はどのような形で考えられているか、お教え願いたいと思います。

○議長（大野良司君） 教育長。

○教育長（釜田弘文君） ここに各学校の読書運動の様子が全部書かれておるわけですが、毎日やっている学校というものと水曜日にやっている学校、ちょっと確認をしないと明確な答弁ができませんので、ちょっとその点はお待ちいただきたいと思います。

それから、2点目のボランティアの支援でございますけれども、勉強会等図書館を利用していただいて、図書館の職員と一緒に勉強会を開いたり、あるいはボランティアの方だけの読み聞かせ会ではまだ不安があるという場合には、一緒に行って職員と一緒に読んで読み聞かせ会をするというふうなことで、読み聞かせの方法とか内容とか、あるいはどんな本がいいかといったことについてお互いに研修し合うというふうな形で、今支援をしておるところでございます。

○議長（大野良司君） 谷川次重君。

○2番（谷川次重君） ありがとうございます。

それでは関連しまして、学校のことを考えておりましたら、前々から私思っておりましたけれども、学校の窓ガラスというのは、地震が来たとき大丈夫だろうかと気になっておりましたところ、先日新聞に「市町村独自の地震対策支援、県来年度から補助金制度」というふうに出ておりました。

小学校、中学校は直接生徒たちとかかわる場所でありまして、また台風や地震などの災害時には地域の避難場所となる地域の命綱とも言える場所でもあります。その学校の窓ガラスが風や小規模な地震で簡単に壊れて、人々の頭上に降りかかってくるようでは大変な問題にな

るかと思えます。

そこで、この補助金を使って学校の窓ガラスを強化ガラスにすべきであると思いますが、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

東海地震や神奈川県西部地震などの災害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、また災害に強いまちづくりを目指して、防災対策の強化、拡充に努めているところであります。本年度におきましても、災害対策総合整備事業で自主防災会及び避難地の整備充実を図るため、防災倉庫、同報支局 8 局設置、防火水槽 8 基及び石綿管布設がえ工事等を実施しております。

ご質問の学校の窓に強化ガラス導入についてでありますけれども、災害時に子供たちを守り、また地域のより安全な避難場所にするために県が打ち出した、市町村独自の地震対策支援制度を利用したらどうかということでもありますけれども、この制度は静岡県が来年度から市町村が独自の創意で提案した地震対策事業の支援に乗り出すもので、大規模地震対策等総合支援事業という名称になっております。

現時点では、新規事業のため詳細につきましては決定しておりません。当町でも指摘の事業を初め、独自で創意工夫した個性的なハード及びソフト事業を県と協議しながら、積極的に推進してまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 谷川次重君。

○2 番（谷川次重君） それでは、これで質問を終わります。

最後に21世紀の新しい時代に入った私たちは「人間は教育により人間になる」という原点に戻り、子供を幸せにするための教育を推し進めることが大事ではなかろうかと訴え、質問を終わります。

○議長（大野良司君） 教育長。

○教育長（釜田弘文君） 先ほどの件を確認をしましたところ、毎日朝の10分間読書運動をしている学校は南伊豆中学校です。それから、毎週水曜日に行っているという学校が竹麻、南中小学校でございます。

以上です。

○議長（大野良司君） 谷川次重君の質問を終わります。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（大野良司君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） それでは、通告に従い一般質問を行います。

初めに、今般の情勢ですが、今国会では通常国会が開かれています。大きな課題は13年度の予算であります。その前提となる国民の政治に対する課題、問題では、今国民の間で大きな関心事になっているKSD、中小企業福祉事業団の共済掛金の自民党党費立てかえ流用問題、これに関連して現職の参議院議員が辞職をするという自治体があるとか、また国民の税金をどう使うかという予算を決める中で、外交機密費の問題。これは内閣官房を通じて予算化されている機密費が、外務省の機密費も含めて内閣官房に行った時点で私的にこれが流用されて、その後も事実関係が次々と出てきているゆゆしい事態であります。

しかし、これに対して政府は外交機密費の問題でも、これを全く来年度予算の減額をする予定がない、こういう姿態に終始しています。

一方で、国民の生活は長引く不況の中でどん底の状態にあります。政府の景気見通しの中でも四半期の下方修正をしたばかりであります。国民には一転景気回復の兆し、あるいは緩和を促しながら、実際には時期がたつと下方修正をする、こういう事態になっているという状態であります。

こうした情勢の中で一般質問を行うわけですが、まず最初に町長の政治姿勢について幾つか挙げておきました。

まず最初の問題ですが、一番目に財政運営についての基本的考え方があります。これは、施政方針、予算編成方針というのは、一般質問の通告を出した後、議会の当日にしか渡されないもので、きょうこれを見たわけですが、この中で町長は今の日本国経済の問題、余りに厳しく混迷は深まるばかりだということを述べながら、国の新たな負債をまぜた総額666兆円の事態、これが重くのしかかっているということで、国民一人一人、これは町民にとっても同じことであると思いますが、目を背けてはならないという言明をしております。

同時に1ページですが、行財政改革の延長線上に近い将来予測される消費税率のアップ等々云々書いてありますが、まずもって厳しいという認識は一体ありながらも、この後段に書いてある将来予測される事態ということに対して、町長はこれを肯定的にとらえるのか。

そして、こうした上に立って町長はどのように財政運営を今後この現状に対しては、現状認識等国の1ページの段階で施策に対しての追認ではないかというふうに思いますが、こうした国の状態に対して町民の生活を預かる町長としてどのように考えているのか、この点を

まず答えていただきたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 消費税率のアップということで、予測されるということであってありますけれども、日本国が5%というのは先進国の中で比べて低いという現状があるわけです。そして、税金の666兆という借金を返す一つの方法として、これは一般論として言われているわけです。そういうとらえ方をして、私はこの中に入れさせていただきました。先進国の中で一番低いというのが現実だと思います。それから第2点目……

○12番（横嶋隆二君） そうした点に基づいて財政運営の基本的にとどのように考えているのか。

○町長（岩田 篤君） 一般の町民についてでございますけれども、私は何回も言っていますけれども、その行政の運営については、要するに地域住民に密着した公共投資というものについては、ある面では積極的になさなければいけないのではないかと。ダイオキシン対策等とか、そしてまた三浜小学校建築等のそういう問題、そして各地区の要望は苦しい財政の中でも前向きに取り組む必要があるのではないかなと考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 今ちょっと答えてもらったわけですが、一つ答弁にあった消費税率の問題では、これは欧米では付加価値税等々で言われていますけれども、税体系が違う中でこれが必ずしも日本の消費税が低いということは言えないということは、もちろん私この問題だけで議論するつもりはないんですが、この税率だけの問題ではなくて、税体系の問題で欧米と比べて低いということは言えないということなんですね。むしろ、今の景気の状態、消費の動向から言って、消費税をさらに上げたらとんでもないことになるというのが、これは経済界の中でも実際には言われていることであります。

私は、町長の財政の運営の問題もちょっと答えてもらいましたけれども、今の政府の666兆円、なぜこういうふうになったかという問題が、これはもちろん町長認識されていると思うんですが、今の自民党政治のもとで公共事業優先の政治がずっと繰り返されてきているということと、大きく言って、もう一つは銀行やゼネコン支援の政治が行われてきたこと。

最近の話でも、総額70兆円もの銀行支援がこれが決められたということは耳新しいことですが、これが1月29日現在で26兆4,500億円、これが実際に国民の負担として確定されていると。大手ゼネコンの債権放棄でもう98年以降、青木とか長谷工、熊谷組とか2,000億円から4,000億円以上の借金が棒引きされているという事態なんですね。

こうした政治のゆがみが国民の生活に重くのしかかっていると。私は、こうした点から現実を見ることと、その責任や方向を変えていくという見方はやはり必要であるというふうに思うんですね。

というのは、国民のむだ遣いあるいは国民向けの施策をしてこうなったということでは決していない。先ほどのKSDの問題も冒頭に述べましたが、ゆがんだ政治の状態がこの地方自治体にも影を落としている。こういう財政構造をそのままにしておいて、消費税率のアップ、あるいは市町村合併等々で将来的に交付税を削るなど、そういう問題での転嫁を肯定的に見ること事態、これはとんでもない誤りではないかと。

むしろ、こうした点にやはりきちんと着目をしながら、町村会あるいは単独でも県や国に対して、住民の暮らしを守る責任を持っている町としての意見を述べていくべきではないかというふうには思うんですが、私はこの点でこうした点どのように考えるかということと、もう一つ、その上で今年度の予算を組む際に、臨時財政対策債というのが、これが6,000万円予算の中に盛り込まれています。

これは、今いろいろ財政の窮状大変なことは述べましたが、国が今まで国債を発行して湯水のように公共事業や銀行対策をやってきたツケを、その結果、地方交付税の財源が足りなくなると。それで、市町村に対して1月22日付で総務省の自治体財政局長、財政課長名で内簡という分厚い資料で財政を組む際の事細かな資料をよこしていることと思うんですね。これは、全国の自治体にやっているようですが、これで地方自治体に節約、節減等々を行うよう、これを求めている。この問題についても町長、先ほどの予算編成の方針の中でも若干述べられましたが、こうした事態に対して町自身はどのように考えているか、その点を聞かせていただけますか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

第1点目ですけれども、私は施政方針の中で、要するに政治、経済の構造改革、財政再建路線の方向転換は、全世界が注目しておりますがということで、いかなる方向性も示すことのできない地方政治を知るとき、日本の将来に不安を覚えるのは私一人ではないような気がいたしますということで、私自身中央政治の混迷にどうしたらいいかなというその懸念は持っています。しかし、それを思ったから私一人で県にということ、ちょっと私は今のところは考えておりません。以上です。

そして、臨時財政対策債というのは、総務課長より説明させます。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） 今、横嶋議員も言われましたように、国が地方交付税、財源的に非常に容易でないということ。確かに、私たちも2月6日ですか、県へ呼ばれまして財政担当課の方へ行ってまいりました。

その中で、うちの方でもって決算ベースで、大体これ3月に入ると思うんですが、19億9,700万円ぐらい入る予定の交付税が、13年度においては19億2,000万円程度。そして、七千四、五百万円の交付税が、13年度には減額になります。そして、各市町村とかいろいろ2億とか3億あるわけです。うちの方は8,000万円を限度に今言った臨時財政対策債ですか、これを起こすと。

そういうことでもって、今年度は6,000万円計上しました。これについては国が2分の1市町村2分の1に対してその負担した分は翌年度から交付税で元金、利子の分は全額見るとは言っていますけれども、これが果たして本当に全部来るのかどうか、ちょっと疑問ではありますが、一応そういう対策です。これが恐らく来年以降そういう方向でだんだんと市町村合併などをにらんだ中で出てくるのではないかと、こういうふうに踏まえております。

我々やはりそういう前から取り組んでいるのですが、そういう経常経費の削減とか、いろいろあらゆる面でもっていかに経費節約をするか、そういうことで取り組んでいまして、やはりそういう長期的展望に立った中で、これからいろいろ学校経費とか、ダイオキシン対策の実施、あるいは保健福祉センター等の建設等要望があるわけですが、こういうものを踏まえた中で極力財政計画を見通した中で、今後予算編成していきたいと思っています。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 町長にもこの問題に関しては、深く見識を持っていただきたいと思うんですが、いわゆる交付税足りない分をはっきり言って国と県折半するから、お前らも借金しろということなんですね。とんでもないことじゃないですか。むだ遣いも甚だしいですね。

中小企業は、借金あるいは倒産寸前に追い込まれても、公金でこれを棒引きするなんていうことはとんでもないことで、出てこないことなんですね。これを先ほど言ったような数字が国の財政の中でやられていると。国民の税金でやられていると。しかも、今度交付税町の財政を組むときに足りないものはこれをやると。

これは、地方交付税の第6条3項、地方交付税法に照らしても、国税の減税等々ありましたが、国税5税の交付税総額は、地方自治体が必要とする交付税総額と引き続き著しく異なる場合には、交付税率の引き上げか、制度の改正を行う。つまり、この趣旨は全額国の負担で補てんとするということが法の建前なんですね、建前というか法の趣旨なんです。これを

逸脱にしているということなんですね。

こうした点でも町長が、やはり町の最高の責任者ですよ。その人にしか果たせないことは、この財政を組む最大の責任者がこういう問題に対してどういう見識を持つのか。それは県や国に対して、あるいは町村会を通じて意見を上げるべきだということを強く求めます。

その点で、またあればですけども、それとともに、こうした財政状況の中で、予算編成方針の6ページでは、財政の健全化を図ることが課題、健全化ということがありますがけれども、今総務課長が述べましたが、本当に切迫したいろいろ精査すれば本当に必要かどうかということが、あるいは不要不急、これが図られなければならない予算だと思うんですが、こうした不要不急の問題に対して、厳然たる対処をされているのかどうか。

第4次総合計画の中でも、効率的な財政運営の下に149ページに緊急度、必要度の高い事業への重点配分ということをやっているわけですが、今年度あるいは今後の予算編成に対して緊急度、必要度、そういう問題に対して機敏な対応をするつもりでおられるのか、第1項目ではこの点、もう一度お答えいただけますか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 町の方の取り組みでございますけれども、施政方針の中にもありますけれども、地方分権による権限移譲等により、住民サービスの低下や仕事量の増加等、弊害が生じているように思います。本町においても、そういう仕事量の増加とかそういうことが言えると。そして、それについて役場におきましては仕事量のアンバランス等が生じ、住民サービスの低下を心配しております。

このことから行政改革推進実施計画を踏まえながら、機構改革素案をつくるべく庁内に検討——大体8月ごろになると思いますけれども、検討会を発足しております。そして、その中で議員の皆様とともに考えていただければと、以上考えております。

そして、言われました予算については鋭意指摘のとおり努力していく所存でございます。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 1番目の項目については終わりますけれども、地方交付税の臨時財政対策債、こうした方向をやめるように、そしてその根本は地方交付税率の引き上げ、これを国に求める取り組みをぜひすべきだと。

国税の一部を地方に移譲する地方財政の改善等々も意見を出すべきことを要求して、この点から2番目に移りますが、税外負担である各種地元負担金についてどのように考えるかということでもあります。

これは、必要限られた財源の中ということを言っておりますが、自治体の構成いろいろ規

模、人口、面積等々ありますが、南伊豆町の予算の一般的な一般会計の財源50億、1人当たりになると50万円、これは必ずしも少ないものではない。これを有効活用するということが必要であるなら、同時に南伊豆町では地方は多くはありますけれども、税外負担、都市部では町会費等々ありますが、その倍近い値段の給付費という税外負担を負担をして地元の街灯の負担金や、あるいは道路の維持改修、こうしたもの、あるいは消防施設等の整備に対して負担をせざるを得ない、税外負担でもって公共的なものを運営しているというのが実情なんです。

そのもとなっている公共土木工事費分担金条例、これは道路、河川についてあります。また、消防施設等整備補助交付要綱、これは設置主体が区ということですが、私はこれはかつて菊池町政のときにも、公共的なものは税金の中でこれを極力おさめてやっていくべきだということを述べて、この負担の減額を要求しましたが、一気にできないということでありましたけれども、道路等々の負担は若干は減らすことを過去にしました。

改めて、改めてというか岩田町長ではこの点初めてですが、こうした条例がある自治体というのも珍しいですね。消防施設等々なんかでは、子細の備品等々にわたっても負担の問題が課せられている。

私は、この自治体の本来のあり方から言っても、こうした特に消防の問題、そして道路の問題については、負担金条例というのをなくして税金の中で賄っていく、このことをすべきだと思いますが、この点についてどのように考えていますか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

各種地元負担金の中で特に受益者負担はご存じのとおり、公共事業等の提供によって特別の利益を受ける者から、平等の原則上一部を負担していただくことにより、ない場合と比較して事業の施行による受益の公平を期することができますが、反面、特別の利益の存在、その程度などを確定することが困難であることも一理あります。

しかしながら、応分の負担をしていただく受益者負担は当然のことであり、前町長のときに見直しをいたしましたけれども、現在は財政状況が厳しい中、受益者負担により財源確保を図るとともに、今まで町道等の大きい補助事業、単独事業を実施した場合、ほとんど負担をしていただいていることになっております。この姿勢については、今後とも継続して現状のまま取り行いたいと考えております。

南伊豆町を考えた場合、道路問題については面積が広いということと、道路が6カ村円状に結合しているという関係で道路が非常に長いわけです。そして、また34地区という地区が

分散していると。そういうことを考えた場合に、この町財政を考えた場合に、やはり受益者はある面では必要ではないかなと考えております。

そして、消防施設交付金要綱見直しについては、今年度検討してまいります。

以上であります。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 財政が大変なときだからこそ、受益者負担ということでありませけれども、やはり確かに予算を組むのに財政対策債を起債しなければならないような状態というのはあるんですが、やはりそうせざるを得ない問題を上に対してきちんとただしていくと同時に、地方自治体のあるべき姿という点では、やはりそもそも町道という認定作業を行った時点で公益があるということであるので、この点は今後検討すべきだというふうに思います。

消防施設に関しては見直すということでもありますので。

その次の大師ダムの問題についてであります。これは、過去に水道の第5次拡張と結んで委員会の中ではたびたび議論をした問題であります。予算の上でも施政方針あるいは今日の財政状況の中で、町長が重点化あるいは優先順位等々の話題の第2次総合計画で述べられているという点に結びつけてこの問題を提案しました。

今、青野大師ダムは、進捗状況は約50%、事業費が約59億、これは平成5年時の価格であって、目的は治水、水道水の確保と河川機能の維持をして農業用水等々の確保を図るということであります。

実際には、その59億の町負担分は3億2,450万円、そのうち3分の1は国庫補助だということではありますが、実際に現在の進行状況でいうと、今後ダム本体にかかる——これが当初の予定では59億の約半分の価格がかかる予定になっているわけですが、私はこの問題を提起したのは、財政の問題との絡みで、この所期の目的に照らして、現在の状態がどうなのか。

そして、今まで取りつけ道路とか周辺の整備をやってきたけれども、所期の目的が現状で緊急整備をしなければ、ダム本体にかかわるこれは町負担幾ら3分の1とは言え、少くない額ですね。

同時に、県が主体となっている事業でありますけれども、平成5年時の価格基準、これが現時点に算定してダム本体を算出した場合、どのぐらいになるのか。こうした事業を少し後送りしても、住民の不況のもとでの生活を支援する財源に充てる。これは町単だけではなくて、県の事業もこうした点で青野大師ダムだけではない、静岡空港などの問題もあるわけですが、不要不急の問題をさておいて、こうしたものに従来からの事業だということであるこ

とに対して、私は考えを改めてストップをして、不要不急の事態に予算を投入すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 議員指摘のとおり、平成12年度末当初事業費で約50%の進捗状況であります。そして、取り合い道路等できあがっている現状を踏まえ、また平成14年度からダム本体工事に着手するという過程までいっております。

ダム建設については、用地確保ができれば完成すると言われていたそうでございます。それを踏まえた中で用地の方が完結し、そしてできたら本体の工事に着工できるようにございまして、それは私としてはこのまま進行したいなと。ということは、青野の要望でございますけれども、あのダムについて観光に使えるかとか、そういう要望があるわけです。そういうことも地区の要望もございまして、ぜひできた折には観光とかそういう面で利用できればと考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） そのまま進めていきたいということの理由の一つに、所期の目的のダムそのものの目的の治水、そして流水の維持、それと水道とは違う観光の問題。これは当初からも言われていたが、観光の問題ではどのようなプランあるいは構想があるのか、その点述べていただけますか。

それとダムの所期の目的、最初述べましたけれども、これは現在どのような充足状況になっているのか、この点はいかがですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 建設課長の方から答弁させていただきます。

○議長（大野良司君） 建設課長。

○建設課長（小島徳三君） お答えいたします。

修景につきましては、まだこれから計画を立てるところでございます。それで、町の方の計画といたしましては、元の青野大師さんの中に石碑がございます。その石碑につきましては、ダムの湖畔にある程度付替林道の隣地に残地を修景します。町有地が。その中へ移転し、公園的あるいは駐車的に考えておりますが、今のところ全体的な修景の計画についてはまだ定めてございません。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） それ以外の所期の目的に関して、まだ答えていないんですけれども。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 水道課長の方から答弁させます。

○議長（大野良司君） 水道課長。

○水道課長（鈴木 勇君） 平成5年度に樹立した上水道第5次拡張計画でありますけれども、これで見ますと1日最大給水量を平成5年度実績 6,719トンに対して、計画目標年次の平成12年度に 8,600トンと計画しておりました。実績はどうであったかと申しますと、平成8年度まではふえましたけれども、不況によりまして、その後は減少に転じ、12年度は計画樹立時の平成5年度実績をも下回っております。

したがって、需給のギャップは広がっておるわけですが、しかし近年林地が荒廃しておりまして、渇水時における青野川の水量は平常時と比較して著しく減少しております。そのため取水が年々厳しくなっておりまして、大師ダムの見返りに 2,000トンの水利権を取得してありますけれども、それ以前に 6,500トンの水利権を取得しておりました。この 6,500 トンを取水するのにもかなり苦勞している状況でありますので、ダム完成後の放流水に期待している面もあります。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） いずれにしても、町長、建設課長、水道課長に答弁してもらったんですが、いわゆる決められた事業でやってきたからやるという以外に、所期の目的の点とは違う面。それで観光目的に関しても、確かに青野地区は当初もそういう要望出していて期待もあるんだが、その観光の目的とお客さんと呼ぶための施策というのは、何もダムということではなくてもいいわけで、非常に苦しい答弁だというふうに思うんですね。

私、今水道の問題では、過去のもの水道企業会計のときに、それまではダムは絶対必要だということが覆されて、第5次拡張と有収水量、この関係で言えば老朽石綿管を変えなければ第5次拡張をやっても圧も上げられない、こういうことはかつて明らかになっておったわけで、イタチごっこをしている中で去年岩田町政のもとで老朽石綿管のかけかえを抜本的にやるということは言われている。それ自身は評価しているのだが、ダム問題は追っかけなんでしょうね。

そういう中で、今去年の12年度の日最大給水量が 5,820トンと。それで、しかも今答弁聞いてびっくりしましたけれども、渇水期に水を取水するのも大変だと。これは、だったら、なおさらこれは、町長は里山構想ということを盛んに言われておりましたけれども、やはり下流とか一部、かつては水田が楽につくれたところが、川の水が枯れて農業用水もままならないと。ダムが必要というだけではなしに、やはり植生が変わって、かつて炭焼きにしていたスダジリなんか常緑広葉樹が蒸散作用で雨が降ってもどンドン水をはいて、下へ流れない

という状態もあるということ。

こういうことを考えると、むしろダムをつくるより、取水能力は変わらない、しかもいわゆる水利権の問題を言っても水道の問題は4,000トンの貯水槽をつくったんで、老朽石綿管を変えれば水の供給は大丈夫なんですね。そうすると、ダムを待つよりも洪水調整も含めて山に手を入れるような予算が、これは町だけではなくて県からも変えられなければおかしいのではないかということも言えると思うんですね。

この点は余り長くできませんけれども、予算の緊急性、重要性から考えてみた場合にも、こうした問題は大いに検討し直す余地があるのではないかということを思いますが、これまで出された答弁の中でも思いますが、改めて町長いかがですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

政策の継続性ということもございませう。進捗状況が50%の事業進捗を見て、ほぼ先ほど言いましたように、土地取得によって50%がという例えもございませう。そこまできた以上、私は早期完成を目指していきたいなど。

以上でございませう。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） この大師ダムに関しても、今後もいろいろ県の方から主体的に働きかけてくるような事業はあろうかと思ひますがけれども、財政の問題、重要性、緊急性の問題から、やはり町の見識を持って、こうした問題に対して精査検討した上で実行、引き続いてこの問題は本体にかからないでも済むこの時期に、やはりやめてもいいのではないかとことを改めて述べておきたいと思ひます。

4つ目のプロジェクトチームに関してであります。行政報告でも若干プロジェクトの報告はされましたけれども、昨年12月に庁舎内で報告が行われた後、議会にも1月23日にプロジェクトチームの報告書が送付されました。

町長は、このような形態を今後同じようにやられるのか。そして、プロジェクトチームが報告をした内容に対してどのようにこれを具体化していくのか、この点をまずお聞かせいただきたい。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） プロジェクトチームの報告につきましては、去る1月23日議員総会の場をおかりし、3グループによる4つの構想の内容をお話し、意見交換させていただいたところであります。今回は内容説明については省略させていただきます。

今後のプロジェクトの方向性ですけれども、現プロジェクトチームは構想の報告をもって一たん解散し、以後はテーマごとに必要に応じて発展的構想をと考えております。

その一つとして、商工会青年部と40歳以下の役場職員を主構成員とした、まちづくりをテーマに組織づくりを進めているところであります。報告された構想の運用でありますけれども、近々着手しなければならないものもあり、予算をお願いしたいものもあります。また、報告された構想には、本町の諸事情、社会情勢を考えますと、直ちに計画、実施計画と進めることが難しいものもあります。

今後は、第4次南伊豆町総合計画、南伊豆町過疎地域自立促進計画や静岡県が本年度スタートさせた、もてなしの道・川創出プラン等の国・県の各種計画との整合性を念頭に、検討を進めていきたいと考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） この問題では、私は今商工会青年部と役場の40歳以下の職員の交流ということがありましたけれども、私はやはり町長の命でやられる組織性ですね、これについては、職員の活用に関しては十分な留意が必要ではないかというふうに思うんですね。というのは職員は、運営委員も含めてということではありますが、やはり町長の方で任命したという線が強いわけですね。それで、そうした問題、職員の人間関係の問題についても、これは私が勝手に——勝手というか、客観的に思う問題でありまして、その中でやっている方々はみんな一生懸命職名でやられていると。しかし、職名でありながら一方ではボランティアという名をもって時間外にもやっているという実際にはそういうことなんですね。

私は、いろいろな商工会との交流等一つ一つのプロジェクト、事業をやっていく際の交流というのは、非常に大事だというふうに思うんですが、これが恒常化されたときに仕事とボランティアとの境がつかないような、こういう事態はあらかじめ指名者の方から役柄の性格をきちんと見ておかなければいけないというふうに思うんですね。

どうしてかという、内容の問題についてはITの問題、またきれいなまちづくりでごみ問題等々ありますが、これは現在の役場の機構の中で各課ありますね。その中で真剣に考えて、そこに提案すればできる問題というのも多々あるんですね。生ごみの問題も12月の議会でも議論しましたけれども、あるんですね。今すぐできる問題やあるいは着手できる問題というのものもあるんですね。

これを今回プロジェクトでやってしまったものではあるんですけれども、やはり一つの事業に対して多くの意見を聞くということをするチームと、同時に日常の行政の機構の中でやることをここをはっきりとした形で両方でやられていくと。せっかくいい内容ができてい

んだが、これが日常のごみの問題等々を報告されて淡々と進んでいくわけですが、これが形は変えて、じゃその中身がそのままになってしまう、そういうことではなしにさせていただきたいというふうに思うんですね。今の現部署の活用、そしてその上での一つ一つのプロジェクトをどのようにやっていくか。これを分けて考えるべきだということを、この点はこれだけで結構です。またあと委員会等々でやりますので。

もう一つ、1つ目の項目の5番目のこれは厚生省の試験場の問題です。これは、1月12日の町の賀詞交換会のときに、突如町長の方から厚生省薬用植物試験場の統廃合廃止の問題等々があって、あのときは跡地の利用なんていうことを聞きまして、非常にびっくりしたんですが、現状の状態と対応についてどのように考えているのか、その点だけお聞かせいただきたい。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

きのう厚生省の方も面積特定ということで町の方も立ち会っております。ということは、廃止になるのかその辺はわかりませんが、厚生省の方も前向きに進んでいるのかなという現状ではあります。

そして、このいきさつというのは、ちょっと厚生省の人に私がもらった情報というのは、個人名出してあれですけども、栗原の方から要するに厚生省の測量入るよという情報を受けたわけです。そして、私の方も測量が入るということは、何か動きがあるのかなということで、厚生省へ電話していただいて、それから全国に5つある厚生省の薬用試験場関係を3つに統廃合すると。その中に北海道と筑波は残すよと。そして、あと3つのうち南伊豆と和歌山と沖縄の石垣ですか、それちょっとわかりませんが、3カ所のうち1カ所を残すと。そういうことが話があったわけです。

そして、地形見たときに薬用試験場確かに従業員の方もいるわけなんですけれども、道路と、そして堤防に囲まれたあの土地が本当に試験場としていいのかなと。そういうことを考えて、また私たち考えたのは、ふるさと創生資金とかそういう考えもあるわけです。そういうのを使った中で、皆様の有効にできる要するに下賀茂が一つの基地になればいいなという考えのもと、交渉しているのも事実であります。

そして、1月17日一応厚生省の方へと参議院議員の竹山裕先生にお願いして、そして審議官の下田さんとか、課長とか、そして係長にお願い……。一応あくまでもそれが廃止になった場合ということでございますけれども、そういう情報がある以上、前向きに検討してもいいのではないかとということで、動いているのは事実であります。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 聞いて非常に愕然とというか、町長この行政報告でも町内にある試験場を活用して、その試験結果等々をやるとか、第4次総合計画、つい去年つくったばかりですしね。これ最初の重点プロジェクトという中で、重点プロジェクトの3つ目の健康の里づくりのプロジェクトで薬草の栽培提供の紹介、町長も町政懇談会で盛んに薬草の等々言っていますけれども、これは統廃合や払い下げ以前の問題で、こうしたまちづくりを進める上で、そういう話が出たら真っ先に存続運動をするのが筋ではないですかね。これを払い下げをお願いに行くなんていうのは、総合計画の趣旨からも外れているのではないですか。その点どうですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 確かに、そういう意見はあると思います。しかし、私は全部を廃止することではなくて、そこに施設の一部を残すことによって、その精神は生かされるのではないかと考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） この点はやはり総合計画等々も含めて、本当に議会で今回の予算方針の2ページにも述べられていますけれども、この趣旨から言っても、やはり許せないし、存続の動きをまずとっていただきたい。この問題、これで終わりますけれども、時間がないので。そういうことです。

次、乳幼児医療費助成制度の拡充改善に関して。これは、町の方に情報が来たのが遅かったようですね。2月の中旬に県議団の方に県議会から話があったみたいですが、私は静岡県がこれまでゼロ歳児までの乳児医療費助成で全国区の県レベルからもおこなっているということで、去年町が3歳未満までその助成制度をやったと。これが一気に県はこの10月からですか、4歳未満、3歳まで今までのゼロ歳未満に対して1歳、2歳、3歳、3歳上乗せをしたんですね、乳幼児医療費助成制度。

今年度町では550万円の乳幼児医療費助成がつけられていますが、そうすると今まで2歳分上乗せをしていたのと合わせると、これは就学前の乳幼児医療費助成を充足できるのではないかというふうに思いますが、そういう点をぜひ進めて、少子化の中での子育てをしている若い人たちの支援を引き続き上乗せしてやっていただきたいということなんです、この点1点についていかがですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

出生数の減少等により急激に少子化が進行する中で、時代を担う子供たちを安心して産み育てることができる環境整備は、国を挙げての重要な課題となっております。このような中で、ご質問の乳幼児医療費助成の拡充改善についてですが、県は国の施策を受けた少子化対策の一環として、乳幼児の通院、医療費の助成を現行の1歳未満から3歳児までと助成対象を3歳引き上げて、平成13年10月1日より診療分により実施予定とし、各市町村が13年度中に助成できるよう協力を求めるとしております。

現在、本町の通院助成制度は町単独財源にて補助対象年齢を県の基準より2歳引き上げ、高レベルにて平成11年7月より実施しております。

11年度の医療費助成の状況は、延べで1,338件、358万4,000円。内容は入院36点、131万円、通院1,302件、2,227万4,000円。12年度2月現の状況は延べ1,860件、435万7,000円。内容は入院18件、135万8,000円、通院1,842件、299万9,000円となっており、通院の利用者数や支出金額も多く、多大の効果が期待できますが、財政面において1歳から3歳児の県費補助は3分の1、市町村3分2負担、また補助金等への影響も考えるため、本年度末の実績を見きわめた中で慎重に検討してまいりたいと思います。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） まさに今の社会問題の大きな一つ、しかも将来の南伊豆町を担うそういう将来のことを考えても、こうした予算措置にこそ、しかも、べらぼうな予算ではないわけで、こうしたところにこそ英断を発揮していただきたいということを申し述べて、次にいきます。

高齢者福祉サービスと介護保険について。時間が迫っているんで、3つ一緒にやりますけれども、1つは給食サービスが実施されて非常に歓迎される声が出ています。ひとり暮らしのお年寄りの皆さんから本当に食事の負担、また火の心配も今まではつけ忘れることがあって本当に気が気ではなかったけれどもという本人や、あるいは家族の言葉も耳にしています。

これは週5日やられているわけですが、これをぜひ土日もやってほしいという声もあります。どのぐらいこの声をつかんでおられるかわかりませんが、さまざまな困難や形態ありますけれども、考えてぜひ実現の方向を探っていただきたいということが1つ。

もう一つは、介護保険の保険料の減額であります。ことしの9月までは保険料は半額のままですが、10月から65歳以上の1段階、2段階の人たちも満額取られるようになります。ご承知のように、ことしの1月からは老人保健法の改正・改悪をされて、負担が増すとか、また去年の10月の年金法の改悪でスライドがなくなったと。そういう二重、三重の結果

的な負担増、こうした中で保険料の負担は非常に重くなっている。実際に、何か月二千数百円だから少ないように見られても、これが大変だという声があります。

また、第1段階の生活保護世帯の生活保護期と第2段階での老齢基礎年金を比較すると、所得が逆転する場合があります。そうした点で保険料を見直す、町長の判断によって減免措置を講じる必要があるのではないかと。

いずれにしても、社会保障の理念である生活困窮者からは所得に応じてという点、この点からいえば、免除をする条項をつくるべきではないかというふうに思います。

もう1点、3番目の特養ホームなる介護サービスの充足の見通しですが、去年の9月に出していただいた特養のみなどの園に関して待機者、南伊豆町の48名を初め郡下、郡内を含めて115名であったのが、去年の12月末の待機状況は240名になっています。

行政報告でもされましたが、これが充足をされるのか、これについてお答えしていただきたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

配食サービスは、賀茂老人ホームで火金の週2回配食サービスを行っていましたが、平成12年9月25日よりみなとの園と委託契約を結び、月曜から金曜日まで週5日間、昼食と夕食を追加し配食しております。

現在では、最大1日46食の申し込みがあり、みなとの園での調理場では限界に近づいております。土曜、日曜の配食について、みなとの園と打診いたしましたが、調理員の問題等もありまして、なかなか難しいことではないかと考えております。

今後、この配食サービスは増加するものと考えておりますが、賀茂老人ホームでは、現在の週2日が配食の限度であるとの回答を得ており、松崎町が実施している一般食堂へ委託することも検討する必要があるかと存じますが、老人食ということを考え合わせると、問題が生じるのではないかと考えられます。

いずれにいたしましても、配食サービスを利用している方はお年寄りのみの世帯がほとんどですので、今後何らかの措置を講じなければならないと考えております。

介護保険料の引き下げ等、負担の軽減についてでございますけれども、介護保険料の軽減につきましては、この介護保険制度が介護を国民みなで支え合おうとするものであり、保険料を支払った者に対し必要な給付を行うものであることから、保険料の全額免除、収入のみに着目した一律の減免、保険料減免分に対する一般財源の繰り入れは適当でないと考えられますので、本町におきましては保険料の減免は考えておりません。

しかし、先般県では介護保険制度における社会福祉法人が運営する介護サービス利用者の自己負担額を半額にする低所得者対策の対象枠を拡大する方針を発表いたしました。

当町でもこの方針に沿って、現在要綱を整備し、実現に向けて準備を進めているところがあります。また、介護保険制度以外で国・県補助金を利用しての各事業、あるいは町単独事業を計画し、利用者の負担が軽減されるよう努めておりますし、それに沿った予算編成をいたしたいと思っております。

養護ホーム等介護策の充足見通しについて、行政報告にありますように、平成13年4月に老健施設のなぎさ園が収容人員80名で開設するのを初め、同年12月には西伊豆町に収容人員30名の特養施設が、また14年4月には松崎町において収容人員50名の特養が開設される予定となっております。

現在、賀茂地区で特養及び老健施設に入所申し込みをされている待機者が240名おります。前述の施設が開設された折にはある程度充足されると思いますが、新たな入所希望者がふえることが考えられるため、地域住民の希望を満足させるには、既存施設の増設等を検討する必要があると存じます。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

時間が来ましたので簡潔にお願いします。

○12番（横嶋隆二君） 最後になりますけれども、介護保険の状況が行政報告でされましたが、やはり利用料や負担の問題から認定審査したけれども、実際にはサービス供給が33%にとどまっているという点から見ても、今の介護保険の内容そのものは大きな課題を抱えているんですね。そうした点から、民生福祉部門でおくれている静岡県ですらこういう利用料の問題、これは社会福祉法人に関してのあれ出しましたけれども、あります。もっともっと高齢者世帯あるいは高齢者の実態を直接把握をして、どういうサービス実態を把握した上でどうしたことが必要なのかということを経後詰めていく必要があると思うし、そうした点でもっとリアルな声がかまれるのではないかというふうに思います。また、この問題は委員会でも引き続いてやるかと思ひまして、私財政の緊急性、重要性からいってみれば、この高齢化の問題、少子化の問題、住民の生活を安定させる、ここにこそ光を当てて財政を重点化してやるべきだということを経後に主張して、私の一般質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

○議長（大野良司君） これより14時30分まで休憩をいたします。

（午後 2時18分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

（午後 2時30分）

◎議第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） これより議案審議に入ります。

議第1号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第1号の提案理由を申し上げます。

職員の給与に関する事項は、地方公務員法の規定に基づき南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例で定めております。このたび、平成13年4月1日付新規採用予定の職員の職務並びに勤務1時間当りの給与額の算出に関して条例整備の必要が生じたので、提案申し上げた次第であります。

詳しい改正内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大野良司君） 総務課長。

〔総務課長 外岡捷美君登壇〕

○総務課長（外岡捷美君） それでは、改正の内容について説明いたします。

まず、第16条中ということでございます。それにつきまして、今まで勤務1時間当りの給与額の算出を年間給与額を分子として1週間当りの勤務今1日8時間に年間52週を掛けて2,080時間で割って単価を出していました。しかし、今回労基法に基づきまして、年間所定の労働時間の算出基礎には祝祭日も労働規定を追加させるということございまして、年間祝祭日が19日あります。これに8時間を掛けて152時間というものを2,080時間から引いて

1,928 時間にすると。これで除したものが単価ということでございます。

それから、別表 2 の方でございますが、このたび平成13年 4 月 1 日付の新規採用予定の職員、今まで保健婦が 4 名いたわけですが、今回保健士ということで男子を採用予定でございます。この関係で職務の規定が必要となりましたので、新たに保健士補と主任保健士という名称を追加させていただく、そういうものでございます。

以上、説明です。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第 1 号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第 1 号は原案どおり可決されました。

◎議第 2 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第 2 号 南伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第2号の提案理由を申し上げます。

特殊勤務手当については、地方公務員法並びに南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づき、勤務の特殊性に応じて本条例の定めにより支給しております。このたび、近隣市町村の実態を踏まえ、特殊勤務手当の支給額の一部を改正させていただきたくご提案申し上げた次第であります。

詳しい改正内容につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 総務課長。

〔総務課長 外岡捷美君登壇〕

○総務課長（外岡捷美君） それでは、内容について説明申し上げます。

3条の改正でございますが、今まで特殊勤務手当の支給額表というのがございまして、町税賦課徴収事務に従事したときには給与額の100分の5、最高6,000円を支給するというようになっていましたが、今回町税事務に従事する職員の特殊勤務手当という名目で、特別税務手当として日額300円、4時間以内の場合150円を支給するというものに改めさせていただくものでございます。

なお、この条例は平成13年4月1日から施行したいということです。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第2号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第2号は原案どおり可決されました。

◎議第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第3号 南伊豆町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第3号の提案理由を申し上げます。

南伊豆町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例制定につきましては、介護保険法の規定による介護納付金の納付に要する費用の支払いについても適用する内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大野良司君） 健康課長。

〔健康課長 土屋忠儀君登壇〕

○健康課長（土屋忠儀君） それでは、内容につきましてご説明いたします。

この改正案につきましては、先日国民健康保険の運営協議会が制定しましてご承認をいただいております。それでは、内容説明をいたします。

現在、国保の支払準備基金につきましては、療養の給付、それから療養費、高額療養費、それから老人保健の拠出金、これの3年間の平均の30%を積み立てして災害等の特別事情に備えております。

今回、改正内容ですけれども、12年4月1日に導入されました介護保険、これは2号被保険者ということでもって国保で40歳から60歳未満、国保税に上乘せいたしました調整しております。この支払いの準備といたしまして、介護保険分を積み立て分に含めるという提案でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第3号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第3号は原案どおり可決されました。

◎議第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第4号 南伊豆町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 第4号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、社会福祉事業法が社会福祉法と名称変更になったため、条例改正するものであります。よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第4号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第4号は原案どおり可決されました。

◎議第5号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第5号 南伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第5号の提案理由を申し上げます。

本案は漁港法の一部改正に伴い、南伊豆町の管理する漁港における船舶の利用の適正化を図るため必要な改正を行うものであります。

改正の主な内容は、町が管理する漁港施設を法人により指定した施設を利用しようとする者、及び目的以外に使用する者は許可制とし、漁船以外の船舶等にも利用できるようなるものであります。

なお、詳細につきましては農林水産課長より説明させます。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 内山力男君登壇〕

○農林水産課長（内山力男君） それでは、南伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例制定

についてご説明申し上げます。

当条例は、国の漁港管理模範規定の改正の伴い制定するものでありまして、静岡県においても平成12年1月1日より施行され、市町村においては早急に施行するよう県から指導があったところであります。

そこで、この改正の主な目的であります。近年において海洋レジャーが盛んになっておりますが、プレジャーボート等の係留保管が適正に管理されていないのが実態であります。特に、静岡県内においては、浜名湖がよい見本でありました。このような状況下のもと、南伊豆町においては県営4種漁港の妻良漁港は既に適用となっております、その事務手続も済んでいると聞いております。このような状況から条例の一部改正となりました。

そこで、提案させていただきました南伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例ではなかなかわかりにくいので、補足説明として現行と改正後の新旧対照表、A4で横になっているものがございますけれども、どうぞごらんください。この中で下段部のアンダーラインされた部分が今回改正するものです。

主な改正内容といたしましては、1番目として漁船の届け出があります。現行の条例においても届け出制となっておりますが、現行の附則において適用除外となっております。今回の改正により全漁船が届け出制となります。

次に、2番目として利用の許可についてであります。漁船以外のこれらプレジャーボート等許可制となり、現実としては漁港施設が漁船の利用するだけの施設でありまして、他の船舶を受け入れる余裕はありません。実態としても、一応町内の漁港ですが、長期滞在の船舶はありませんが、三坂漁港特に中木地区等におきましては7月から8月の夏期シーズンには一時的にあるようがございます。さらに、これは県営漁港妻良漁港でございますけれども、これも同じように7、8月にあるようがございます。3番目として、利用料の金額ですが、漁船については無料ですが、漁船以外の船舶は1カ月に艇長1メートルにつき2,800円となります。例えば、艇長が10メートルといたしますと、月あたり2万8,000円となり、年額で33万6,000円となります。このメートル当たり2,800円の根拠でございますけれども、県営漁港は2,800円であり、清水港マリーナが基準となっております。このようなことから、妻良漁港も同額でありますので、このことを考慮して2,800円といたします。

さらに、この利用料金の徴収についても周知期間であります。附則に掲げてありますが、1として、平成13年12月31日までの申請は、施行日から14年3月31日までの利用料は徴収しない。2番目として、平成14年4月1日から同年3月31日までの申請は3分の2減額ということにして、3番目として、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの申請は2分の1

の減額となります。4番目として、管理の委託についてであります。現行の南伊豆町漁港管理規則第14条に南伊豆町漁業協同組合と掲げておりますが、これを規則から条例に切りかえ、その内容は、南伊豆町漁港管理条例第19条——県条例にあるわけですけれども、19条の2において、公共的団体に委託することができるとし、これは実質的には漁協への管理委託をお願いする予定であります。

最後に、改正点の各条項のアンダーライン部が改正点でありまして、主に字句の変更が主なものでございます。

以上が今回の一部改正をする条例制定の主な内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第5号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第5号は原案どおり可決されました。

◎議第6号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第6号 南伊豆町定年退職者等の再任用に関する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第6号の提案理由を申し上げます。

高齢社会の到来に伴い、高齢者の知識、経験を社会において活用していくとともに、年金制度の改正にあわせ60歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支える新たな再任用制度の導入するため、国家公務員法等の一部を改正する法律、平成11年法律第83号地方公務員法等の一部を改正する法律、平成11年法律第107号が公布され、平成13年4月1日から施行されます。

本町におきましても、法の改正の趣旨を踏まえつつ、国家公務員に準じて条例制定をさせていただきたく提案申し上げた次第であります。

条例案の詳しい内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 総務課長。

〔総務課長 外岡捷美君登壇〕

○総務課長（外岡捷美君） まず、今回の再任用の条例制定でございますが、基本的な考えとして高齢化社会に対応して高齢者の知識、それから経験を社会において活用していくとともに、年金制度の改革がありまして60歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支えることが官民共通の課題であるということでございます。

今、定年と言えれば60歳でそれ以後まだ若くて十分仕事もできるという中でもったいないと。また片や少子高齢化で今後そういう働く人が少なくなる中で、有効に退職した人に働いてもらおうということでありまして、まずお手元に配付しました資料を見ていただきたいと思っておりますけれども、総則関係で南伊豆町定年退職者等の再任用に関する条例というのを新設しまして、この3つ書かれてありますけれども、再任用することができる者について定年退職者のほか、25年以上の勤務経験を有する職員等を対象としたこと。それから、再任用の任期の更新に当たりまして、必要な条件を定めたこと。これは1年を任期として再任を妨げないということ。3条関係。それから採用を行う場合、任期の末日65歳を定めたこと。それから(2)番目といたしまして、これは南伊豆町職員の定年等に関する条例ということがありますが、この再任用に関する条例の新設に伴いまして、従来定年条例に定めていた再任用に関する規定を削除するものであります。

それから、2番目の勤務条件関係であります。これは職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でありまして、再任用短時間勤務職員の勤務時間の割り振りについて、1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で任命権者が定めるところができる。これ新設でございます。それから、再任用の短時間勤務職員について、任命権者は日曜日及び土曜日加えて月曜日から金曜日において週休日を設けることができると。それから、1週間ごとの期間について1日8時間を超えない範囲で勤務時間を割り振るということです。それから、再任用の短時間勤務職員の年次有給休暇を町職員の勤務時間、休暇等に関する規則で定めると。それから、非常勤職員の勤務時間及び休暇の規定の対象から再任用の短時間の勤務職員を除く。これも改正になります。

給与関係におきましては、町の一般職の職員の給料に関する条例の一部改正でありまして、再任用職員に支給する給料月額、給料表及び職務の級の区分は現行どおりとし、その者が就く職務に応じた額となっております。それから、再任用短時間勤務職員の給料月額は勤務時間に比例の考え方により常勤の再任用職員を基準とし勤務時間に応じた額。これは常勤と短時間と両方設けるということ。それから、再任用の短時間勤務職員の通勤手当について町職員の給与に関する規則の一部を改正する規則で定める職員については、一定額を減じた額。それから、再任用短時間勤務職員の時間外手当については、正規の勤務時間と時間外勤務時間との合計が8時間に達するまでの間は支給割合を100分の100とする。再任用職員の基本手当の額は基本手当基礎額に3月は100分の30。6月で100分の70。12月で100分の90を乗じて得た額とする。それから、勤勉手当の額は勤勉手当基礎額に100分の30を乗じて得た額とする。再任用職員についての手当の適用を除外規定を設けたということ。それから、非常勤職員の給料の規定の対象から、再任用の短時間の勤務職員を除いたこと。

非常にわかりにくい文言が並んでおります。うちの方においては過去にもそういう60歳定年退職者を再任用した経緯もありませんし、また今後こういう情勢の中で公務員だけこういう職場にも再任用することは難しいことはあるかと思いますが、国の流れに沿って県あるいは市町村、地方公共団体がこういう条例を設けようとしておりますから、うちの方でも設けさせていただきます。現実的には恐らく当年度予算、これはなかろうかと認識しています。

以上です。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） ちょっとお聞きしたいんですけども、ここに職員の定年の条例があ

るわけですが、これには幾つで実際には定年なのか私もわかりませんが、ここに書いていないものですから、実際には何歳までここに役場の職員とすればいられるわけですか。ちょっとその点をお聞きしたいなと思ひまして。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） 先ほど申しました職員の定年退職条例60歳です。ただ、今やっておりますのが、やはりそういう財政的に非常に大変でありますので、経常経費削減あるいは人事の刷新、そういう中で優遇退職制度、若年退職ですね。これは一応要綱にも盛り込んでありますけれども、例規集の中に。それは引き続いてやっていって人事の刷新、あるいは経費の削減を図っていきたい、こう思っております。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） それはわかりますけれども、では実際には、いようと思えば60歳までいられるわけですね。そして、実際に58でやめて今までやめているのを見ましても、そして今度は年金をもらうまでの間が四、五年あるわけですね。そうしますと、その間に何らかの方法で食わなければいけないわけですね。遊んでいるわけにはいけませんから。そうするとそれが大変になってくる人もいろいろかと思うわけです。

そういうものをやはり考えていって、これから先果たして五十七、八でやめるのがこれは適当なのか私はわかりませんが、できれば定年いっぱいまでいて60までいるのが僕は正解ではないのかなというような私自身はするわけですが、その辺を一応提案として私から申し述べておくことと、これから先夫婦で共働きでこの中で働いている職員が何名かいると思います。そういう者もこれから先やめろということではなくて、今後少しずつ考えていかなければならないのではないかなというふうな気がしますが、そうすることにしてここ何組かいるわけですが、新しい職員をこんな時期ですから余計、職場がない時期ですから新しい地元の人間をその分だけ新しい職員を入れることができるのかなというところまでも配慮が必要ではないのかなということを一応加えて終わります。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） 確かに、58歳勸奨、これはあくまでも勸奨ですから。これは民間の方でもやっていることで、やはり一番の目的は人事の刷新を図るということ。これは60までいろうと思えばいられるわけですが、今まで皆さん協力していただきました。

そして、確かにやめて年金が今度は、ことしあたり上げる方は61歳ですか、そういうふうには1年ずつずれてきて、あと10年後ぐらいには65歳に年金がもらえるという状況があると思ひます。これは、またそのときに考えるべき状況だと考えるわけです。現時点では、今意見

がありました。共働き、これも実際問題いろいろ考えてもらわなければならない。たしか11組かな、非常に難しい問題があります。そして、毎年1名か2名の職員募集をかけるわけですよ。これは実際問題南伊豆はほとんど就職場所がないものですから、かなりの人が応募してきますよね。来ますけれども、わずか1人か2人という非常に過当競争で大変だということがあります。

そういう面も含めて、確かに60歳まで働けることはそれが必要なんでしょうけれども、片方ではそういう若者の定住場所がない、就職がとれない、あるいは過疎化に歯どめがかからないという中で、若い者が地元へ帰って来るのが一番いいことだとして、そういういろんなジレンマがあるわけです。相対するということところが。それで、今回も再任用の条例を設けるにつけて非常に疑問を感じているところではありますが、そういう面もまたあるということで認識しております。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） わかるんですよ。わかるんですけども、例えば結婚時期が遅くて子供ができたのが遅くなって、そういう働き盛りのときに子供が遅くて産まれた。そうすると育ち盛りのときに、職場がぽっと58歳でなくなるわけですよ。そうすると、年金もらうまでの間どうやって子供を育てればいいのかなど。

そういうこともいろいろあると思うわけですよ。ですから、僕はその本人の意思によって、60歳まで定年があるんでしたら、本人の意思によって60歳までいたい者はいてもいいということになっているわけですね。これは。いいですね、そういう解釈の仕方です。私も。

〔「そうです。そのまとおりで」と言う人あり〕

○8番（渡辺嘉郎君） わかりました。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 総務課長の答弁の中に議論に感じるという、まさにそこなんですけれども、私が質問したいのは。

この再任用制度というのが、制度の趣旨というのは、厚生年金をもらうまでの間のつなぎと、もう一つは高齢者の知識を生かすと。そういうわけでこういう制度があるのに、人事の刷新とかそういうことで非常に疑問があると。それはそれでいいんですけども、この再任用制度をもし運用する場合に、任命というか、希望者はすべて採用してくれるわけですか。再任用してくださいと言ったら。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） これは、一応公務員で南伊豆の役場でいたその方ですね。それで

25年以上とかここに書いてありますけれども、そういう方ですが、これ町長の任命ですね。ですから、そういう職場が実際問題うちの方に採用に関してあるのかどうかという。今のところはそういうところは恐らくないのではないかなと。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 今、制度の趣旨の問題で質問しているわけで、制度の趣旨が例えば年金をもらうまでのつなぎであるとかということであるなら、希望者はすべて採用していかないと、非常に意味がないのではないかと。だから、ちょっと採用というのはどういう形で採用されるのかというのが疑問だったんですけれども、特別今の話だと任命権者の町長がこの人は採用しますよと。この人は採用しませんと。希望しても。というような状況になるんですか。実際の運用は。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） 実際、そういう段階ではないのでわかりませんが、やはり同じ職務をこなした経験者、そういうのが当然一番好ましいことでありまして、全然畑違いの職員を採用するよりやはり経験者を優先したいと。

確かに、今言ったように年金を支給されるまでの間は食いつなぎとかいろいろあるわけですが、そこいら非常に国の大きい組織の中でやっているものですから、なかなかこれが市町村のこういう小さい私どもの役場なんかやってもらえるかと、非常に私が言っているのは疑問を感じます。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 了解いたしました。

一応、今の段階では制度に疑問があるという総務課長の答えもあったし、恣意的な運用がなされないようにという意味で採用をそのことを聞いたわけですが、その辺はもし制度が運用されるようになった場合の一つの心がけというか、一つの運用規程みたいなものをつくっておいたらいいかなと思いますので、一言述べさせていただきました。

○議長（大野良司君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を総務財政委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第6号は総務財政委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第7号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第7号 南伊豆町国民健康保険出産費貸付基金条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第7号の提案理由を申し上げます。

この条例は、国民健康保険法第58条第1項の規定による出産育児一時金の支給が見込まれる世帯主に対し、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、当該出産育児一時金の支給にかかる出産に要する費用を支払うための資金を貸し付けることにより、被保険者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とすることが主な内容です。

詳細につきましては、健康課長より説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大野良司君） 健康課長。

〔健康課長 土屋忠儀君登壇〕

○健康課長（土屋忠儀君） それでは、内容を説明いたします。本件につきましても、先日の国保運営協議会におきましてご承認をいただいております。

それでは、まず目的でございますけれども、やはりこれは少子化対策の一環ということでございまして、出産費一時金、今国保で30万円支給しております。この出産の見込まれる世帯主に対しまして、一時金の支給を受けるまでの間の貸付金ということで、出産に要する費用を貸し付けるものでございます。

この基金の設置につきましては、南伊豆町国民健康保険出産費貸付基金を設置する。これは、国保一般会計の方から積み立てをいたします。

基金の額ですけれども 120万円。この内容につきましては、30万円の出産育児が出ます。その8割ということでもって24万円、これの5人分を見込んでおります。

それから、貸し付けの対象でございますけれども、この条件といたしましては、被保険者世帯の世帯主に対して行います。出産一時金の支給を受けることが見込まれる者に限るといふ条件がございます。

まず、1番目に出産予定日まで1カ月以内であること。9カ月を過ぎていること、準備基金として1カ月間貸し付けをしますよと。これは先ほど申しました30万円の8割で24万円です。それから、2項につきましては妊娠4カ月以上であり、当該出産に要する費用について医療機関等から請求を受け、またその費用を支払ったとき。これは、医療費の領収書等によりましてその領収額の8割を貸し付けるものでございます。この貸し付けの金額ですけれども、10分の8、8割です。

貸付条件でございますが、貸付利息は無利子。貸付期間ですけれども、出産育児一時金の支給日支給をもって相殺したいと思っております。それから、償還方法ですけれども、一括払い。

繰り上げ償還ですけれども、資金の貸し付けの目的以外に使用したときには、条例に定める条件に従わないということでもって、資金の全部または一部の繰り上げ償還を処することができること。

次、8条でございますけれども、運用益金の処理。基金の運用から生ずる利益は南伊豆町国民健康保険特別会計の歳入歳出予算に計上する。主に積立金の利息分であります。

委任としまして、この条例の施行について必要な事項は附則で定めます。

附則といたしまして、この条例は平成13年4月1日から施行するものであります。

以上です。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第7号は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第8号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第8号 南伊豆町町道路線の認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第8号の提案理由を申し上げます。

町道路線の認定につきましては、昭和61年度に全面改定を行い、その後も必要に応じて認定してまいりました。本年度も上賀茂地内落合線1路線について追加認定の必要が生じたので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。これらにより、町道認定路線は687路線、総延長229.6キロメートルとなります。

内容につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 建設課長。

〔建設課長 小島徳三君登壇〕

○建設課長（小島徳三君） 上賀茂地内落合線の町道認定の内容についてご説明申し上げます。

この落合線は、町道南伊豆中学校線の中ほどの中学校上り口より東へ分岐している農道、農道落合線で延長が310メートル、幅員4メートルを町道に移管したいものです。

この農道落合線は、昭和49年から昭和51年度かけて団体営一般道路整備事業として施工されましたが、受益者には将来宅地化の目的で農道用地を提供した町外者の地権者もありました。ところが、昭和49年8月2日より都市計画区域に指定されたため、農道落合線では建築確認の接道とはならず、建築が不可能となっていました。この路線には、伊豆半島沖地震以前から2戸の住家も存在していたことから、町道認定とともに防災工事の要望が上賀茂区長等からあり、平成12年度にかけて防災工事も完了し、通行の安全も確保されたので、町道落合線として管理いたしたく提案するものです。よろしく申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

梅本和熙君。

○4番(梅本和熙君) 町道の認定ですけれども、突然これ出てきたという感じが今して、非常に理由も杓子定規というか、当然そういう理由になるんでしょうけれども、もっと具体的な何か理由がここにあるのではないかと。ここに現在住んでる住家が2戸ですか。2戸のためにこれを認定する理由がどこにあるのか。このところにまだ住宅建築とかそういうことを将来予定されているということですか。

○議長(大野良司君) 建設課長。

○建設課長(小島徳三君) 私が今農道落合線のいろいろ経過はあるみたいなんです、私が存じているのは今伊豆半島沖地震以前から住民が住んでいる住宅が2戸ありまして、それが一応建築確認がおりないような状況になっております。そういう中で町外者も今までの経過の中で絡んでいるようなんですが、私が存じておるのは建築確認をその方が取りたいとか取りたくないとかという、そういう話しは私は聞いてはおりませんが、一応純然たる今までの町道認定の路線認定と同じような考え方で、2戸の住宅が今後建築確認を取るのに困るからということ。それからもう一つは、農道落合線のり面が非常に悪かったこと。悪くて10年度から3カ年かけて農道の方では防災工事をやってきたようです。安全になったよということで、町道の認定をしたいよということで、余り昔の話しについては農林水産課の方がわかるのかなと思いますので。

○議長(大野良司君) 梅本和熙君。

○4番(梅本和熙君) 今、2戸のために建築確認と言われますけれども、町道に認定しないと確認取れないですか。もう法以前道路みたいな形で。既に既存の建物があるんですよ。この人たち建築確認申請すれば取れるのではないですか、取れないんですか。

○議長(大野良司君) 建設課長。

○建設課長(小島徳三君) まず通常であれば2メートル以上の接道が必要なんです、法以前という話の中で、法以前という話しは出てきていませんが、今までのお話しの中、経緯の中で町道認定するということで、防災工事もやってきたような経緯があると思うんですよ。今までの中で言いましても、4メートルないよと。ないけれども、町道にしないとおりないよという2戸なり3戸なり1戸なりの町道認定も、ほかの海岸部でも漏れていた場所についてはやっております。

○議長(大野良司君) 梅本和熙君。

○4番(梅本和熙君) これ310メートル。例えば2戸があるところは、ちょうど中間地点で

すね。この図面で見ますと。建物があそうな面で見ますと。この一番終点のところにあるんですか、建物が。町道の終点のところに建物があるんですか。

○議長（大野良司君） 建設課長。

○建設課長（小島徳三君） 終点にはございません。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 中間にこれはあるわけですね。中間地点にあるわけですね。だから何でそこまで認定が、確認のためであるからここまででいいんではないかと。認定が。その奥まで認定する理由。それと確認というだけの理由でこれを認定しなければならないのかという一つのね。防災上という理由があるとすれば、その防災の危険性がどういう形であるのか具体的にそれも聞かせてもらいたい。

○議長（大野良司君） 建設課長。

○建設課長（小島徳三君） 初めのご指摘の点につきましては、まず終点には建物はありません。中ほどと初めのところにあるだけであります。

それで、なぜそこまでという話しなんですけど、農道落合線として農林水産が管理していたものを町道移管、半分で切って農道でおくわけにはいかないと思います。ということなんです。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） すいません。農林水産課ですけれども、私たちも知っている限りのことをお話ししたいと思いますけれども、先ほど建設課長の方から昭和49年から51年にかけて農道落合線、町補助をもらいましてやっていた事実がございます。その中、その起点はお手元の図に示したとおりということではありますが、特定受益者という感じで当然負担金ももらったりして、ちょうどこれ山へぶつかった部分なんです。終点が。そこにおいてある会社等がございます。

そんな中からその年度途中51年当時だったと確かに記憶がありますけれども、用地交渉等をやっていたときにできないよ、負担金も出せないよと言ったのが、しり切れトンボになったような状態の農道と記憶しています。そして、さらにこれは皆さんご存じのとおりだんだん民家や南伊豆中学ができたり、その途中までは町道にしなければということで、中学の根元まではやっている。残ったのはこの農道でございます。

そんな中、先ほどご質問のように2戸、3戸家は既存であったわけです。そんな中、都市計画の例の建築確認の絡みもございましたけれども、さらに今の終点側のある人、お名前は言えませんが、そういう境界線の人が多数、多数というか何軒か残った。今現況で。

その土地を近い将来、これが道路にはなっているわけですが、農道になっているわけですが、宅地として住宅を建てていきたいという計画もございます。

そんな中から、今の建設課長の答弁のとおり、町道に接道するとか、要するにそういうことがされなければ建築確認が通らないとかという事態等もあるわけで、そんな中現況としてちょうどあそこにのり面があり、山側ののりがだらだらやたら落ちるような危険な箇所であったわけでありまして。そういったそういう地権者どちらかという町外地権者が多い、ものすごくというわけではないんですが、あったのが事実であります。

そんな要望の中から災害防止に3年間かけてやっとやってきて、終わったのが最近でございます。そんな中、農道から町道への移管並びに町道認定ということで今回お願いしたいということでございます。ひとつよろしくお願いしたいと思っております。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） ちょっとよろしく頼まれても非常に困ることなんですけれども、町道認定するのは結構ですけれども、例えば今農林課長から答弁がありましたように、このところに例えば建築確認を取りたいと。住宅を建てたいという人が何人かいると。これも町外者だと。この町外者が建てたときに、例えば災害が起こった場合に、これはどこが面倒を見るのか。そういうものを含めて十分検討されて、そこが宅地になり得るところか、そういうことを考えての町道認定なんですか。

それを最終的に例えばここに建築確認が取れるようになったよと。何軒か家が建ったと。そしてそれが町外者であったと。何か災害に巻き込まれたと。このときに町の方ではどういう対応をするとか、そういうところまでの検討が出されて公用されるのか。非常に唐突な形でここへ出てきたなど。

49年に農道として始まったんですか、49年に。それから今まで約24年近い期間このままにしてきたわけですよね。農道で。これをなぜ今こういうふうにするのか。建築確認を取るためということなら、それはそれで結構ですよ。取らせるためというんなら。ただ、それに対して町が十分責任を持って対応できるような状況の土地なのかどうかということまで含めて検討されたのかということ。

それとあと、今現在ある2戸の人たちが新たに建てかえをしたいとか、建築したいと言ったときに、果たして建築確認は取れないのかどうか。この辺だってちゃんと検討されていないような今議会答弁の中では。取れないというならそれはそれでわかりますよ。取れるか取れないかはっきりしていない。そういう状況の中で答弁されてもちょっと困る。

○議長（大野良司君） 建設課長。

○建設課長（小島徳三君） 法以前の接道につきましては、今回検討がしてありませんが、ただ法以前でも取れないことはないと思うんですけれども、ただほかの住民に言われて法以前というお話もちょっと考えようによると思いますけれども、町道に接道しておるから建築確認が取れるよというのが普通の考え方であって、地震以前から住んでいてそれで道もある中で農道というか、いろいろ経過がある中で農道になっていたり、町道認定ができなかったよということを逆に町道認定ができなかったよということだと思えますよ。

その辺、時間経過が生じるということは、いろいろな経緯があつてのお話だと思いますが、それから町外の方が建築取って防災上大丈夫かという話しなんです、建築物が建てられるような構造の中で建築確認を出してもらえないと思いますが。

それから、危険なところには建ってもらいたくないなど、上ってきまして左方は山になっています。右はほとんど農地になっておりますが、そういう中で建築物を建てたいから特別にここだけしたという考え方ではないですよ。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） そうすると、建築確認だけではない。防災上の理由ということは言っていますけれども、建築確認だけでないという。その防災上の理由というのは、例えば先ほど言ったように、どういう災害の危険性があるのかという話をちょっと聞かせてくださいと先ほど言っているんですけれども、なぜこれを今町道に認定して防災上の対応をしなければならないのか。

そういうことを含めて、例えば町長が最終的にこれを決裁して、これを出してきているのか。いわゆる建設課長もそうですけれども、そういうことを町長に進言したのか。そういうことも含めてどうなのかと聞いているわけです。

○議長（大野良司君） 建設課長。

○建設課長（小島徳三君） ちょっと解釈があれだったかもしれないですけれども、防災工事が今からやるのではなくて、もう済んだよと。10年度から農道で防災工事をやってきて12年度で防災工事も終わって通行上は支障がなくなってきたから、町道に通して完備したよと。防災工事これからやるということではないです。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 何となくちょっと非常に唐突で、理由もわかりにくい部分があつて、その十分検討されたかどうかということが物すごく一つのあれなんですけれども、いわゆる町外者のために、例えば宅地造成をしていただくということは、私司法書士やっているから土地のもうけはありがたいけれども、そういうためにやったというわけでもないでしょうし、

今それほど認定しなければならないほどの支障があるのかなのかというのが一つのあれなんです。何で今認定しなければいけないのか。

そして、2戸の方たちもまだ確認申請とかそういう問題も起こっていないと。そして、先ほど言った法以前道路で確認も取れるのではないかという問題もあると、このところに。だから、その辺のところを執行部と助役ですか、執行部と何しろ建設課長とか担当課がよく検討されて出しているのか、これを。それを聞いているんですよ。

○議長（大野良司君） 助役。

○助役（飯田千加夫君） 何か唐突に出てきたというようなご意見もありますけれども、実は平成7年に農林課長の引き継ぎの中にこの件が入っておりまして、当時やはり町外者も含めて地元の方も農道のままでは困ると。しかも、ちょっと安全面で不備があると。ですからこれをぜひ直して当初の当時つくれた町道と、昔は農道といっても建築確認取れたんですね、昔は。それが都市計画になってから取れないわけで、ですからその後町外の方もそういうことがないように昔に戻った様にといいか町道にするのが一番だろうと。

ですから、平成7年に私が引き継ぎ事項でこれを何とか町道に見てほしいと。当時の町長にも相談いたしました、しかし建設課も私その前から現地知っていました。しかし町道にするにはある程度防災工事をしないと危険なところがありました。何箇所か。それで、当時やはり防災工事しなければ町道認定は難しいということから、当時の町長も含めて、担当課長も含めて何らかの防災工事をして町道として受け取るべき状態になったときに考えようということで町外の地権者の方にも代表にもお話しをいたしまして、先ほど言いましたように予算がついたのが10年度ですか、そういう中で3年かけて防災工事ができて、建設課の方としても町道認定しても変ではないとこういうことで、ですから建築確認がすぐ出るか出ないかというよりも、非常に長い問題で出てきたということ。平成7年には、町長も町道でやるといって考えようということの中で進んでいきまして、今回も地元の区長さんからぜひ町道認定して有効活用。ですから建築確認が取れるとか、これだけではなくて町道認定をして有効活用をしたいからという要望書も出ております。そういう状況の中で、今回私どもも検討しまして今回の提案となったわけです。そういうわけですので、ぜひその辺をご理解して、急にきょうここに出たということではないというを述べさせていただきます。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） もう1点よろしいですか。

この農道は多分青市の総町へ抜けていく、このまま行けば。町道認定の先を行けば青市の総町へ抜ける道ですか。

○議長（大野良司君） 助役。

○助役（飯田千加夫君） 私もその先のことは当時農道計画があったということは知っていますが、現在どういう状況にこの先がなっているか、ちょっと確認つきません。

○4番（梅本和熙君） 総町へ抜けますかと聞いているんですけども。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） そのままでは行けません。山でありまして、そのままでは行けません。ただ、その当時私も一員として昭和46年頃ですか、測量はしたことはございます。その路線を利用して総町まで。以上です。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） どうも今までの説明を聞いていると何かはっきりしないんですが、私の心配するのは、今後こういう例が町の中に出た場合に、認可しなければならないケースが出てくると思うんですよ。それを心配して梅本君がいろいろの発言していると思うんですが、何か裏があるような裏がないような、なんか説明がはっきりしないが、はっきりしたものがあればここでばちっと出してもらった方がすっきりするんじゃないかと思うんですが。

全然そういう説明聞いていて、なんかおかしくて弁明のような形だけしかないんですが、いかがでしょうか。

○議長（大野良司君） 助役。

○助役（飯田千加夫君） 提案の理由の中でいろいろ建築確認云々とかいろいろ出てきましたけれども、先ほど申しましたように非常に話が古い地震前に農道をつくるときに地権者へお願いして用地提供して、それで農道ができますと。家もできますよと。そうできますよという事業からスタートしたときに、非常に古い経過を持っておりました。それが数年前に全地権者の方がそのままでは困ると。私たちが死んでいく、子供にこの土地を譲る中でもこういう場所としては困ると。ぜひこれを48年に始めたときの建築確認が取れるというような状況にしてほしいというのが8年前から始まってこういう経過になったという状況です。

ですから、今の提案の説明がとかくうまくないという点をご指摘があっても、非常にそういう長い経過を持ったものであるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（大野良司君） 藤田喜代治君。

○5番（藤田喜代治君） 今の話なんですけど、いろいろ聞いて、それなりに理解したつもりですが、こういう問題はあまり得手でないものですから、ただ一つだけ助役さんの答弁の中で幾つかこれの状況を話してきましたけれども、一つだけ町道にして有効活用するんだという言葉もありましたけれども、これについて具体的に有効活用するというのはどういうことな

のか、ちょっとわかりかねるんですけども、ご説明していただければありがたいと思います。

○議長（大野良司君） 助役。

○助役（飯田千加夫君） 先ほど申したように、農道ですとまず有効活用についても、建築確認にしても、まず現況ではなかなか難しいと。先ほど言った法以前道路として云々という家がある部分については、そういう運用はできるにしても、全体としては建築確認関係はほとんど無理という状況であります。

したがいまして、町道になっているということになりますと、それを含めてそういうようなそれ以外のことも、何にということとは地権者から聞いておりませんが、とりあえずは建築確認が将来取れるような道路にしてほしいというのが地権者の考えです。ですから、それ以上のことは聞いておりません。

○議長（大野良司君） 藤田喜代治君。

○5番（藤田喜代治君） 有効活用の私たちも建築確認をするということしかとりあえず聞いていなということですが、予想されるこれは別に都会の人だろうが地元の人だろうが、予想されるようなことというのはとりあえずは建築確認のことだというふうに、あと思いつかないということでしょうか。

○議長（大野良司君） 助役。

○助役（飯田千加夫君） 私は、その程度しか認識しておりません。

○議長（大野良司君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第8号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第 8 号は原案どおり認定されました。

◎散会宣告

○議長（大野良司君） 本日の議事が終わりましたので会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3 時 3 3 分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 大 野 良 司

署 名 議 員 石 井 福 光

署 名 議 員 簾 田 国 広

平成13年南伊豆町議会 3月定例会

(第2日 3月12日)

平成13年3月南伊豆町議会定例会

議事日程（第2日）

平成13年3月12日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第 9号 平成12年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 3 議第10号 平成12年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議第11号 平成12年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議第12号 平成12年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議第13号 平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議第14号 平成12年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議第15号 平成12年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議第16号 平成13年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第10 議第17号 平成13年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議第18号 平成13年度南伊豆町老人保健特別会計予算
- 日程第12 議第19号 平成13年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
- 日程第13 議第20号 平成13年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
- 日程第14 議第21号 平成13年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
- 日程第15 議第22号 平成13年度南伊豆町土地取得特別会計予算
- 日程第16 議第23号 平成13年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第17 議第24号 平成13年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議第25号 平成13年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第19 議第26号 平成13年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第20 議第27号 平成13年度南伊豆町水道事業会計予算
- 日程第21 議第28号 南伊豆町クリーンセンター建設工事委託契約の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 鈴木久香君 | 2番 | 谷川次重君 |
| 3番 | 鈴木史鶴哉君 | 4番 | 梅本和熙君 |
| 5番 | 藤田喜代治君 | 6番 | 漆田修君 |
| 7番 | 斎藤要君 | 8番 | 渡辺嘉郎君 |
| 9番 | 石井福光君 | 10番 | 簾田国広君 |
| 11番 | 藤原栄君 | 12番 | 横嶋隆二君 |
| 13番 | 小澤東洋治君 | 14番 | 大野良二司君 |
| 15番 | 渡辺守男君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|--------|--------|
| 町長 | 岩田篤君 | 助役 | 飯田千加夫君 |
| 収入役 | 稲葉勝男君 | 教育長 | 釜田弘文君 |
| 総務課長 | 外岡捷美君 | 企画調整課長 | 渡辺修治君 |
| 住民課長 | 渡辺正君 | 税務課長 | 碓井大昭君 |
| 健康課長 | 土屋忠儀君 | 農林水産課長 | 内山力男君 |
| 建設課長 | 小島徳三君 | 商工観光課長 | 飯泉誠君 |
| 清掃課長 | 佐藤博君 | 水道課長 | 鈴木勇君 |
| 教育委員会事務局長 | 楠千代吉君 | 会計課長 | 池野徹君 |
| 福祉課長 | 土屋敬君 | 下水道課長 | 勝田悟君 |
| 行財政主幹 | 外岡茂徳君 | | |

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 田中秀明 主幹 松本恒明

◎開議宣告

○議長（大野良司君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより3月定例会本会議第2日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（大野良司君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

9番議員 石井福光君

10番議員 簾田国広君

◎議第9号の上程、朗読、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） これより議案審議に入ります。

議第9号 平成12年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） おはようございます。

本日もご苦勞さまでございます。

議第9号の提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、年度末を控えまして、人件費や物件費、各種事業の数字の確定に伴いまして、各科目における更正増減並びに収入見込みを立てました上での補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,953万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億1,331万4,000円とするものです。

補正予算の内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 総務課長。

〔総務課長 外岡捷美君登壇〕

○総務課長（外岡捷美君） それでは議第9号の平成12年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）について、内容を説明いたします。

今回の補正は、今、町長も申しましたように年度末を控えまして、人件費や物件費、あるいは各種事業の数字がほとんど確定しつつあることに伴いまして、その整理と各科目の見直しによるものでございます。したがって、以下特別なものを除きまして、節の説明は省略させていただきます。

1款議会費、1項1目議会費 105万 3,000円で 7,587万 1,000円となります。

2款総務費、1項1目一般管理事務 191万 2,000円の減で、2億 2,529万 1,000円となります。この中で13節委託料で、情報公開条例制定業務委託 290万円の減がございしますが、これは当初、業者に委託する予定でありましたが、職員研修を3回に分けて実施すると、こういうことでもって実施いたしました。こういうことによりまして 290万円の減といたしました。

職員厚生事務につきましては、10万円の減でこれは 586万 5,000円となります。

2目の会計管理事務 2万円の増、199万 5,000円となります。

3目財産管理事務 9万円の減で 944万円となります。

6目の企画調整事務 1,650万 2,000円で、2,554万 4,000円。これにつきましては、12節、それから15節、18節、庁内LANの構築に伴いますインターネット接続あるいは機器備品費でございます。

7目が電算処理推進事務13万 5,000円で、903万 5,000円となります。

8目土地利用調整事務 7万 8,000円の減で69万 5,000円となります。

11目交通安全推進事務52万円の減で 450万 5,000円となります。

13目基金費の財政調整基金 6,997万 3,000円で、7,296万 8,000円となります。これは、財政調整基金の積立金でございます。

減債基金 3,019万円となります。これは減債基金の積立金でございます。

庁舎建設基金 1万 2,000円で、141万 2,000円となります。

13目土地開発基金54万 4,000円で、1,895万 6,000円となります。

2項1目賦課徴収事務 332万 8,000円で 1,851万5,000円となります。これは、18節の備品購入費 340万 1,000円が大きなものでございます。

次が、3項1目、32ページです。

戸籍住民基本台帳事務 6万 1,000円の減で、4,241万 4,000円。

4項3目各種選挙費の衆議院議員選挙費につきましては、29万 5,000円で1,119万円となります。

5項1目の統計調査総務事務 8万 7,000円の減、で543万 9,000円となります。

2目の指定統計調査費 5万 4,000円の減で、611万 1,000円となります。

同じく統計調査事務でございます。6項1目の監査事務50万 1,000円の減で、107万 7,000円となります。

次が、3款民生費1項1目の社会福祉総務事務 4万 9,000円の増で、6,176万 3,000円。

社会福祉事業におきまして、402万円の増で、8,043万 9,000円となります。これにつきましては、20節扶助費 402万円でございます。

次が、保険基盤安定繰出金 441万 3,000円。これは国保会計の保険基盤安定繰出金 441万 3,000円でございます。

2目の国民年金事務67万 2,000円の減で、1,807万 3,000円となります。

3目の老人福祉事業 988万 8,000円の減で、6,494万 6,000円。これは13節の委託料 1,095万 1,000円の減が大きなものでございます。

続きまして、老人福祉施設事業、これにつきましては、財源区分の変更でございます。

次が、4目の国民健康保険特別会計繰出金 193万 6,000円で、3,053万 1,000円となります。

次が、5目の社会福祉センター管理運営事務33万 6,000円で109万 6,000円となります。

次が、2項2目、38ページ。児童福祉総務事務11万 1,000円の減で、1,985万 4,000円。

次が、2目の児童福祉施設運営事務 9万 7,000円の増で、2億 704万円となります。

次が、差田保育所運営事務 167万 5,000円の増で、952万 3,000円。

2目の手石保育所運営事務 196万 2,000円の増で、1,268万 8,000円。

南崎保育所運営事務 408万 6,000円の増で、861万円。

南上保育所運営事務 159万 2,000円の増で、855万 1,000円となります。

次が、40ページの児童手当事務ゼロ、これは財源区分の変更でございます。

次が、4項1目の介護保険特別会計繰出金 3,163万 7,000円の減、3,809万 6,000円となります。これは、28節の繰出金の中で、給付費が大幅に引き下がったための減でございます。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務事務 127万 4,000円の減で、5,958万 2,000円となります。

保健衛生事業につきましては、3万 1,000円の増で629万 2,000円となります。

次が、42ページです。

伝染病予防事務につきましては、30万円の減で、299万9,000円。結核予防事務につきましては、7万1,000円の減で、76万4,000円。

3目の母子衛生事業につきましては、69万円の減で、864万9,000円となります。

4目の環境衛生事業22万4,000円の減で、140万5,000円となります。

5目のへき地診療対策事務につきましては、6万円の減で806万8,000円。

6目の老人保健事業費284万4,000円の減で、3,651万3,000円になります。

続きまして、44ページです。

老人保健特別会計繰出金4,032万5,000円で、1億2,853万6,000円になります。これは特別会計繰出金です。

8目の医療施設整備推進事務412万1,000円の減で、6,575万1,000円となります。これは共立湊病院組合負担金の412万1,000円の減でございます。

次が、2項1目の清掃総務事務47万4,000円で、6,374万8,000円。

3目の合併処理浄化槽整備事業につきましては、4万5,000円の増で、3,101万3,000円となります。

それから、3項1目の水道事業会計繰出金ゼロ。これは財源区分の変更です。

それから、46ページの5款農林水産業費、1項2目農業総務事務10万4,000円の減で6,070万4,000円となります。

3目の農業振興事業につきましては、74万6,000円の減で、872万6,000円。水田農業確立対策事業につきましては、1万8,000円の減で、167万円。農村地域農政総合推進事業につきましては、1万円の減で170万3,000円となります。中山間地域等制度事業につきましては、1,524万3,000円で、202万9,000円となります。これは、対象面積の減によるものでございます。

次が、5目の農業用施設維持事業183万円の減。次が、農道整備事業につきましては、22万3,000円の減で、218万9,000円。

次が、48ページ。

6目の農山村総合施設管理運営事務16万5,000円の減で、672万7,000円。

7目の南伊豆郷土館管理運営事務3,000円の増で、429万6,000円となります。

次が、2項1目の林業振興事業の20万5,000円の減、434万3,000円となります。

次が、森林整備事業につきましては、ゼロで、これは財源区分の変更でございます。

松くい虫防除事業については、7万1,000円の減で、571万3,000円。

3項1目水産業振興事業につきましては、55万1,000円の減で、546万8,000円。

2目の漁業建設事業につきましては、38万4,000円の増で、3,708万1,000円となります。
次が、50ページです。

3目の漁港施設維持事業7万円の減で、470万2,000円となります。

次が、6款商工費、1項1目商工総務事務103万1,000円の増で、4,903万6,000円となります。

次が、3目の観光振興事業38万5,000円で、1億1,820万1,000円となります。

52ページの5目環境美化推進事業につきましては、3万7,000円の増で、678万1,000円。

6目の弓ヶ浜温泉公衆浴場管理事務24万円の増で、872万1,000円。銀の湯会館運営事業
につきましては、126万8,000円の増で、6,620万7,000円となります。

次、54ページをお願いします。

7款土木費、1項1目土木総務事務80万円の増で、7,111万9,000円。

2項1目道路維持事業につきましては、474万7,000円の増で、8,154万5,000円。

2目の単独道路改良事業につきましては、106万円の減で8,304万。

地方特定道路整備事業につきましては、10万円の減で6,929万5,000円。

3目の橋梁維持事業につきましては、90万円の減で、1,460万円となります。

56ページです。

3項1目の河川維持事業費518万9,000円の減で、1,302万8,000円となります。これは、
19節で県河川環境整備事業負担金500万円の減でございます。

次は、河川改良事業の465万円の減、4,129万円となります。

次が、2目、57ページ。

青野川ふるさとの川関連整備事業58万円の減で、1,869万円となります。

3目の小規模生活ダム関連整備事業5万円の減で、533万円。

4項1目の港湾管理事務につきましては、988万円の減で、699万1,000円となります。

これについては、19節で負担金の970万円の

次は、5項2目公園管理事務17万3,000円の減で、78万7,000円。

次が、3目の公共下水道事業特別会計繰出金664万円。2億1,778万6,000円となります。

6項1目の町営住宅管理事務につきましては、5万6,000円の減で、206万7,000円。

中木災害住宅管理事務につきましては、90万円の減で651万1,000円。

2目の急傾斜地崩壊防止事業費につきましては、110万円の減で、2,376万6,000円とな
ります。

次は60ページをお願いします。

8 款消防費、1 項 1 目下田地区消防組合負担金 295万 1,000円の減、1 億 8,804万 7,000円となります。

2 目の非常備消防事務につきましては、151万 5,000円の減で、3,522万 8,000円。

3 目の消防施設管理事務につきましては、13万 9,000円の減で、364万 1,000円。

消防施設整備事業につきましては、257万円の減で、2,699万 5,000円となります。

4 目の水防対策事業につきましては、40万円の減で、32万 1,000円。

5 目の災害対策事務につきましては、46万円の減で 574万 8,000円となります。

62ページをお願いします。

防災施設管理事務につきましては、46万円の減で 607万 5,000円。

防災施設整備事業につきましては、387万 7,000円の減で、3,390万 1,000円。

9 款教育費、1 項 2 目事務局事務62万 6,000円の増で、6,145万 5,000円。

2 項 1 目の小学校管理事務につきましては、661万 4,000円の増で、1 億 2,952万 8,000円。これにつきましては、64ページ、15節工事請負費 673万 1,000円が大きなものがございます。

2 項 1 目の竹麻小学校管理事務1万 1,000円の減で、1,130万 6,000円。南崎小学校管理事務76万円の減で、584万 6,000円。南中小学校管理事務につきましては、168万円の増で、1,409万 7,000円。これは18節の備品購入費が大きなものがございます。

南上小学校管理事務につきましては、69万 9,000円の減で、713万 8,000円。

次は、65ページの三浜小学校管理事務につきましては、3万 4,000円の増で、709万 5,000円。

2 目の小学校教育振興事務につきましては、22万 7,000円の減で、1,820万 5,000円。

次は、3 項の66ページ。

1 目中学校管理事務45万 2,000円の増で、1,960万 5,000円。

南伊豆東中学校管理事務につきましては、5万 7,000円の減で、628万 9,000円。

南伊豆中学校管理事務につきましては、11万 9,000円の減で、758万 6,000円。

2 目の中学校教育振興事業 255万 5,000円の減で、4,441万 7,000円。これは14節の使用料で 211万 7,000円の減でございます。

次が、南伊豆中学校教育振興事務1万円の減で、218万 6,000円。

4 項 1 目の幼稚園事務につきましては、9万 2,000円の減で、2,821万 1,000円となります。

次が、5項1目の社会教育総務事務につきましては、15万円の増で、1,744万9,000円。
次、68ページ。

5項2目の公民館管理運営事務につきましては、6万3,000円の減で、1,201万円。

4目の図書館管理運営事務につきましては、131万円の増で、3,140万4,000円となります。これは、18節の備品購入費で……用の車両購入費141万1,000円が。

次が、6目の生涯学習推進事業14万3,000円の減で、1,219万円となります。

6項1目の保健体育総務事務、10万円の減で944万3,000円。

2目の武道館管理運営事務につきましては、13万7,000円の減で、249万6,000円となります。

次が、70ページの10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧事業費につきましては、260万円の減、6万円となります。

次が、単独農地及び農業用施設災害復旧事業263万8,000円の減で、737万2,000円。

2目の林地及び林業用施設災害復旧につきましては、196万2,000円の減で、276万8,000円。

2項1目の道路河川等災害復旧事業につきましては、185万4,000円の減で、1,517万5,000円。

次は、72ページの11款公債費、1項2目利子29万5,000円の減で、2億782万1,000円となります。

73ページから給与費の明細がございますが、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、歳入、11ページをお願いします。

歳入。4款の地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金941万5,000円の増で、9,941万5,000円となります。

次が、12ページ、6款特別地方消費税交付金、1項1目特別地方消費税交付金300万円の増で、430万円となります。

次が、9款地方交付税、1項1目地方交付税3億6,059万2,000円の増で、23億2,791万3,000円。これは普通交付税で2億6,566万8,000円。特別交付税で9,492万4,000円の14ページ。

10款交通安全対策特別交付金、1項1目交通安全対策特別交付金の20万円の減で、110万円。

11款分担金及び負担金、1項2目土木費分担金83万4,000円の減で、1,115万1,000円。

3目の災害復旧費分担金1万円の減で、27万円。

2項1目の民生費分担金で600万9,000円の減で、4,518万2,000円。これは、3節の保育所保育料543万4,000円が大きなものがございます。

続きまして、16ページの12款使用料及び手数料、1項3目商工使用料の1,155万6,000円、6,745万4,000円となります。これは、弓ヶ浜温泉、銀の湯会館使用料の増でございます。

4目土木使用料8万2,000円の減で、1,368万6,000円。

5目の教育使用料7万2,000円の増で、171万2,000円。

次は、2項2目民生手数料8万8,000円の減でゼロとなります。

次は、13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金138万8,000円の減で、1億377万2,000円となります。

次が、2目の衛生費国庫負担金123万円の減で、261万2,000円。

3目の災害復旧費国庫負担金121万6,000円の減で、1,017万9,000円となります。

次が、2項1目の民生費国庫補助金427万2,000円で、142万5,000円となります。これは、2節老人福祉費補助金401万5,000円の減が大きなものがございます。

次が、2目の衛生費国庫補助金12万2,000円の増で、977万7,000円。

4目の土木費国庫補助金14万9,000円の減で、246万4,000円となります。

18ページの6目教育費国庫補助金27万1,000円の減で、391万5,000円。

3項1目民生費委託金につきましては、23万8,000円の増で、758万4,000円。

14款県支出金、1項1目の民生費県負担金につきましては、55万8,000円の減で、4,694万2,000円。

2目の衛生費県負担金123万円の減で、235万8,000円。

2項2目民生費県補助金253万1,000円の増で、2,745万9,000円となります。

次が、20ページの3目衛生費県補助金25万5,000円の減で、582万8,000円。

4目の農林水産業費県補助金1,116万9,000円の減で1,851万6,000円となります。

5目の商工費県補助金235万8,000円の減で、2,941万6,000円。

6目土木費県補助金20万4,000円の増で、1,126万3,000円。

9目の災害復旧費県補助金につきましては、140万4,000円の減で、180万円。

3項1目の総務費委託金につきましては、28万円の増で2,504万9,000円。

4目の土木費委託金につきましては、13万1,000円の減で、328万7,000円。

次が、22ページの15款財産収入、1項2目利子及び配当金13万2,000円の増で、554万7,000円。

16款寄附金1項2目民生費寄附金47万円の増で、179万円。

17款繰入金、2項1目基金繰入金2億8,000万円の減、1億888万4,000円。これは財政調整基金繰入金。

19款諸収入、2項1目町預金利子30万円の減で、70万円。

4項5目雑入252万9,000円の増で、3,789万2,000円。

6目の過年度収入につきましては、125万1,000円の増で、196万5,000円。

26ページの20款町債、1項1目農林水産業債1,750万円の減。

土木債につきましては、650万円の増で1億100万円。

3目の消防債につきましては、70万円の増で、2,840万円。

4目の災害復旧費につきましては、80万円の増で、430万円。

5目の水道事業出資債につきましては、980万円の増で、1億100万円となります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

今回の補正額7,953万7,000円で補正の額が48億3,377万7,000円で、49億1,331万4,000円になります。

この補正の財源内訳といたしまして、国県支出金2,226万4,000円の減、地方債において、30万円増、その他で388万8,000円の減、一般財源で1億538万9,000円となります。

続きまして、7ページを開いてください。

繰越明許費であります。4款衛生費、3項の上水道費、水道事業会計繰出金1,740万円。これにつきましては、健康課長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で内容説明を終わります。

○議長（大野良司君） 健康課長。

〔健康課長 土屋忠儀君登壇〕

○健康課長（土屋忠儀君） それでは、7ページの平成12年度繰越明許費の説明をいたします。

お手元の方に別添でもって説明資料をご参照願いたいと思います。

科目につきましては、上水道工事の関係ですけれども、歳出科目が健康課の衛生費のため、健康課の方で説明いたします。

一般会計補正予算（第4号）の繰越明許の関係です。

上水道第5次拡張事業手石高区第2配水池建設工事において、工所用資材等の搬入路選択に当たり、地権者及び他工事との調整に不測日数を要し、年度内完成ができなくなったため、繰越明許を計上したものです。

この科目につきましては、4款衛生費、3項の上水道費、水道事業会計繰出金1億3,163万5,000円でございます。

(2)水道事業会計繰出金の内容。

上水道第5次拡張事業出資金 9,400万円。石綿管布設替事業出資金 1,600万円。石綿管布設替事業補助金 2,163万 5,000円。合計で1億 3,163万 5,000円でございます。

事業の進捗状況でございますが、事業費の方が1億 3,163万 5,000円。支払額ですが、1億 1,423万 5,000円です。今回の繰越額が 1,740万円です。

一般会計の繰越明許の内訳の関係ですけれども、3項の上水道費、水道事業会計繰出金、投資及び出資金が 1,740万円、事務費はゼロ、合計が 1,740万円、地方債が 1,740万円でございます。

なお、完成につきましては、今年度の5月末を予定しております。

参考資料としまして、図面が添付してございます。今、説明申し上げましたように、この赤くなってます配水池容量が 780立方メートルとなっております。この部分でございます。全体平面図。

次に手石第2配水池構造一般図がございまして、これも赤くなっていますらせん階段ですか、この部分がそうです。

以上で説明を終わります。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 歳入の方ですけれども、地方交付税が3億ほど増額されてきているわけですけれども、この見込み違いというか、この辺はどういうことであるか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） 見込み違いというわけではないです。やはり、新年度を迎えて毎年多少は繰越財源がないと新年度やっていけないという中で、毎年この程度のものは当初から減らしております。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） もう1点。基金の積み立ての振り分けですね、調整基金と減債基金と。この振り分けは何か計算根拠みたいなものがある振り分けをしていますか。30ページの1項13目。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） 財政調整基金につきましては、以前、菊池町長のときに武道館とかそういう大きなものがかなりの財調をつぶして、これを建ったということで、いろいろ将来的に先ほど町長の施政方針の中にありましたように、大型事業をやっていく中で、やはり、頼るところはこれしかないという中で、極力、多少でも積立てておきたい。こういう中에서도、財調をこのように積立て、また減債基金も将来こういう起債の関係から減ったときに役立てたいと思っています。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） そこで、町長にお聞きしたいんですけども、庁舎建設基金は、当初補正前が140万で、補正額1万2,000円、これで141万2,000円にちょっと上げたわけですけども、この金額的には大したことではないと、この件に関しては、将来的に庁舎についての建設ということを考えていないということと考えてよろしいんですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

庁舎建設については、町村合併とかそういうことがありますもので、前向きに福祉センターとかそういう併用の形で将来的にはやるべきじゃないかなという考えは持っております。ですから、6億何千万の基金が積み立ててあるわけですから、それを町村合併とか、そういうものを踏まえた中で、庁舎建設については前向きに検討していきたいということでございます。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） いわゆる庁舎を建築するというでなくて、この庁舎建設基金をいわゆる老人福祉センターの方に振り分けたいとか、回したいと、建設基金として使いたいと、このように。そうではなくて、総合的ないわゆる複合施設としてやりたいという考えなんですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） そういう解釈でいいと思います。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） ほかに質疑はありませんか。

石井福光君。

○9番（石井福光君） 3点ばかりちょっと伺いたいんですが、51ページの観光振興事業の宣伝委託料が100万円ばかり減額になっているんですが、この委託先と減額の理由が1点。

それと61ページの消防施設整備事業の工事請負費が地下式消火栓移設工事が130万円と耐

震性防火水槽新設工事が57万円減額されているんですが、これは当時各地区からの要望があったからなのか、また要望がなかったから予算についてこれだけ減額されたのかという2点と。

第3点ですが、36ページの老人福祉事業の委託料ですが、1,095万1,000円減額されているんですが、この各細節が6つばかりあるんですが、これ減額された理由をちょっとお聞きしたい。

どうなっているのか、その3点についてちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（大野良司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（飯泉 誠君） 宣伝委託料の100万円の関係ですけれども、JTBの子会社であります会社に委託するつもりでいたんですが、その会社はやめてしまって、それを減とさせていただきます。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（土屋 敬君） 福祉課のこの1,000万円ですけれども、7つの事業の全合計で1,000万円ということではなくて、一番大きな在宅支援センターですか、これは国の方の当初の額と決定された額がこれだけ変わってきたものですから、減額したという、そういうことです。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） 61ページの工事請負費の減でございますが、地下式消火栓移設工事、これ当初で見込んだわけですが、去年件数がなかったと、1件ありましたけれども、それに使って、あと残ったと。それから防火水槽につきましては、毎年3基、40トンをつくっているわけですが、いろいろ工事をやった中でいろいろ差金とかそういうものがありました。その残です。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） いいです。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 農林水産業費の47ページですね。これは当初予算の平成12年度当初予算のときも施政方針で述べられた内容ですが、この内容を説明していただきたいと。中山間地域等制度交付金ですね。この実績内訳、こういう制度を取り入れてやろうという気概はあったわけですが、当初指摘したとおりの状態になったのではないかと思いますけれども、そこら辺を踏まえて今後の方向も含めて答弁願いたい。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） 中山間地域事業の制度であります、昨年の当初のときに計上いたしました。実はその当時16ヘクタール程度考えたわけですが、団地として対象になるということで、中山間地域、集落において8集落、そしてその中、国の状況がだんだん変わってきたということもございますけれども、基本的には5年間10アールにつき、水田でしたら、5万1,000円ですか、そしてそれを団地として行ない、作付を5年間行うという話の中、実はその集落を2、3回りました。集落としては私たちの候補もあったわけですが、なかなかいろいろな文献、資料等からも高齢者が多いなということはわかっていたわけですが、現地で説明会を開くと確かにそのとおりになりました。そんな中で皆さん、仲間と言っては変ですけども、お互いにいつまでできるかということとは自分自身の健康だと思っておりますけれども、なかなかそれだけやっていく自信がないということで、ほとんどの皆さんからの回答でこの事業に参加できないと、最終的には市之瀬地区で2ヘクタールだけやるということになりまして、これも国の制度上それをそのとおりやっていかなければまずいという面もございますので、いたしかたなくということで減額となったわけです。ただ、ことしもできるならば再度主張はしながら、荒廃地をできるだけ少なくしたいと考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君、よろしいですか。

○12番（横嶋隆二君） はい。

○議長（大野良司君） ほかにありませんか。

質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

こりより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 反対ではないんですが、今、中山間地の問題で質問しましたけれども、やはり中山間地や荒廃地の問題、観光立町の町で課題になってはいるんですが、新年度の予算を検討する時期でもありますけれども、やはりいま一度根本的に地域の農業をどうするかという観点をしっかり据えて、それに対して国のこういう制度が内容的にも矛盾を来しているということは明らかだというふうに思うんですね。また、そういう点をしっかり踏まえて方向を見定めていかないと、やはり多くの労力を使っても、それがなかなか実にならないと、荒廃地をなくすようなことは確かにできても、それが地域の産業のあちこちに結びつ

いていられない状態であるということも現状では抱えているということがこうした問題からも言えると思うんですね。

もう一つは、補正の全体の内容では、最終的にいろいろ教育とか福祉の分野でできる限りのことをこの中でやられてきたということは評価しながら、同時に国の財政措置のあり方で交付税の確定が非常に遅いと、組み方の点でも一定の基金を保有していないと財政が組めないと。こういう点はやはり一般質問の中で財政の問題を議論しましたけれども、やはり不況の中で苦しんでいる住民の生活を守るというその手腕を本当に忘れないで、予算を極力生活を重視する方向にやっていくためにも国に対して強く要求をしていくべきだと、こういう予算を組まざるを得ない状態が非常に実にならない予算で、そういう点を意見として述べたいと思います。

○議長（大野良司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論をする者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第9号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第9号は原案どおり可決されました。

◎議第10号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第10号 平成12年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第10号の提案理由を申し上げます。

本案は、国民健康保険税使用料及び手数料、医療給付金等交付金共同事業交付金、繰入金、連合会補助金、保険給付費の増額補正と国庫支出金、県支出金、財産収入、総務費、保

険事業費、基金積立金の減額補正であり、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ 398万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ10億 5,394万円とするものです。

詳細につきましては健康課長より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大野良司君） 健康課長。

〔健康課長 土屋忠儀君登壇〕

○健康課長（土屋忠儀君） それでは、12年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明いたします。

初めに、歳出より説明します。

16ページをお開きください。

歳出1款総務費、1項1目事業コード7000の一般管理事務。済みませんけれども、補正額、計の順で説明させていただきます。一般管理事務11万円の増、551万 3,000円。これは事務費の補正でございます。

2項1目7020の賦課徴収事務5万 7,000円の補正、395万 1,000円。これも賦課徴収事務費でございます。

3項1目の7040運営協議会事務66万 3,000円の減、45万 7,000円です。これは、運営協議会委員の報酬及び費用弁償の更正減でございます。

続きまして、2款保険給付費、1項1目7060の一般被保険者療養給付事務、これは負担確定によります財源分の変更でございます。

2項で7070退職被保険者療養給付事務 234万円の増、1億 3,547万 3,000円でございます。こちらにつきましては、実績推計で不足見込額を増額を精査していただきました。

2項1目の7110ですね。一般被保険者高額療養事務 255万 1,000円の増で、6,378万 3,000 円でございます。

続きまして、3款の老人保健拠出金、1項1目7150の老人保健医療費拠出金、こちらの方も負担金確定に伴います財源の変更でございます。

続きまして、4款介護納付金、1項1目7162の介護保険事務納付金、こちらの方も負担確定に伴います財源区分の変更でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

6款保健事業費、1項1目7200の保健衛生普及事務34万 3,000円の減額で 684万 6,000円でございます。こちらの方は成人病検診補助金の確定に伴う補正減でございます。

続きまして、7款基金積立金、1項1目7210の支払準備基金積立金6万 9,000円の減でこ

ございます。こちらは利息分の減です。

続きまして、歳入の方をお願いいたします。7ページをお願いします。

歳入1款国民健康保険税、1項1目の一般被保険者国民健康保険税80万円の増で、3億4,870万円です。

続きまして、2目の退職被保険者国民健康保険税67万8,000円の増で、4,237万3,000円でございます。

続きまして、2款使用料及び手数料、1項1目督促手数料4万円の増で、7万円でございます。

続いて、3款国庫支出金、1項1目の事務費負担金6万7,000円の増で、17万2,000円。

続いて、2目療養給付費負担金2,492万6,000円の減で、2億9,650万8,000円です。こちらにつきましては、療養給付費等負担金2,076万円の減が主な内容です。

そして、2節の老人保健医療費拠出金負担金、これは負担金の確定に伴いまして、410万5,000円の減でございます。

続いて、10ページをお願いします。

4款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金1,568万2,000円の増で、1億3,067万6,000円でございます。こちらは現年度分が166万2,000円。それから、過年度分が1,402万円。これは見込みの増でございます。

続きまして、5款の県支出金、1項1目国民健康保険事業特別補助金84万7,000円の減です。こちらにつきましては、医療費適正化推進事業への補助金の再編でございます。

続きまして、12ページをお願いします。6款の共同事業交付金、1項1目共同事業交付金147万2,000円の増、948万1,000円です。こちらにつきましては、件数増に伴います増額補正です。

続きまして、7款財産収入、1項1目利子及び配当金マイナスの7万1,000円で、25万2,000円でございます。こちらも確定に伴います減額でございます。

続いて、8款の繰入金、1項1目一般会計繰入金634万9,000円。5,908万4,000円となります。保険基盤安定繰入金441万3,000円。それから、財政安定化支援事業繰入金193万6,000円。確定に伴います繰入金でございます。

続きまして、11款連合会支出金、1項1目介護円滑導入給付金473万9,000円の増で757万1,000円の増でございます。これも決定に伴います増額補正でございます。

6ページをお願いします。

補正前の額ですけれども、10億4,995万7,000円で、今回の補正額は398万3,000円。合

計は10億 5,394万円でございます。この財源区分の内訳でございますけれども、国県の支出金が減額の 2,577万 3,000円、地方債がゼロ、その他で 784万 2,000円の増、一般財源ですが、 2,191万 4,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

石井福光君。

○9番（石井福光君） 歳入の7ページでちょっとお伺いしたいんですが、一般被保険者国民健康保険税の滞納分が80万円と67万 8,000円ですが、割合にすればパーセントは低いんですが、これは、実は私の言うのは払えない状態であるのか、それとも払える能力があっても払わないのか、それで、何であるのか。それについて、その処置を現在滞納している人が病院にかかるわけですが、その方法がどういう方法をとっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（大野良司君） 健康課長。

○健康課長（土屋忠儀君） こちらにございますように、繰越額ですけれども、滞納見込額という格好でもって、一般被保険者分が80万円、それから退職被保険者分が67万円ですか、計上させていただきました。これは当初予算計上した中で、増収が見込めるという格好で、この分を繰り入れさせていただきました。ただ、今の滞納している状況につきましては、介護保険等も導入されまして、その2号被保険者45歳から65歳につきましては、当然上乘せという格好で徴収もかなりきつくなってきております。本当に 1,000円集めるのも大変で、使う方は楽にどんどん出ていってしまうと、こういう状況でございますけれども、昨年3月で資格証明書の発行について要綱を定めまして、それが1年経過するものですから、今年度からは資格証明書の発行ができると。これにつきましては、悪質な滞納者につきましては、病院の窓口で10割をとりあえず払っていただくと、普通一般の被保険者ですと、国保負担分の7割は現金で返せる格好なんですけれども、そこでもって滞納額と相殺させていただきました、ということは今考えております。

初めてのケースで大変難しい面もあると思っておりますけれども、かなりこの資格証明書の発行ができれば滞納関係の処理もうまくいくのではなからうかと、このように考えております。滞納者数ですけれども、人数的には、ちょっと今把握はしていませんけれども、かなりの数になります。ただ、納期到来というのものもあるものですから、その辺で、また委員会等において、詳細は報告させていただきます。

○議長（大野良司君） 石井福光君。よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第10号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第10号は、原案どおり可決されました。

ここで、10時40分まで休憩をいたします。

（午前10時30分）

○議長（大野良司君） 再開いたします。

（午前10時40分）

◎議第11号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第11号 平成12年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第11号の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、老人医療費に対する支払基金交付金、国庫負担金、県負担金の収入が不足見込みとなりました。これは国保基金、国県がそれぞれ独自の医療費推計による計画の中で
の支払いのためであり、現状は予算はあるが現金がない状態で、年度末2月分の医療費支払いに支障を来すおそれがあり、この不足分の立替金として一般会計繰入金 4,032万 5,000円の補正が今回の大きな提案の理由であります。

その他、諸収入として第三者納付金 103万 5,000円の追加と歳出で医療諸費の国保分医療給付費 103万 5,000円を追加し、歳入歳出総額を14億 5,075万 4,000円とするものです。

内容につきましては、健康課長より説明させますので、ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（大野良司君） 健康課長。

〔健康課長 土屋忠儀君登壇〕

○健康課長（土屋忠儀君） それでは、平成12年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

歳出より説明します。

12ページをお開きください。

今、町長の説明にございましたように、予算的には足りませんが、現金がない状態で、今、国の方の補助金の関係ですけれども、国が大体96%、基金の方は99%、県の方は99%いただいております。

それでは、内容につきましてご説明いたします。

まず、歳出1款医療諸費、1項1目7300の医療給付事務 103万 5,000円の増で、14億 1,643万 5,000円でございます。

内容につきましては、第三者行為の求償部分が入ってまいりました。

続きまして、3目の7320審査支払事務の関係ですけれども、こちらの方は財源区分の変更でございまして、基金の方が86万 5,000円減額で、一般財源の方が86万 5,000円の増でございます。

それから、済みません。医療諸費の1目の医療給付費の関係なんですけれども、ここで持って財源区分の変更ということで、国県の方は 1,747万 7,000円。その他としまして、2,094万 8,000円。一般財源の方が 3,946万円でございます。

続きまして、歳入の方をお願いいたします。7ページです。

歳入1款1項1目医療費交付金、減額の 2,198万 3,000円。合計が9億 6,961万 8,000円。

2目の審査支払手数料交付金86万5,000円の減額で553万6,000円。

続きまして、8ページ。

2款国庫支出金、1項1目国庫負担金1,121万1,000円の減で、2億8,079万6,000円でございます。

3款の県支出金、1項1目県負担金6,206万6,000円の減で、6,507万円でございます。10ページ。

4款の繰入金、1項1目一般会計繰入金4,032万5,000円の増で、1億2,853万6,000円でございます。

続きまして、6款の諸収入、3項1目の第三者納付金、補正額が103万5,000円。合計が103万6,000円でございます。

6ページをお願いいたします。

補正前の額ですけれども、14億4,971万9,000円で、補正額が103万5,000円。合計が14億5,075万4,000円でございます。財源内訳ですが、国県の支出金が減額の1,747万7,000円。その他が減額で2,181万3,000円。一般財源ですが、4,032万5,000円。

なお、この町の立替分につきましては、次年度の精算となります。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第11号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第11号は原案どおり可決されました。

◎議第12号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第12号 平成12年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第12号の提案理由を申し上げます。

本案は、総合体育施設差田総合グラウンドを整備計画に伴う用地取得費でありまして、買収面積確定により減額するものであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万 3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1,895万 9,000円とするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） ただいま町長の方から差田総合体育施設の用地の取得の件について、内容説明がございましたけれども、今のような現状で今取得しているような経過でいきますと、何年で100%取得できるのか、ちょっとそれだけを教えていただきたい。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） ただいまの予算でいきますと、大まかでいきますと、2,000万円くらいを毎年計画しております。その中、約2、3年後になりますけれども、2万平米程度で目標面積となり、あと、5年程度やれば目的の土地が取得できるというふうに計画しております。

正確なものはちょっと当初予算の方で資料を持っておりますので、委員会のときにもう一回質問してもらいと思います。私の記憶ですと、あと5年ということです。

○議長（大野良司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第12号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第12号は原案どおり可決されました。

◎議第13号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第13号 平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第13号の提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ 570万 1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億 415万 7,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、下水道課の南伊豆町クリーンセンター移転に伴う財務会計システムの移設工事費 106万 9,000円の増額、下水道料金徴収システム開発負担金 129万 2,000円の減額及び町債利子 578万 9,000円の増額補正が必要となったため、上程させていただきました。

また、湊処理分区管渠築造工事につきましては、国の補正予算として平成12年11月22日追加内示を受け、工事を進めておりますが、工期が短く、年度内の完成が見込めないため2,300万円を繰り越しさせていただこうとするものであります。

なお、詳細につきましては、下水道課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 下水道課長。

〔下水道課長 勝田 悟君登壇〕

○下水道課長（勝田 悟君） それでは、平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容を説明をさせていただきます。

歳出から説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

歳出1款下水道費、1項1目公共下水道建設事業補正額8万8,000円の減、計12億3,206万5,000円とするものです。この中で15節工事請負費106万9,000円は、下水道課の事務所移転に伴い財務会計機器を移設するため計上させていただきました。

それから、19節129万2,000円の減につきましては、今年度下田市と共同で下水道料金徴収システムの開発を計算センターに依頼し行っておりますが、当初予想していた金額より安価でできる見通しとなったため減額するものです。

次のページ、10ページをお願いします。

2款公債費、1項2目利子、補正額578万9,000円の増、計4,476万6,000円とするものですが、11年度事業の繰越をさせていただきました事業の完成に伴う補正増をさせていただこうとするものです。

次に歳入を説明させていただきます。

7ページをお願いします。

1款国庫支出金、1項1目下水道費国庫補助金、補正額93万9,000円の減、これは11年度分の事業繰り越しによる減額分であります。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金664万円増額させていただこうとするものでございます。

6ページをお願いします。

今回の補正は、補正前の額12億9,845万6,000円に570万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億415万7,000円とさせていただこうとするものです。

補正額の財源内訳は、国庫支出金93万9,000円の減、一般財源664万円でございます。

続きまして、4ページの第2表繰越明許費について、本日議場配付させていただきました資料により説明させていただきます。

1、公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成12年度南伊豆町公共下水道事業湊処理分区管渠築造工事につきましては、国の補正予算として、平成12年11月22日内示を受けましたけれども、工期が短く、年度内の完成が見込めなくなったため、繰り越しをさせていただこうとするものであります。

(1)が総トータルでございまして、工事費ほか3,300万円です。支払額1,000万円。これは前払い等で支払済みで2,300万円繰り越しさせていただこうとするものです。

内容的には、管渠築造工事でありして、①から③の13工区から15工区でございます。

場所等については、2ページ、3ページにお示しをしております。

2ページ目は湊の13工区、14工区につきましては、みなとの園ですか、複雑な交差点のところから湊のコミュニティセンターに至る、図で赤く塗ってある路線でございます。

もう一つは、3枚目は日野地区でありまして、中田クリーニングのところから青市に至るちょうどテニスコートのある付近でございます。

いずれも工期は夏場の観光期にはできないということで、6月30日を予定しております。

1枚目に戻っていきまして、下の表でございますが、繰越明許費の内訳です。合計で工事費につきましては、2,280万円、事務費で20万円、計2,300万円の繰り越しをさせていただこうとするものです。内訳としましては、国県支出金が1,150万円。地方債が1,150万円です。よろしく申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第13号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第13号は原案どおり可決されました。

◎議第14号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第14号 平成12年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第14号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当初見込みより大幅に給付費が減少し、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億2,763万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億3,068万9,000円とするものです。

これは、昨年4月から新しい制度であり、上半期におきましては介護の認定者数が当初見込み数より少なく、また施設サービスにつきましては、伊豆県営基金における施設数が少ないこと、在宅サービスにつきましては、利用に対する抵抗感等により、給付費が減少したことが要因と考えられます。

内容につきましては、福祉課長より説明させますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

〔福祉課長 土屋 敬君登壇〕

○福祉課長（土屋 敬君） それでは、議第14号 平成12年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容について説明いたします。

12ページをお開きください。

歳出の方からご説明申し上げます。

1 款総務費、1 項総務管理費 1 目介護保険総務事務 102万 6,000円の増、468万 3,000円。

これにつきましては、計算センター負担金の 113万 8,000円が主なものであります。これは、介護保険の制度が変わりまして、システム変更をせざるを得なくなりました。そこで、増額補正するものであります。

2 項徴収費、1 目介護保険賦課徴収事務11万円の減、54万 2,000円。

3 項介護保険審査会費、1 目介護認定審査会事務79万円の減、157万 6,000円。これにつきましては、賀茂郡介護認定審査会の負担金が確定したために減額するものであります。

2 目認定調査等事務48万 3,000円、293万 9,000円。これにつきましても、主治医との意見書の作成がふえたために増額するものであります。

14ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付事務1億 983万 7,000円の減、8,075万円。これにつきましては、居宅サービス給付費負担金1億 726万 8,000円。これにつきましては、当初、267名の居宅介護サービスを計画いたしましたけれども、今現在、実績で月平均 146名程度しか利用されておりません。そういうような関係から減額するものであります。

3 目施設介護サービス給付事務1億 4,368万 2,000円の減、1億 4,350万 1,000円。これは、介護施設、要するに老健施設あるいは特養、療養型医療施設等にそれぞれの人員を予定しておりましたけれども、老健施設は今のところこの近辺ですと、河津のおもと園等しかなく、今13人ほど入っております。それと俗に言われております老人病院といいますが、県南病院でありますとか、温泉病院等が介護認定の医療施設ということで認定してくれるかと思いましたが、それがされていないということで、それを一応34名予定しておりましたけれども、ここはゼロということになりましたので、1億 4,368万 2,000円の減額ということにさせていただきたいと思っております。

5 目居宅介護福祉用具購入費給付事務 223万 7,000円、140万 7,000円。これは、居宅であります介護保険認定者が福祉用具を購入する場合の使用であります。それが見積もりよりも実績が少ないということで 223万 7,000円減額させていただきます。

6 目居宅介護住宅改修費給付事務 137万 8,000円、242万 4,000円。これにつきましても、住宅改修 1人20万円までの改修費を補助いたしますけれども、それも当初の見積もりよりも少ないということであります。

2 項1 目居宅支援サービス給付事務 863万 7,000円の減、319万円。これも居宅支援の要支援を認定された方の利用であります。当初よりも 863万 7,000円ほど見積もりが多かったということでもあります。

次の16ページですけれども、3目居宅支援福祉用具購入費給付事務57万7,000円、21万5,000円の減。要支援を受けた方の福祉用具の購入費であります。

4目居宅支援住宅改修費給付事務59万1,000円の減、36万円。これも要支援を受けた方の住宅改修費であります。

5目居宅支援サービス計画給付事務223万6,000円減、89万円。これも要支援を受けた方々が利用するための計画給付、計画を立てるわけですが、それは利用者が少ないということで計画給付が件数が少なかったために減額するものであります。

3項1目審査支払手数料支払事務93万3,000円の減、47万2,000円。これは国保連へ支払う審査支払手数料であります。

4項1目高額介護サービス給付事務727万円の減、25万7,000円。これにつきましては、一般で3万7,200円。住民税非課税世帯で2万4,600円。高齢福祉年金受給者世帯では1万5,000円を超えた分について高額で支払うということですが、そういった件数が非常に少ないということで、今のところこの9月ごろから1件程度出始めてまいりました。そういうようなことから減額をするものであります。

7ページをお開きください。

歳入1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料77万3,000円の減額、2,311万5,000円。これにつきましては、当初平均で2,700円の保険料を制定いたしましたけれども、確定として2,608円に確定されました。そのために減額するものであります。特別徴収につきましては、367万9,000円の減、普通徴収保険料につきましては、290万6,000円ということになります。

次のページですが、国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護保険給付費負担金2,223万9,000円減、8,933万4,000円。これにつきましては、給付費の20%が国から交付される基準になっておりますけれども、2月15日に交付決定が参りました。20%以上の部分が交付を決定されるという通知が参りましたので、その分を計上いたしました。

2項国庫補助金、1目調整交付金1,553万2,000円、4,342万5,000円。これにきまして2月15日に交付決定が参りましたけれども、9日の日に県からこれを減額するという国からの通知がファックスでありました。今回のこの議会には間に合いませんので、当然これは歳入欠陥ということになりますが、その額が1,591万5,000円ということで変更になりました。まことに申しわけなく思っております。

続きまして、3目の介護保険事業補助金56万9,000円。これは、国の方の今回1月から後ほど説明をいたしますけれども、訪問サービスと短期入所サービスの支給限度額の1本化を

実施することになりました。これに伴うシステム変更にかかる補助金であります。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金 6,958万円の減、1 億 1,451 円。これは基金からの交付金で2月28日に交付決定を受けております。

次のページですが、10ページです。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金 1,950万 9,000円減、5,022万 4,000 円。これは、県の支出金で2月9日に交付決定を受けております。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金 3,927万 7,000円減、これは一般会計からの繰入金でありまして、給付費の12.5%に充ててあります。

2 目その他一般会計繰入金 764万円増、764万円。これは事務費等の繰入金で給付費と事務費と国の方の指令で分けなさいということですので、今回分離して新たな項目をつくって予算処理をいたしました。

以上で歳入を終わります。

4 ページをお開きください。

繰越明許費ですが、1 款総務費、項総務管理費、事業名、介護保険総務事務、金額 113万 8,000 円ですけれども、お手元に配付してございます12年度繰越明許費の説明書に基づいてご説明申し上げます。

国は今回、訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額の一本化を平成14年1月から実施することにいたしました。これに伴いまして、市町村では、保険者業務である資格記録管理、受給者管理及び給付実績管理業務の介護保険システム改修が必要となり、南伊豆計算センターと日本電気株式会社との契約が本年この3月にすることになっております。

そこで、介護保険処理システム改修の完成が本年度中に終わらないというようなことから繰越明許費を計上したものであります。

1 款総務費、1 項総務管理費、南伊豆計算センター負担金 313万 1,000円。

介護保険業務負担金が 196万 3,000円ございまして、介護保険事務処理システム改修負担金が 113万 8,000円であります。この合計の 310万 1,000円から既に支払っております 196万 3,000円を引いた残りが繰り越しとなりまして、113万8,000円を繰り越すものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 介護保険特別会計の補正予算に当たって意見を申し述べたいと思います。

これは、るる説明を受けましたが、介護保険の制度そのものがやはり高齢者の措置制度から国民の負担を減らして、国民の負担で保険制度ということになったわけですが、実際にはゴールドプランのサービス供給量を達成できないわけで、また住民の中でも利用料や保険の高さなどから、利用給付を抑える、そういう点がこれに明確にあらわれていると思います。また、全国的にもそうですが、療養型病床群の介護保険施設に移行がなかなか進まない。これは個々の病院では、到底難しいことで、まさに国や県が療養型病床群で介護保険が適用になるこうした施策をすることが強く求められているというふうに思うんです。

これは、現場の担当者が本当に努力を幾らしても、本当にこの保険制度の抜本的な中身を変えていかなければ、国民の保険利用ができる介護保険にならないということが言えると思います。当初国は市町村が行う保険料、利用料の減免制度に対しては難色を示していましたが、実際には予算の推移、施策の推移がこういう状態に陥っているために、その利用料、保険料の減免を認める方向にいています。そうした点でも制度の改善、保険料、利用料の減免ということが課題になるし、ゴールドプラン、実際にはゴールドプランを達成できないなら、この供給量をふやしていくということが求められるのではないかと思います。

ただ、同時につけ加えたいのは、南伊豆町の場合、保険外のサービスをふやしてこうした介護保険の不十分さをカバーすることが積極的にやられていることは評価しながら、介護保険そのものに対しては、厳しい意見として改善を求めたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（大野良司君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第14号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第14号は原案どおり可決されました。

◎議第15号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第15号 平成12年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第15号の提案理由を申し上げます。

収益的収支予算につきましては、水道事業収益を30万7,000円、水道事業費用を873万8,000円おのおの減額いたします。また、資本的収支予算につきましては、支出を200万円増額するものでありますが、詳細は水道課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 水道課長。

〔水道課長 鈴木 勇君登壇〕

○水道課長（鈴木 勇君） 平成12年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）の内容についてご説明いたします。

参考資料の補正予算内訳書によりご説明いたします。

11ページをごらんください。

収益的収支予算の1款水道事業収益につきましては、30万7,000円を減額して、予算の総額を2億8,586万5,000円とするものでありますが、内訳は、2項営業外収益の3目消費税還付金が今回の補正の結果、減額となるものであります。

次に、12ページをお願いします。

1款水道事業費用につきましては、873万8,000円減額して、予算の総額を2億6,064万7,000円とするものであります。内訳の1項営業費用、1目原水浄水送水配水給水費は、500万円減額しますが、内訳は明細欄にありますように、主として上水道施設の修繕工事が

見込みを下回ったことによるものであります。

3目総係費は、事務的経費であります。37万8,000円減額いたします。

4目簡易水道等費は、322万円減額しますが、主なものは規制緩和により水質検査を民間企業に委託できるようになって、委託料が下がったことと、簡易水道施設の修繕工事が見込みを下回ったことによるものであります。

5目減価償却費については、8万8,000円増額します。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は52万8,000円の減としておりますが、前年度借り入れた企業債の利率が見込んでいたよりも低かったことによるものであります。

4項特別損失として過年度水道料金滞納繰越分のうち、30万円を不納欠損による過年度損益修正損によって計上させていただきました。

次に、6、7ページの予定損益計算書をごらんください。

今回の補正により、当年度の予定損益は1,097万9,000円の純利益となり、繰越欠損金712万2,000円を埋めて、通算でも黒字転換する見込みであります。

最後に、15ページの基本的収支予算についてご説明いたします。

1款資本的支出につきましては、200万円を増額して、予算の総額を4億3,672万3,000円とするものであります。内訳は、1項建設改良費、1目水道施設改良費であります。石綿セメント管布設替工事がほぼ完了して清算に入っておりますが、地下の埋設物が予想したよりも多かった上、舗装の復旧費が下田土木事務所との協議した結果、高くなったこと等により、変更増が見込まれるため工事請負費を200万円増額するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第15号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第15号は原案どおり可決されました。

これより、11時35分まで休憩をいたします。

（午前11時27分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前11時35分）

◎議第16号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第16号 平成13年度南伊豆町一般会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第16号の提案理由を申し上げます。

平成13年度南伊豆町一般会計予算につきましては、施政方針及び予算編成方針で述べさせていただきましておりでございますので、各款目別の内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

また、この後の提出議案であります議第17号から議第27号につきましても同様でありますので、それぞれの担当課長より説明させます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 外岡捷美君登壇〕

○総務課長（外岡捷美君） それでは、13年度予算の内容について説明申し上げます。

47ページの歳出でございます。

1款議会費、1項1目議会事務 7,647万 4,000円。これは議員報酬及び職員の人件費等で

ございます。

次が、49ページ、2款総務費、1項1目一般管理事務2億2,260万2,000円。これは特別職3名、職員18名の人件費及び行政の共通事務費でございます。

次が、51ページの職員厚生事務585万6,000円。

52ページの2目会計管理事務につきまして、136万3,000円。

財産管理事務につきましては、504万円、これは12節の火災保険料。町有建物の保険料でございます。

次が、庁舎管理事務834万円。

54ページにいきまして、4目の自治振興事務1,262万2,000円。これは、1節の報酬、行政協力員報酬521万円と13節委託料455万円が大きなものでございます。

5目の秘書事務につきましては、543万3,000円。

広報事務につきましては、510万5,000円。

56ページ、6目の企画調整事務1,667万2,000円。これにつきましては、13節のレディースカップロードレース大会委託料300万円。

それからIT講習会委託料。これは、20歳以上の町民を対象にインターネット関係の講習会を開催するものでありまして、対象人員440名、20名を1回2時間で6回、計22回開催しようとするものであります。

次が、18節で370万円の備品購入費。

次が、58ページ、1項7目電算処理推進事務898万6,000円。南伊豆総合計算センター負担金2,329万3,000円。

8目の土地利用調整事務54万円。

公害対策事務110万2,000円。

10目の地域づくり推進事業につきましては、7,607万4,000円。これは16節でコミュニティ施設整備原材料費100万円と各種補助金、負担金等で7,121万1,000円。

次が、海を活かした町づくり推進事業につきましては、385万円。これは13節の黒潮和太鼓まつり委託料350万円が主なものになります。

次が、11目の交通安全推進事務654万1,000円。

62ページにいきまして、交通安全施設整備事業161万1,000円。12目の三坂財産区管理事務につきましては、1,078万4,000円。これは中木環境整備事業補助金が1,015万4,000円の大きなものであります。

次が、13目基金費の財政調整基金232万4,000円。

減債基金が13万 5,000円。

庁舎建設基金が 124万 8,000円。

土地開発基金 1,950万円。これは、土地開発基金繰出金でございます。

2項1目の税務総務事務 7,418万 7,000円。

賦課徴収事務につきましては、2,034万 9,000円。これは13節委託料で宅地等鑑定評価委託料 492万円と固定資産基礎資料更新業務委託料 204万 8,000円が大きなものであります。

それから、66ページの3項1目の戸籍住民基本台帳事務 4,827万 2,000円。これは19節で南伊豆計算センター負担金、これは住民記録用でもって 540万円の負担金です。

次が、68ページの4項1目選挙管理委員会事務 107万 5,000円。

2目の選挙啓発事務につきましては、28万 5,000円。

70ページの3目の町農業委員会委員選挙事務 313万 2,000円。

県知事選挙事務は、960万円。

72ページの参議院議員選挙事務につきましては、960万円。衆議院議員選挙、及び海区につきましては、ゼロでございます。

次が、5項1目の統計調査総務事務 581万 4,000円。

74ページにいきまして、指定統計調査事務 109万 5,000円。

6項1目の監査事務につきましては、145万 7,000円。

76ページにいきまして、3款民生費、1項1目社会福祉総務事務 6,265万 6,000円。

78ページの社会福祉事業につきましては、8,241万 9,000円。これは13節でホームヘルパー活動委託料 264万円ほか、委託料 473万 5,000円。19節の負担金補助及び交付金で 2,659万 2,000円。

20節の扶助費において、各種扶助費 5,085万 5,000円が大きなものであります。

次が80ページの保険基盤安定繰出金 2,712万 4,000円。これは国保会計保険基盤安定繰出金でございます。

次が、2項の国民年金事務 1,891万 1,000円。

82ページにいきまして、老人福祉事業 8,047万 3,000円。

13節で敬老の日委託料ほか 4,693万 7,000円になります。

19節においては、各種補助金と負担金とで 712万円。

84ページにいて、扶助費 1,503万 2,000円。

老人福祉施設事業につきましては、4,816万 5,000円。これは、20節の老人福祉施設措置費でございます。

4目の国民健康保険事務につきましては、2,016万2,000円。国民健康保険特別会計繰出金につきましては、2,761万2,000円。

5目の社会福祉センター管理運営事務につきましては、76万円。

2項1目の児童福祉総務事務につきましては、3,920万4,000円。

86ページをもって、児童福祉総務事務1,812万9,000円。

伊豆つくし学園組合負担金につきましては、2,107万5,000円。

2目の児童福祉施設運営事務につきましては、2億1,550万7,000円。

88ページにいきまして、差田保育所運営事務706万9,000円。

手石保育所運営事務につきましては、1,172万5,000円。

南崎保育所運営事務につきましては、467万9,000円。

南上保育所運営事務につきましては、455万1,000円となっております。

92ページの3目児童手当事務2,542万5,000円。これは、20節の扶助費2,497万円が大きなものでございます。

3項1目災害救助事務105万7,000円。

次が、4項1目介護保険費の介護保険特別会計繰出金8,515万円。

次が、4款衛生費、1項目保健衛生総務事務で6,280万6,000円。

保健衛生事務につきましては、652万4,000円。これは20節の扶助費で精神障害者医療費助成372万2,000円が大きなものでございます。

次が、2目の伝染病予防事務につきましては、329万3,000円。

98ページの結核予防事務につきしては、83万6,000円。

3目の母子衛生事業につきましては、949万4,000円。これは20節の扶助費をもって乳幼児医療扶助費550万円が大きなものであります。

次は、4目の環境衛生事業132万2,000円。

5目のへき地診療対策事務につきましては、851万2,000円。

老人保健事業につきましては、3,940万2,000円。13節の委託料で確定委託料3,169万円が大きなものであります。

次が102ページ。

老人保健特別会計繰出金7,199万1,000円。

7目の伊豆斎場組合負担金756万2,000円。

8目の医療施設整備推進事業6,594万7,000円。これは19節で共立湊病院組合負担金6,594万7,000円であります。

次が、2項1目の清掃総務事務 6,462万 8,000円。

104ページの清掃対策審議会事務24万 2,000円。

塵芥処理費の中のごみ収集事務につきましては、4,414万 5,000円。これは、13節委託料で4,021万円。負担金補助でもって生ごみ処理機購入費補助金 100万円を計上してごさいます。

次が、焼却施設維持事業で 8,455万 8,000円。これは 106ページの13節委託料でダイオキシン類の測定業務委託料 400万円ほかでございませう。584万 9,000円。

15節の工事請負費で焼却施設補修工事ほか 5,991万 2,000円。

次が、最終処分場維持事業 2,406万 5,000円。これは13節で不燃物処理業務委託料 350万円ほかでございませう。

15節におきまして、遮光マット敷設工事でもって 441万 8,000円。

排ガス高度処理施設等整備事業につきましては、4億 6,420万円。これは13節で 1,008万円。工事請負費におきまして、4億 5,360万円。

次が、180 ページにいきまして、3目南豆衛生プラント組合負担金 4,560万円。合併処理浄化槽整備事業 4,093万 5,000円。これは合併処理浄化槽設置整備事業補助金で 4,093万 5,000 円になります。

3項1目上水道費の水道事業会計繰出金 9,735万 3,000円。

簡易水道事業につきましては、ゼロでございませう。

110ページ。

5款農林水産業費、1項1目農業委員会事務につきましては、366万 2,000円。

2目の農業総務事務 6,220万 8,000円。

113ページの3目の農業振興事業につきましては、1,125万 4,000円。これは、13節委託料で 377万 8,000円。19節におきまして、681万 8,000円。

次、114ページの水田農業経営確立対策事業 159万 6,000円。

農村地域農政総合推進事業につきましては、146万 7,000円。

116ページにいきまして、自然休養村運営事業66万 5,000円。中山間地域等制度事業92万円。

4目の畜産振興事業につきましては、14万円。

5目の農地費の農業用施設維持事業 655万円。

118ページの普通農道整備事業につきましては、10万 1,000円。

農業事業整備事業につきましては、302万円。

6目の農山村総合施設管理運営事業につきましては、784万8,000円。これは15節の工事請負費で210万3,000円が大きなものです。

次が、7目の南伊豆郷土館管理運営事業411万9,000円。120ページの8目の山村振興等農林漁業特別対策事業12万2,000円。

2項1目の林業振興事業におきましては、370万6,000円。

122ページの森林整備事業1,692万円。これにつきましては、13節で分収林造林保育委託料ほか1,516万3,000円が大きなものであります。

次は、松くい虫防除事業におきましては、408万円。これは13節で松くい虫防除の委託料388万円が大きなものであります。

次が、2目の林道整備事業803万7,000円。これは林道台帳作成委託料13節で450万円。16節で原材料で270万円が大きなものであります。

次が、124ページにいきまして、1目の水産業振興事業694万7,000円。

2目の漁港建設事業4,270万円。これは15節の工事請負費におきまして、3,320万円。

3目の漁港施設維持事業507万5,000円。

4目の漁業集落排水事業特別会計繰出金2,251万3,000円。これにつきましては、子浦漁業集落排水事業特別会計繰出金であります。

漁業集落環境整備事業特別会計繰出金2,496万円。これにつきましては、中木漁業集落環境整備事業特別会計繰出金であります。

入間漁業集落排水事業4,214万3,000円。これは128ページの工事請負費でリフォーム事業であります3,957万4,000円が大きなものです。

6款商工費、1項1目商工総務事務4,987万6,000円。

131ページの商工振興事業5,101万2,000円。これは委託料の13節で地域振興活性化事業委託料650万円。19節各種負担金補助等が1,205万3,000円。21節貸付金が3,234万6,000円が大きなものであります。

次が、3目の観光振興事業につきまして、1億1,240万1,000円。これは、13節の委託料で1,751万7,000円。

15節の工事請負費で4,264万9,000円。これは下賀茂地区観光トイレ新築ほかであります。負担金におきましては、4,551万7,000円。

次が、134ページ、4目都市提携事業39万5,000円。

5目の環境美化推進事業について577万1,000円。これは委託料でもって206万7,000円が大きなものであります。

次、136ページ、6目弓ヶ浜温泉公衆浴場管理事務 807万 1,000円。これは13節で 466万円。

銀の湯会館運営事業につきましては、6,270万 5,000円。これは7節の 2,131万 6,000円。11節の需用費 3,084万 1,000円が大きなものであります。

次が、139ページで、7款土木費、1項1目土木総務事務 8,363万 7,000円。

次が、141ページ、1目道路維持事業 7,008万 6,000円。これ13節で 1,895万 2,000円。15節で各種工事請負費 4,100万円。16節の原材料費 700万円が大きなものであります。

次が2目の単独道路改良事業 8,824万円。これは13節委託料で 1,200万円。15節工事請負費で 5,700万円が大きなものです。

次が、地方特定道路整備事業 4,671万 5,000円。これは 144ページ工事請負費について 4,070 万円。

次が、3目の橋梁維持事業 1,600万円。これは工事請負費 1,600万円。

次が、3項1目の河川維持事業 612万 9,000円。河川改良事業にて 2,364万円。これは15節で 2,170万円。

次が、2目の青野川ふるさとの川関連整備事業 1,777万円。これは19節の県河川等環境整備事業単金 1,500万円が大きなものであります。

次が、3目の小規模生活ダム関連整備事業 1,069万円。これは15節工事請負費で 1,000万円。

4項1目につき 148ページ、港湾管理事務 1,647万円。19節において各種負担金 1,390万円が大きなものです。

次が、5項1目都市計画総務事務 600万円。これは13節で委託料で 520万円。

2目の公園管理事務95万 6,000円。

3目の公共下水道事業特別会計繰出金 1億 1,368万 1,000円。

次が、150 ページの1目住宅管理費の町営住宅管理事務 162万 6,000円。中木災害住宅管理事務におきまして 1,685万 1,000円。これは、13節委託料で住宅耐震補強計画設計委託料 899 万 1,000円と工事請負費 734万 5,000円が大きなものであります。

次は、152 ページの2目急傾斜地崩壊防止事業 1,921万 1,000円。これは19節で 1,850万円。

次が、8款消防費、1項1目下田地区消防組合負担金 1億 8,334万 4,000円。

2目の非常備消防事務 4,209万 5,000円。これは9節で旅費 1,280万 7,000円がありますが、各年に行われます消防査閲大会の費用等がございます。

次が、154 ページ負担金補助及び交付金で 758万 9,000円。

155ページにいきまして、3目消防施設管理事務 431万 4,000円。消防施設整備事業につきまして、2,226万 5,000円。これは15節で工事請負費 1,930万円。

次は、156ページにいて、4目水防対策事務72万 1,000円。

5目の災害対策事務 639万 6,000円。防災施設管理事務 615万 7,000円。これは委託料13節で416万円。

次、158 ページの防災施設整備事業 971万 6,000円。これにつきましては、15節地震計連動同報システム設置工事 652万円ほかであります。

次は、9款教育費、1項1目教育委員会事務 135万 7,000円。

次は 160ページの事務局事務費 6,039万 6,000円。

3目の英語教育事業 509万 2,000円。これは優秀な外国人による3年間、小中学生及び一般住民への英語教育における報酬 328万 5,000円が大きなものであります。

次が、2項1目の小学校管理事務1億 4,824万 5,000円。これにつきましては、13節で2,736万 4,000円。この中で64で三浜小学校建築設計委託料 2,332万7,000円を計上してございます。15節で 1,423万 7,000円。

次、164ページ、竹麻小学校管理事務 1,137万 6,000円。南崎小学校管理事務 614万 8,000円。166ページの南中小学校の管理事務については、1,213万 5,000円。南上小学校管理事務につきましては、752万 5,000円。168ページの三浜小学校管理事務 635万 9,000円。

2目の教育振興費の小学校教育振興事務 1,778万 3,000円。これは、12節でパソコン点検、それから定期券購入費 668万円。14節で電算機器の賃借料 856万 5,000円が大きなものであります。

次が 170ページ。竹麻小学校教育振興事務 198万 7,000円。南崎小学校教育振興事務128万円。南中小学校教育振興事務 327万 8,000円。南上小学校教育振興事務 235万 3,000円。

次が、172 ページ、三浜小学校教育振興事務については、163万1,000円。

3項1目の中学校管理事務 1,361万 7,000円。南伊豆東中学校管理事務につきましては、639万 6,000円。

174ページ南伊豆中学校管理事務 737万 9,000円。

2目の中学校教育振興事務 4,699万 9,000円。これにつきましては、12節で定期券購入費 2,110万 7,000円が大きなものであります。それから、14節で 1,734万6,000円。

176ページ。南伊豆東中学校教育振興事務 195万円。南伊豆中学校教育振興事務 2,000円。

次が、4項1目の幼稚園事務で、2,905万円。南伊豆町幼稚園事務で274万6,000円。
5項1目社会教育総務事務1,563万1,000円。
2目の公民館管理運営事務について1,000万3,000円。
182ページの文化財管理費の文化財管理事務196万1,000円。
4目の図書館費について2,125万7,000円。これについては、18節で図書購入費400万円を計上してございます。
5目の星空観察推進事業116万3,000円。
6目の生涯学習推進事業510万円。
6項1目保健体育総務事務1,012万9,000円。
188ページの2目武道館管理運営事務242万6,000円。
10款災害復旧費、1項1目農地及び農業施設災害復旧事業256万円。単独農地及び農業用施設災害復旧事業で350万円。
それから2目の林地及び林業用施設災害復旧費323万円。
3目の漁業施設災害復旧事業の単独漁港施設災害復旧事業150万円。
次は、2項1目の道路河川等災害復旧事業で1,511万9,000円。これは15節で現年災1,000万円見込んでおります。
次が、単独道路河川等災害復旧事業1,035万円。
194ページにいきまして、11款公債費、1項1目元金2億5,929万9,000円。これは地方債の元金償還金。
2目の利子につきましては、1億9,250万円。町債利子が1億8,900万円。一時借入金が350万円あります。
12款予備費、1項1目予備費1000万円を計上させていただきました。
196ページ以下は給与費の明細等がありますのでごらんください。

○議長（大野良司君） 内容説明の途中ですが、昼食のため13時まで休憩をいたします。

（午後12時03分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開します。

（午後 1時00分）

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） それでは、引き続きまして歳入の方を説明させていただきます。

15ページをお願いしたいと思います。

歳入1款町税、1項1目個人2億5,560万円。

2目法人3,600万1,000円。

2項1目固定資産税5億1,500万円。

2目の国有資産等所在市町村交付金107万円。

3項1目軽自動車税1,611万円。

4項1目町たばこ税6,800万円。

5項1目特別土地保有税1,500万円。

6項1目入湯税2,880万1,000円。

次が、2款地方譲与税、1項1目自動車重量譲与税4,200万円。

2項1目地方道路譲与税2,300万円。

18ページの3款利子割交付金、1項1目利子割交付金2,400万円。

4款地方消費税交付金の1項1目地方消費税交付金9,200万円。

20ページの5款ゴルフ場利用税交付金の1項1目ゴルフ場利用交付金1,800万円。

6款の特別地方消費税交付金は1項1目1,000円でございます。

次が、22ページの7款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税交付金5,200万円。

8款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金が2,200万円。

24ページの9款地方交付税、1項1目地方交付税20億4,000万円。昨年より1億1,000万円の増にしてあります。これは、普通交付税で17億7,000万円、特別交付税で2億7,000万円となっております。

10款交通安全対策特別交付金、1項1目交通安全対策特別交付金120万円。

26ページの11款分担金及び負担金、1項1目の農林水産業費分担金で669万円。

2目の土木費分担金で1,138万3,000円。

3目の災害復旧費分担金で13万円。

2項1目の民生費負担金で4,322万4,000円。

12款使用料及び手数料、1項1目総務使用料が12万5,000円。

2目の民生使用料が3万円。

3目農林水産業使用料が18万3,000円。

4目の商工使用料5,797万5,000円。これは銀の湯会館の使用料が大きくなっております。

5目が土木使用料1,340万1,000円。

28ページの6目の教育使用料156万円。

2 項 1 目総務手数料 551万円。

2 目の民生手数料 1,000円。

3 目の衛生手数料 428万 9,000円。

4 目の土木手数料48万 3,000円。

次は、13款の国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金 1 億 502万円。

30ページの 3 目災害復旧費国庫負担金 849万 4,000円。

2 項 1 目の民生費国庫補助金 202万 5,000円。

2 目の衛生費国庫補助金 1 億 2,196万 6,000円。

3 目の農林水産業費国庫補助金 1,500万円。

4 目の商工費国庫補助金 325万円。

5 目の土木費国庫補助金 543万 8,000円。

6 目の消防費国庫補助金が 726万 6,000円。

7 目の教育費国庫補助金が73万 1,000円。

8 目の演習林交付金 250万円。

3 項 1 目の民生費委託金は 698万 1,000円でございます。

32ページ。14款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金 4,844万 5,000円。

2 目の衛生費県負担金 236万 1,000円。

2 項 1 目の総務費県補助金 3,705万 5,000円。

2 目の民生費県補助金 3,677万 2,000円。

34ページの 3 目衛生費県補助金 988万 6,000円。

4 目の農林水産業費県補助金 4,535万 1,000円。

5 目商工費県補助金 3,033万円。

6 目の土木費県補助金 687万円。

7 目の消防費県補助金が 3,085万円。

8 目の教育費県補助金が 5 万円。

9 目の災害復旧費県補助金 213万 9,000円。

10目の県営事業軽減交付金 800万円。

3 項 1 目の総務費委託金 2,801万 3,000円。

36ページの 2 目民生費委託金が 1 万 4,000円。

3 目の農林水産業費委託金が21万円。

4 目の土木費委託金が 618万 9,000円。

5 目の権限移譲事務交付金が 245万 7,000円。
6 目の教育費委託金が45万 9,000円。
38ページの15款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入 165万 8,000円。
2 目利子及び配当金が 469万 2,000円。
2 項 1 目の不動産売払収入 2,000円。
2 目の物品売払収入が 1,000円。
16款寄附金ですが、1 項 1 目一般寄附金 1,000円。
2 目民生費寄附金95万 3,000円になっております。
40ページ、17款繰入金ですが、1 項 1 目老人保健特別会計繰入金 9,000円。
2 目の三坂財産区特別会計繰入金 1,078万 4,000円。
1 項 1 目の基金繰入金 4 億 2,507万 1,000円。これは、財政調整基金繰入金が 4 億円と減
債基金繰入金 2,507万 1,000円としております。
それから、18款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 億 8,000万円。前年度繰越金となっております。
次、42ページ。19款諸収入、1 項 1 目延滞金30万円。
2 目過料 1,000円。
2 項 1 目町預金利子70万円。
3 項 1 目貸付金元利収入 3,298万 1,000円。
4 項 1 目滞納処分費 1,000円。
2 目弁償金 1,000円。
3 目の小切手未払資金繰入 1,000円。
4 目の国民年金印紙売捌手数料 274万 7,000円。
5 目の雑入で 3,451万 7,000円になっております。
次、44ページの 6 目過年度収入 5,000円。
次は、20款町債、1 項 1 目衛生債 2 億 7,001万円。
2 目の農林水産業債 1,860万円。
3 目の土木債 8,120万円。
4 目消防費 1,140万円。
5 目の災害復旧債 350万円。
6 目の水道事業出資債 2,420万円。
7 目の減税補てん債 1,010万円。
8 目の臨時財政対策債 6,000万円となっております。

14ページを。

本年度予算額51億 4,500万円。前年度予算額が45億 6,000万円。比較5億 8,500万円となっております。

本年度予算額の財源内訳であります。国庫支出金が5億 6,620万 8,000円。地方債が4億 900万円。その他が2億 1,980万 5,000円。一般財源が39億 4,998万 7,000円となっております。

次に、10ページをお願いしたいと思います。

第2表で債務負担行為がございますが、これは予算編成方針等でもありましたように、排ガス高度処理施設等の整備事業でありまして、期間が13年度より平成14年度の2年間でやる事業になります。13年度の計上予算額が4億 6,420万円。それで、事業予定額が9億 1,938万円で、限度額4億 5,518万円になっております。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を各常任委員会に分割付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第16号は各常任委員会に分割付託することに決定をいたしました。

◎議第17号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第17号 平成13年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算を議題いたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

健康課長。

〔健康課長 土屋忠儀君登壇〕

○健康課長（土屋忠儀君） それでは、平成13年の南伊豆町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

まず最初は、歳出より説明いたします。

224 ページをお開きください。

まずは、国民健康保険でございますが、歳出の大部分を占めます保険給付につきましては、過去4年間の実績と今年度の推計でやっております。それから後は保険税につきましては、今税の申告中でございますが、これが確定しまして、7月に本算定する予定です。ひとつよろしく願いいたします。

それでは、歳出の方ですけれども、1款の総務費、1項1目一般事務 514万 9,000円。国保事業推進の共通事務費でございます。

続きまして、1款2項連合会負担金事務85万 1,000円。

続きまして、2項1目賦課徴収事務 114万 2,000円でございます。

続きまして、3項1目の運営協議会事務77万 3,000円。

続いて、4項1目の趣普及旧事務66万 5,000円でございます。

続きまして、2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付事務ですけれども、4億7,970万 5,000円。これは先ほど言いました過去4年間の実績と、それから12年度の推計で算出いたしました。

続きまして、2目の退職被保険者療養給付事務でございますが、1億 6,061万 1,000円でございます。

続きまして、3目の一般被保険者療養事務でございますが、344万 3,000円。

続きまして、4目の退職被保険者等療養事務 136万 7,000円。

5目の審査支払事務でございますが、283万 5,000円でございます。

2項1目の一般被保険者高額療養費ですけれども、6,144万 4,000円。こちらも4年の実績と前年の推計で出しております。

続きまして、2目の退職被保険者等高額療養事務の関係ですけれども、1,199万 5,000円。

それから、3項1目の一般被保険者移送事務の関係ですけれども50万円。

3項の2目退職被保険者等移送事務40万円。

4項の1目出産育児事務ですけれども、600万円。こちらも推計で出しております。

5項1目葬祭費事務 615万円。

続きまして、3款老人保健拠出金、1項1目老人保健医療費拠出金 2億 6,510万 9,000円
でございます。

続きまして、2目の老人保健事務費拠出金 535万 7,000円でございます。

続いて、4款介護納付金、1項1目介護保険事務納付金 5,505万 8,000円。こちらは1人
当たり3万 2,425円で推計いたしました。

続いて5款の共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金 709万 2,000円
でございます。

続きまして、2目高額医療費共同事業事務費拠出金、科目存置 1,000円計上。

3目のその他共同事業拠出金、こちらの方は 3,000円計上させていただきました。

続いて、6款保健事業費、1項1目保健衛生普及事務の関係ですけれども、603万 4,000
円計上いたしました。この主な内容ですけれども、19節の負担金補助及び交付金で 205万
2,000円でございます。

続いて、7款基金積立金、1項1目支払準備基金積立金32万 9,000円。

2目の出産貸付基金積立金 120万円。これは先ほど新規条例を提案させていただいており
ます。

続いて、8款の公債費でございますが、1項1目利子10万円。

次が、9款の諸支出金でございますが、1項1目一般被保険者保険税還付金 172万円。

2目退職被保険者等保険税還付金 5万円。

3目償還金として 2,000円科目存置で計上させていただきました。

続いて、4目一般被保険者還付加算金40万円。

それから、退職被保険者等還付加算金 5,000円。

2項1目で延滞金 1,000円。

10款の予備費でございますけれども、1項1目予備費 500万円計上いたしました。

続きまして、歳入の方をお願いいたします。

ページが213 ページでございます。

歳入1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税 4億 2,933万 5,000円。

2目でございますが、退職被保険者等国民健康保険税 5,146万 1,000円。

次のページで。

2款使用料及び手数料、1項1目督促手数料 3万円。

3款国庫支出金、1項1目事務費負担金 2,000円。

2 目療養給費等負担金 3 億 3,669 万 2,000 円。

2 項 1 目の財政調整交付金 581 万 5,000 円。

続いて、4 款でございますが、療養給付費交付金、1 項 1 目療養給付費交付金 1 億 3,809 万 6,000 円。

5 款の連合会支出金、1 項 1 目介護円滑導入給付金科目存置で 1,000 円でございます。

6 款の共同事業交付金 1 項 1 目共同事業交付金 801 万 3,000 円。

7 款の財産収入でございますが、1 項 1 目利子及び配当金 32 万 9,000 円でございます。

8 款の繰入金でございますが、1 項 1 目一般会計繰入金 5,473 万 6,000 円。この主なものは 1 節の保険基盤安定繰入金 2,712 万 4,000 円。それから、4 節の財政安定化支援事業繰入金 1,356 万 2,000 円でございます。

2 項 1 目支払準備基金繰入金 3,500 万円、今年度用意いたしました。

9 款の繰入金でございますけれども、1 項 1 目療養給付費交付金繰入金、科目存置 1,000 円。

2 目のその他繰入金 300 万円。

続いて、10 款の諸収入でございます。

1 項 1 目一般被保険者延滞金 10 万円。

それから、2 目の退職被保険者延滞金 1,000 円。

それから、3 目の過料 1,000 円。

2 項 1 目の預金利子 5 万円。

3 項 1 目の一般被保険者第三者納付金 40 万円。

それから 2 目の退職被保険者第三者納付金 1,000 円。

3 目の一般被保険者返納金 5 万円。

4 目の退職被保険者返納金 1,000 円。

5 目の雑入 1,000 円。

それから、これはゼロ款ですけれども、県の支出金。こちらの方は今年度ゼロでございます。

212 ページをお願いします。

本年度の予算額ですけれども、10 億 9,011 万 6,000 円。前年度予算額は 9 億 7,685 万 9,000 円。比較としまして、1 億 1,325 万 7,000 円の増となっております。

本年度の財源内訳の関係ですけれども、国県支出金が 3 億 4,250 万 6,000 円。その他としまして、1 億 4,004 万 9,000 円でございます。一般財源が 6 億 756 万 1,000 円です。

以上です。よろしくお願します。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第17号は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第18号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第18号 平成13年度南伊豆町老人保健特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

健康課長。

〔健康課長 土屋忠儀君登壇〕

○健康課長（土屋忠儀君） それでは引き続きまして、平成13年度南伊豆町老人保健特別予算につきましてご説明いたします。

最初に歳出より説明いたします。

253 ページをお開きください。

老人保健の方につきましても、医療諸費につきましては、過去4年間の実績と、それから前年度の推計に基づきまして算出しております。

それでは、歳出より説明いたします。

歳出1款医療諸費、ページが253ページです。お願いします。

1項1目医療給付事務14億 3,381万円。こちらにつきましては、負担金としまして社保基金の方に2億 7,035万 8,000円。国保分として11億 6,345万 2,000円でございます。

続いて、2目の医療支給費の関係ですけれども、600万円。これは現金給付分の関係でございます。

254ページをお願いします。

1項3目の審査支払事務の関係ですけれども640万円。昨年度と同額でございます。

続いて、2款諸支出金、1項1目償還金 9,000円。

2目還付金 1,000円。

2項1目の一般会計繰入金科目存置で1,000円の計上でございます。

続きまして、247ページをお願いします。

歳入1款支払基金交付金、1項1目医療費交付金10億 786万 8,000円。これは医療費の7割分でございます。

審査支払手数料交付金 640万 1,000円。これは支払基金の方で全額負担でございます。

次ページをお願いします。

2款国庫支出金、1項1目国庫負担金2億 8,796万 3,000円。こちらの方が2割負担でございます。

3款の県支出金、1項1目県負担金 7,199万 2,000円。こちらの方が10分の5の負担でございます。

続いて、4款の繰入金、1項1目一般会計繰入金 7,199万 1,000円。こちらの方も10分の5分でございます。

続いて、5款繰入金、1項1目繰入金、科目存置で1,000円の計上です。

続いて、252ページ6款諸収入1項1目延滞金 1,000円。

2目の加算金 1,000円。

2項1目預金利子 1,000円。

3項1目の第三者納付金 1,000円。

3項2目の返納金 1,000円。科目存置で計上させていただきました。

246ページをお願いします。

13年度の予算額ですけれども、14億 4,622万 1,000円。前年度予算額は11億 5,885万 3,000円。比較で2億 8,736万 8,000円の増でございます。

この財源内訳でございますけれども、国県支出金が3億 5,995万 3,000円。その他が10億 1,426万 9,000円。一般財源の方が7,199万 9,000円となっております。

よろしく願います。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第18号は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第19号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第19号 平成13年度南伊豆町南上財産区特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 外岡捷美君登壇〕

○総務課長（外岡捷美君） それでは、南上財産区域の内容説明をさせていただきます。

266 ページをお願いします。

歳出1款総務費、1項1目一般管理費一般管理事務として81万1,000円。前年度対比で39万5,000円の増となっております。これは上の財産区の運営費であります。

次が、歳入。263ページ。

1款財産収入1項1目財産貸付収入48万円。

2目の利子及び配当金1万1,000円。

次が、264ページにいきまして、2款繰越金、1項1目の繰越金31万9,000円。

3款諸収入、1項1目の預金利子で1,000円。科目存置でございます。

次に、262ページ。

本年度予算額81万1,000円。前年度予算額が41万6,000円。39万5,000円の増となっております。

本年度予算額の財源内訳としましては、一般財源で81万1,000円。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第19号は、原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第19号は原案どおり可決されました。

◎議第20号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第20号 平成13年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 外岡捷美君登壇〕

○総務課長（外岡捷美君） それでは、南崎財産区の内容を説明をさせていただきます。

276ページをお開き願います。

歳出1款総務費、1項1目一般管理費の一般管理事務14万7,000円。前年度が15万1,000円で4,000円の減。これは南崎財産区の管理会の運営費でございます。

次が、歳入といたしまして、273ページ。

1款繰越金、1項1目繰越金14万6,000円。

それから、274ページ。

2款諸収入、1項1目預金利子1,000円。

次が、272ページをお願いいたします。

本年度14万7,000円で、前年度予算額が15万1,000円。比較4,000円の減であります。この財源内訳といたしましては、一般財源14万7,000円であります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第20号は、原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第20号は原案どおり可決されました。

◎議第21号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第21号 平成13年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 外岡捷美君登壇〕

○総務課長（外岡捷美君） それでは、三坂財産区の内容説明をさせていただきます。

まず、287ページをご覧ください。

歳出1款総務費、1項1目一般管理事務 1,293万円。前年度 2,545万 8,000円。1,252万 8,000 円の減となっております。

主なものとしたしましては、25節で財政調整基金の積立金 150万 6,000円。28節で繰越金 1,078 万 4,000円。これは、一般会計の繰出金でありまして、中木漁業集落環境整備事業が本年度で終わるわけですが、13年度終わるわけですが、それに対する繰出金であります。

続きまして、歳入。

283ページ。歳入1款財産収入、1項1目財産貸付収入 1,263万 6,000円。これは、土地貸付収入でありまして、伊豆下田カントリークラブに貸付してある土地貸付料であります。

2目利子及び配当金 1,000円。

それから 284ページの2款繰入金。1項1目基金繰入金 1,000円科目存置です。

次が、3款繰越金1項1目29万 1,000円。これは前年度繰越金です。

4款が諸収入1項1目の預金利子 1,000円でございます。

次が、282ページ。

本年度予算額として 1,293万円。前年度予算額が 2,545万 8,000円で、1,252万 8,000円の減となっております。

本年度予算額の財源内訳であります、その他として 2,000円。一般財源で 1,298万円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第21号は、原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第21号は原案どおり可決されました。

◎議第 2 2 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第22号 平成13年度南伊豆町土地取得特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 外岡捷美君登壇〕

○総務課長（外岡捷美君） それでは、平成13年度南伊豆町土地取得特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

298ページをごらんいただきます。

歳出1款公共用地取得費、1項1目公共用地取得費 1,950万円。これは、公共用地の先行取得事業でありまして、総合体育施設用地の取得費でございます。

次が、2款繰出金の1項1目土地開発基金繰出金 2,000円。

それから、次が歳入。295ページ。

1款財産収入、1項1目利子及び配当金 1,000円。

それから、296ページの2款繰入金、1項1目土地開発基金繰入金 1,950万円。

3款繰越金1項1目 1,000円。

それから、294ページをごらんください。

本年度予算額が 1,950万 2,000円。前年度も同額でありまして、本年度予算額の財源内訳といたしましては、その他 1,950万 1,000円。一般財源 1,000円となっております。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を総務財政委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第22号は総務財政委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第23号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第23号 平成13年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

農林水産課長。

〔農林水産課長 内山力男君登壇〕

○農林水産課長（内山力男君） 平成13年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算の内容について説明いたします。

本案は歳入歳出それぞれ 2,256万 9,000円とするものであります。

310ページをお開きください。

歳出について説明いたします。

歳出1款総務費、1項1目7801番、総務管理費77万 5,000円でございます。

それから、2公債費7809、元金 1,486万 8,000円。

2目利子 692万 6,000円であります。

それから、歳入、307ページに戻ってください。

歳入繰越金、1項1目一般会計繰入金 2,251万 3,000円であります。

次、お願いいたします。

繰越金 1,000円、科目存置でございます。

3款諸収入、1項1目雑入 5万 5,000円でございます。

それから、306ページをお開きください。

本年度の予算 2,256万 9,000円のうち、財源内容ですが、特定財源といたしまして、5万 5,000円。一般財源が 2,251万 4,000円でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第23号は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第24号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第24号 平成13年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

下水道課長。

〔下水道課長 勝田 悟君登壇〕

○下水道課長（勝田 悟君） それでは、平成13年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算の内容を説明させていただきます。

歳出より説明させていただきます。

327ページをお開きください。

1款下水道費、1項1目公共下水道建設事業、本年度予算額2億6,514万円。前年度に対しまして9億2,348万5,000円の減でございます。これは、南伊豆町クリーンセンターの建設委託工事がひとまず終了したことによる減額でございます。主な原因でございます。

2、3、4節につきましては、職員2名分の人件費です。

次のページをお願いします。

14節使用料及び賃借料158万4,000円。この中の50細節自動車賃借料31万6,000円につきましては、軽自動車1台を補助対象事業に当て込んでリース契約をしようとするものであります。

15節工事請負費2億4,050万円につきましては、湊地内県道より山側の地域と日野地区の未施工地域の管渠築造工事に2億3,000万円。それから、町単管渠築造工事に900万円が主なものでございます。

22節補償補填及び賠償金1,000万円は、上水道等の移設補償費でございます。

続きまして、2款業務費ですが、13年度からクリーンセンター等の維持管理や加入促進を

行うため、業務費として科目を新設させていただきました。

1項1目下水道総務事務、本年度予算額 1,287万 1,000円でございます。

2、3、4節は職員1名分の人件費です。

13節委託料 100万円につきましては、4月25日に行う通水式の委託料でございます。

次のページ、330ページをお願いします。

1項1目下水道排水設備設置促進事務、今年度予算額 1,075万 5,000円でございますが、主なものとしては、2、3、4節職員1名分の人件費と、それから19節負担金補助及び交付金78万円の中で水洗便所等改造資金利子補給補助金60万円を計上させていただきました。

それから、1項1目下水道使用料賦課徴収事務、本年度予算額97万 2,000円でございますが、使用料徴収にかかる消耗品費、通信運搬費、量水器の購入などの費用を計上させていただきました。

1項1目下水道受益者負担金賦課徴収事務、今年度予算額 101万 3,000円でございますが、この中で主なものとして14節使用料及び賃借料65万 3,000円。受益者負担金の徴収期間が5年間でありますので、パソコンで納付書の発行や徴収管理をするため賃借料を36万 6,000円、保守点検料を22万 7,000円を計上させていただきました。

次のページをお願いします。

2項1目下水道管渠維持管理事業。今年度予算額 268万 1,000円でございますが、主なものに13節の中に管渠内面調査委託料 250万円がございますが、12年度に引き続いて平成6年から布設してまいりました下水道管の調査を約 1,000メートル実施しようとするものであります。

2項2目下水道施設管理事業、本年度予算額 1,893万 4,000円でございますが、南伊豆町クリーンセンターそれから、湊中継ポンプ場の管理料を計上させていただきました。需用費 912万 4,000円。消耗品 282万 4,000円につきましては、脱臭用の苛性ソーダ活性炭と塩素滅菌機に使用する固形塩素の購入費が大部分を占めております。

光熱水費 620万円につきましては、水道料18万円を見込み、それ以外は電気料として計上させていただきました。

次に、委託料 926万 6,000円でございますが、クリーンセンター湊中継ポンプ場の維持管理業務に 620万円。水質検査業務委託料 270万円が主な計上です。

3款公債費、1項1目元金、本年度予算額 5,004万円。前年度に比し 2,281万 4,000円の増でございます。町債元金償還金でございます。

1項2目利子、本年度予算額 5,854万 4,000円で 1,956万 7,000円の増、内訳としまして

は町債利子 5,784万 4,000円。一時借入金利子70万円でございます。

次のページをお願いします。

4款1項1目予備費10万円でございます。

続いて、歳入について説明させていただきます。

319ページをお願いします。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金、供用開始できる 267世帯分の受益者負担金として 2,000万円を見込みました。

次のページをお願いします。

2款使用料及び手数料、下水道使用料として 330万 6,000円を計上させていただきました。

3款国庫支出金、1項1目下水道費国庫補助金、本年度予算額 1億 2,427万 9,000円で、前年度に比し、6億 1,523万 8,000円の減でございます。

次のページをお願いします。

4款県支出金につきましては、科目存置とさせていただきます。

5款一般会計繰入金につきましては、1億 1,368万 1,000円で、7,002万 7,000円の減です。

次のページをお願いします。

6款繰越金及び7款諸収入の預金利子と2項1目の雑入につきましては、科目存置とさせていただきます。

2項2目の過年度収入 1億 5,978万円につきましては、下水道過年度特債国庫補助金として平成9年度分から平成11年度分のこの1億 5,978万円を見込めるため計上させていただきました。そのため次のページにあります町債につきましては、本年度予算額ゼロ円となり、3億 3,140万円の減額となりました。

最後に 318ページをお願いします。

今年度予算額は4億 2,105万円で、前年度に対しまして8億 3,387万 8,000円の減となりました。税源内訳としまして、国県支出金 1億 2,428万円。その他受益者負担金等収入が 2,330万7,000円。一般財源 2億 7,346万 3,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第24号は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第25号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第25号 平成13年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

農林水産課長。

〔農林水産課長 内山力男君登壇〕

○農林水産課長（内山力男君） それでは、平成13年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計予算の内容について説明いたします。

本案は歳入歳出それぞれ 8,347万円とするものであります。なお、本事業は本年度をもって終了する予定でございます。

まず、351ページをお開きください。

歳出でございますが、1款の漁業集落環境整備事業、1項1目の8000中木漁業集落環境整備事業 7,447万6,000円です。この内訳といたしましては、給料 447万 7,000円。職員手当 260万 1,000円。旅費23万 9,000円。需用費46万 9,000円。役務費10万円。委託料が 223万 3,000円。使用料27万円。工事請負費は 6,408万 7,000円でございます。

それから、2款でございますが、漁業集落施設維持管理費ですが、先ほども申し上げましたとおり、本年度をもって終了するわけですが、その中の中木漁業集落維持管理といたしまして、13年度において、一部というか、おのおのし尿、汚水等が流入体制に入ります。そんな中、維持管理等を計上いたしました。それが 468万 7,000円でございます。

需用費 210万 3,000円。役務費が 566万 3,000円。委託料が 180万 6,000円。公有財産購入費が 7万 7,000円。備品購入費が13万 5,000円であります。

それから、3款といたしまして、公債費、1項1目元金87万 8,000円。2目といたしまして、利子が 332万 9,000円。4款で予備費でございますが、10万円でございます。

次に裏のページの給与費明細書、これ職員1人分でございます。後でござらんになってもらいたいと思います。

それでは、345ページをお願いします。

歳入でございますが、1款の分担金及び負担金の中の漁業集落環境整備費分担金 654万円あります。

次ページをお願いいたします。

県支出金漁業集落環境整備費県補助金 4,620万円あります。

次に3款の繰入金、一般会計繰入金でございますが、1,496万円あります。

続いて、4款で繰越金が 1,000円。科目存置で計上させていただきました。

それから、5款の諸収入でございますが、預金利子 1,000円でございます。科目存置をお願いいたします。

それから、2項1目雑入でございますが、66万 8,000円です。これは先ほど冒頭に説明いたしましたように口数で 104口、中木の集落が70数軒あるわけですが、口数では 104口になります。その方々が毎月、月遅れに入ってくるという計算のもと、使用料を計上させていただきました。

それから、次のページでございますけれども、6款の町債、下水道債ですが、1,510万円あります。それから、戻りまして 344ページをお願いしたいと思います。

財源内訳になるわけですが、本年度予算 8,347万円の内訳といたしまして、国庫支出金が 4,620万円。地方債が 1,509万円。その他が 720万 9,000円。一般財源が 1,496万 1,000円あります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第25号は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第26号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第26号 平成13年度南伊豆町介護保険特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

福祉課長。

〔福祉課長 土屋 敬君〕

○福祉課長（土屋 敬君） 介護保険特別会計の内容について説明申し上げます。

377ページをお開きください。

1 款総務費、1 項1 目介護保険総務事務 439万 4,000円。これは、介護保険の関係の事務費であります。

2 項1 目賦課徴収事務49万 3,000円。

3 項1 目介護認定審査会事務、介護認定審査に要する事務であります。

3 項2 目認定調査等事務 262万円。これは主治医意見書等及びケアマネジャーによる介護認定調査の委託料等でございます。

次のページ 380ページ。

2 款保険給付費、1 項1 目居宅介護サービス給付事務2 億 5,150万 9,000円。

2 目特例居宅介護サービス給付事務 1,000円。

3 目施設介護サービス給付事務3 億 4,200万 7,000円。

4 目特例施設介護サービス給付事務 1,000円。

5 目居宅介護福祉用具購入費給付事務 397万円。

6 目居宅介護住宅改修費給付事務 433万円。

383ページです。

7目居宅介護サービス計画給付事務 1,479万 5,000円。

8目特例居宅介護サービス計画給付事務 1,000円。

2項1目居宅支援サービス給付事務 2,992万 2,000円。

2目 384ページです。

特例居宅支援サービス給付事務。 1,000円。

3目居宅支援福祉用具購入費給付事務 144万 3,000円。

4目居宅支援給付住宅改修費給付事務 180万 4,000円。

5目居宅支援サービス計画給付事務 288万 7,000円。

6目特例居宅支援サービス計画給付事務 1,000円。

3項1目審査支払手数料支払事務 180万 4,000円。

4項1目高額介護サービス給付事務 252万 5,000円。

386ページです。

3款財政安定化基金拠出金、1項1目財政安定化基金拠出金 319万 6,000円。

4款公債費、1項1目介護保険一時借入金事務 1,000円。

5款基金積立金、1項1目介護給付支払準備基金積立金 1,000円。

6款諸支出金、1項1目介護保険一般会計繰出金 1,000円。

2項1目償還金事務 1,000円。

2目第1号被保険者還付加算金 1,000円。

3目第1号被保険者保険料還付金 1,000円。

2項3目第1号被保険者保険料還付金 1,000円。

7款予備費、1項1目予備費 100万円。

歳入を説明いたします。

367ページをお開きください。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料 6,890万 6,000円。

次のページ。

2款手数料1項1目総務手数料。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金 1億 3,140万円。

2項1目調整交付金 5,367万 6,000円。

2目事務費交付金 205万 9,000円。

次のページをお開きください。

4 款支払金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金 2 億 1,681 万円。

5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 8,212 万 5,000 円。

372 ページです。

6 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金 1,000 円。

7 款寄附金、1 項 1 目一般寄附金。

8 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金 8,212 万 5,000 円。

2 目その他一般会計繰入金 302 万 5,000 円。

2 項 1 目介護保険円滑導入基金繰入金 2,795 万 4,000 円。

2 目介護給付費準備基金繰入金 1,000 円。

9 款繰越金、1 項 1 目繰越金 249 万 5,000 円。

10 款諸収入、1 項 1 目第 1 号被保険者延滞金 1,000 円。

2 目第 1 号被保険者加算金 1,000 円。

3 目過料 1,000 円。

2 項 1 目預金利子 1,000 円。

3 項 1 目滞納処分費 1,000 円。

2 目弁償金 1,000 円。

3 目第三者納付金 1,000 円。

4 目返納金 1,000 円。

5 目雑入 1,000 円であります。

366 ページをお開きください。

本年度予算総額 6 億 7,059 万 2,000 円。前年度予算額 5 億 5,832 万 6,000 円。比較といたしまして、1 億 1,226 万 6,000 円という金額になりましたけれども、昨年の 4 月にこの制度がスタートしたために実績となる数値がほとんどありません。そういうような関係で 12 年 3 月に策定いたしました南伊豆町介護保険計画書にのっとりまして予算を作成いたしました。

この予算の財源内訳でありますけれども、国県支出金が 2 億 6,926 万円。地方債ゼロ。その他 3 億 2,689 万 1,000 円。一般財源が 7,444 万 1,000 円であります。

よろしく願いいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第26号は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第27号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第27号 平成13年度南伊豆町水道事業会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

水道課長。

〔水道課長 鈴木 勇君登壇〕

○水道課長（鈴木 勇君） 平成13年度南伊豆町水道事業会計予算の内容についてご説明いたします。

初めに、ミスプリントがありましたので、恐れ入りますが訂正をお願いしたいと思います。

2ページです。

2ページの資本的収入及び支出の支出ですけれども、第1項他会計繰入金とありますけれども、これを建設改良費。それから、第2項国県補助金とありますが、これを企業債償還金。

第3項企業債とありますが、これを予備費として、金額はそのとおりで結構です。100万円です。

○議長（大野良司君） それでは、私の方から申し上げます。

2ページ第1款資本的支出のうち、第1項も他会計繰入金は建設改良費。第2項国県補助金を企業債償還金、第3項の企業債を予備費に訂正をお願いいたします。

以上です。

それでは続けてください。

○水道課長（鈴木 勇君） 失礼しました。

25ページをごらんください。

初めに収益的収入及び支出予算であります。

収入予算の1款水道事業収益の予算額は、2億8,029万9,000円で、前年度と比較して344万6,000円の減としております。うち、収益の大部分である1項営業収益の1目給水収益につきましては、2億6,958万2,000円で、270万9,000円の減。率にして1%減を見込んでおります。内訳は上水道料金が2億924万2,000円。簡易水道料金が6,034万円であります。

2目受託工事収益は、住宅着工件数が減ってきているため、580万円の220万円減としております。

2項営業外収益は475万5,000円で、146万5,000円増となっておりますが、大部分は3目の消費税還付金であります。

次に、27ページの支出についてご説明いたします。

1款水道事業費用の予算額は昨年並みの2億7,372万3,000円で、3,000円の増としております。

1項営業費用の1目原水浄水送水配水給水費は5,096万3,000円で、37万4,000円の減であります。上水道施設の維持管理費として例年どおりのものを計上しており、金額の大きなものでは、委託料の677万7,000円。修繕費の1,700万円。動力費の1,981万9,000円。ほかであります。

2目受託工事費は、収益と同額の580万円を計上しております。

3目の総係費は主に上水道の経営に要する事務的経費を計上しており、5,464万8,000円の12万3,000円減としております。内訳は5名分の職員給与費のほかには、金額の大きなものでは、委託料の397万9,000円、賃借料の391万2,000円ほかとなっております。

4目簡易水道等費は、簡易水道等の施設の維持管理費や事務的な経費として4,633万3,000円を計上し、323万4,000円の減となっております。内訳は3名分の職員給与費のほかは、水質検査等の委託料が702万円。修繕費が800万円。動力費が484万4,000円そのほかであります。

5目減価償却費は、6,600万5,000円で、332万4,000円の増であります。高水準の設備投資を続けておりますので、来年度以降もふえつづけて経営を圧迫することになるものと予想しております。

6目資産減耗費は、主として設備の更新に伴う固定資産の除却損で505万5,000円の300万円の増としております。

2 項営業外費用の 1 目支払利息及び企業債取扱諸費は、4,346万 9,000円で、39万円の減としております。

企業債の未償還残高はふえつづけておりますが、超低金利が続いているために支払利息については、当面のピークは超えております。

次に、21ページの予定損益計算書をごらんください。

当年度の予定損益は、下から 3 行目にありますように 656万 8,000円の欠損となる見込みであり、通算でもわずかながら赤字に転落することになります。

次に、33ページの資本的収入及び支出予算の収入についてご説明いたします。

1 款資本的収入の予算額は、3 億 508万 7,000円で、前年度と比較して 1,485万 7,000円の増となっております。

1 項 1 目一般会計繰入金は、上水道第 5 次拡張事業出資金 5,260万円。石綿セメント管更新事業出資金 1,600万円。同補助金 2,333万 7,000円。下流簡易水道基幹改良事業出資金 541 万 6,000円の計 9,735万 3,000円で、284万 7,000円の減としております。

2 項 1 目国県補助金は、水道水源開発施設整備事業国庫補助金が 825万円。下流簡易水道基幹改良事業国県補助金が 875万円の計 1,700万円で、2,653万円の減となっております。

3 項企業債は、上水道第 5 次拡張事業分が 1 億 1,190万円。石綿セメント管更新事業分が 5,300 万円の計 1 億 6,490万円で、3,490万円の増となっております。

4 項 1 目給水負担金は水道の加入金で 400万円の50万円減としております。

5 項 1 目建設改良工事負担金は、下水道関連配水管布設替工事負担金 1,000万円。下流簡易水道基幹改良事業負担金は 1,083万 4,000円ほかの計 2,183万 4,000円で 983万 4,000円の増となっております。

次に、35ページの支出についてご説明いたします。

1 款資本的支出の予算額は、3 億 8,037万 3,000円で、前年度と比較して 1,851万 4,000円の増となっております。

1 項建設改良費の 1 目水道施設改良費は 1 億 4,500万円で、8,300万円の増となっておりますが、内訳は測量設計委託料が 100万円。配水管布設替工事等資材購入費が 800万円。地震対策事業による石綿セメント管布設工事費が 9,500万円。水道工事に伴う配水管布設替工事費が 1,000万円。下流簡易水道基幹改良工事 2,500万円ほかの計 1 億 3,600万円であります。

2 目上水道第 5 次拡張事業費は、1 億 8,223万 4,000円で 7,025万 9,000円の減としておりますが、内訳は 1 名の職員給与費と石井浄水場拡張第 5 期工事の工事請負費 1 億 4,800万

円と青野大師ダム建設工事負担金の 2,475万円であります。

2項1目企業債償還金は 5,213万 9,000円で、577万 3,000円の増となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する 7,528万円につきましては、2ページの第4条括弧書きにありますように損益勘定留保資金その他で補てんするものとします。

以上で説明を終わります。ご審議をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第27号は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第28号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第28号 平成13年度南伊豆町クリーンセンター建設工事委託契約の変更についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第28号の提案理由を申し上げます。

本案は南伊豆町クリーンセンターの建設工事委託契約を日本下水道事業団と34億円で地方自治法施行令第167条第1項第2号に定める随意契約により、契約を締結することで、平成9年度南伊豆町議会6月定例議会において承認をいただいております。その後、基本協定に

基づき平成9年度から建設を進めてまいりましたが、ようやく4年にわたるすべての工事が終了することに伴い、協定額を精算したところ、3億8,420万円の減額があったため、変更契約を締結させていただこうとするものであります。

なお、詳細につきましては、下水道課長より説明させます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 下水道課長。

〔下水道課長 勝田 悟君登壇〕

○下水道課長（勝田 悟君） それでは、内容につきまして、本日議場配付しております南伊豆町クリーンセンター建設工事委託契約に係る工事費内訳書により説明をさせていただきたいと思っております。

工事では、土木建築、機械、電気と3項に分かれて工事が進められておりました。

まず、土木建築工事につきましては、工事内容としまして、管理本管、ポンプ室、第1・第2嫌気槽等につきまして、平成9年から12年にかけて工事をしてまいりました。

交渉契約金額につきましては、15億5,400万円。これを1億3,120万円減額し、14億2,280万円とするものです。

それから、機械設備工事につきましては、主ポンプ、沈砂池、送風機等を平成11年から12年、これが当初契約が15億5,200万、これを2億1,200万減額し、13億4,000万。

それから、電気設備工事につきましては、当初契約2億9,400万円を2億5,300万円と4,100万円減額して、2億5,300万円とさせていただき、当初、平成9年に契約の34億円を30億1,580万円に変更契約をさせていただくということでありました。

変更の内容につきましては、平成9年に基本協定を締結するに当たって、平成9年度を基準として、約5%の物価上昇率を当時見込んで34億円としておりましたけれども、このところの人件費、資機材等の物価の下落により、3億2,220万円の減額と、それから当初、場内整備工事につきまして、事業委託施行としておりましたけれども、それを町施行にした方がより効率的なことということで、場内整備工事を6,200万円減額しました。そのことによりまして以上のような30億1,580万円に変更契約をさせていただこうとするものです。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 次に、原案に賛成の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第28号は、原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第28号は、原案どおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（大野良司君） 本日の議事は終わりましたので会議を閉じます。

常任委員会に付託されました議案審議のため明日13日より3月15日まで休会といたします。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時35分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 大 野 良 司

署 名 議 員 石 井 福 光

署 名 議 員 簾 田 国 広

平成13年南伊豆町議会 3月定例会

(第3日 3月16日)

平成13年3月南伊豆町議会定例会

議事日程（第3日）

平成13年3月16日（金曜日）午後1時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第 6号 南伊豆町定年退職者等の再任用に関する条例制定について
- 日程第 3 議第 7号 南伊豆町国民健康保険出産費貸付基金条例制定について
- 日程第 4 議第16号 平成13年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第 5 議第17号 平成13年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議第18号 平成13年度南伊豆町老人保健特別会計予算
- 日程第 7 議第26号 平成13年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議第22号 平成13年度南伊豆町土地取得特別会計予算
- 日程第 9 議第23号 平成13年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第10 議第24号 平成13年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議第25号 平成13年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第12 議第27号 平成13年度南伊豆町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

1から12まで議事日程に同じ

- 13 発議第1号 地震防災対策特別措置法の改正に関する意見書
- 14 発議第2号 原子力発電所の耐震安全性に関する意見書

出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 鈴木久香君 | 2番 | 谷川次重君 |
| 3番 | 鈴木史鶴哉君 | 5番 | 藤田喜代治君 |
| 6番 | 漆田修君 | 7番 | 斎藤要君 |
| 8番 | 渡辺嘉郎君 | 9番 | 石井福光君 |
| 10番 | 簾田国広君 | 11番 | 藤原栄君 |
| 12番 | 横嶋隆二君 | 13番 | 小澤東洋治君 |
| 14番 | 大野良司君 | 15番 | 渡辺守男君 |

欠席議員（1名）

4番 梅本和熙君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|--------|--------|
| 町長 | 岩田篤君 | 助役 | 飯田千加夫君 |
| 収入役 | 稲葉勝男君 | 教育長 | 釜田弘文君 |
| 総務課長 | 外岡捷美君 | 企画調整課長 | 渡辺修治君 |
| 住民課長 | 渡辺正君 | 税務課長 | 碓井大昭君 |
| 健康課長 | 土屋忠儀君 | 農林水産課長 | 内山力男君 |
| 建設課長 | 小島徳三君 | 商工観光課長 | 飯泉誠君 |
| 清掃課長 | 佐藤博君 | 水道課長 | 鈴木勇君 |
| 教育委員会事務局長 | 楠千代吉君 | 会計課長 | 池野徹君 |
| 福祉課長 | 土屋敬君 | 下水道課長 | 勝田悟君 |
| 行財政主幹 | 外岡茂徳君 | | |

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 田中秀明 主幹 松本恒明

◎開議宣告

○議長（大野良司君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しております。

これより3月定例会本会議第3日の会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（大野良司君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

9番議員 石井福光君

10番議員 簾田国広君

◎議第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） これより議案審議に入ります。

議第6号 南伊豆町定年退職者等の再任用に関する条例制定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

総務財政委員長。

〔総務財政委員長 渡辺嘉郎君登壇〕

○総務財政委員長（渡辺嘉郎君） それでは総務財政委員会の委員会報告をさせていただきます。

開催月日及び会場、平成13年3月13日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会は午前9時30分、閉会午前11時48分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員は町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、委員会決定。

議第6号 南伊豆町定年退職者等再任用に関する条例制定について、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（大野良司君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので討論を終結いたします。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

◎議第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第7号 南伊豆町国民健康保険出産費貸付基金条例制定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

文教厚生副委員長。

〔文教厚生副委員長 斎藤 要君登壇〕

○文教厚生副委員長（斎藤 要君） 委員長不在のため、代理でやらせていただきます。

それでは、文教厚生委員会報告をいたします。

開催月日及び会場、平成13年3月14日、南伊豆町町議会委員会室。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後12時35分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席をした町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目。

議第7号 南伊豆町国民健康保険出産費貸付基金条例制定について。

委員会決定、原案どおり可決すべきものと決定。

会議の経過は、別紙のとおりでございます。

会議状況、記載のとおりでございます。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目、議第7号 南伊豆町国民健康保険出産費貸付基金条例制定について。

意見または要望。

1、特に、意見要望はなかった。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので討論を終結いたします。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

◎議第16号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第16号 平成13年度南伊豆町一般会計予算を議題といたします。

委員会報告を求めます。

総務財政委員長、文教厚生副委員長、産業土木委員長。

〔総務財政委員長 渡辺嘉郎君登壇〕

○総務財政委員長（渡辺嘉郎君） それでは、総務財政委員会の方から委員会報告をさせていただきます。

開催月日及び会場、平成13年3月13日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午前11時48分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席をした町当局の職員は、町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、委員会決定の報告をさせていただきます。

議第16号 平成13年度南伊豆町一般会計予算。歳出第1款議会費、第2款総務費、第8款消費費、第11款公債費、第12款予備費、歳入全般。原案どおり可決すべきものと決定。

会議状況、記載のとおりでございます。

審議中にあった意見または要望事項。

議第16号 平成13年度南伊豆町一般会計予算、歳出第1款議会費、第2款総務費、第8款消防費、第11款公債費、第12款予備費、歳入全般。

1、新世紀創造祭終了後のこれらにかわる組織等の継続について質疑があり、答弁がなされた。

2、各款に予算化されている食糧費の適正な執行について質疑があり、答弁がなされた。

3、町議会議員の政務調査費の必要性や今後の条例化、予算化について質疑があり、答弁がなされた。

4、黒潮和太鼓まつり委託料について質疑があり、答弁がなされた。

5、雑入のうち物品販売収入、物品貸出収入及び庁舎駐車場整理協力金について質疑があり、答弁がなされた。

6、消防費国庫補助金の事業内訳と補助率について質疑があり、答弁がなされた。

7、議員互助会費について質疑があり、答弁がなされた。

8、議会事務局における選挙事務の兼務や介護保険事務担当課が2課に重複する問題など機構改革について質疑があり、答弁がなされた。

9、南伊豆町に住所がなく住んでいる者の町税の課税の実態と対応について、質疑と要望があり、答弁がなされた。

10、消防機材蔵置所及び詰所の土地を町有地に移管できないかとの要望があり、答弁がなされた。

11、権限移譲交付金について質疑があり、答弁がなされた。

12、行財政改革の行われている中で、予算計上されている町債や公債費の考え方について質疑があり、答弁がなされた。

13、農業委員会委員選挙費について質疑があり、答弁がなされた。

14、行政報告や施政方針等を議員にもう少し早く配付をしてほしいとの要望があり、答弁がなされた。

15、臨時財政対策債の交付税措置と公債費比率についての質疑と地方交付税の引き上げを国へ要求すべきではないかとの意見があり、答弁がなされた。

16、路線バス問題対策の今後の対応について質疑や意見があり、答弁がなされた。

17、企画費に講師謝礼が計上されているが、この計画等内容について質疑があり、答弁がなされた。

以上でございます。

〔文教厚生副委員長 斎藤 要君登壇〕

○文教厚生副委員長（斎藤 要君） 続きまして、文教厚生委員会の報告をいたします。

開催月日及び会場、平成13年3月14日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後12時35分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席をした町当局の職員は、町長ほか記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第16号 平成13年度南伊豆町一般会計予算、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費、関連歳入。

委員会決定、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

会議の経過は別紙のとおりでございます。

会議状況は、記載のとおりでございます。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目議第16号 平成13年度南伊豆町一般会計予算、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費、関連歳入。

意見または要望。

1、介護保険導入後の社会福祉協議会補助金等社会福祉協議会の現況等について質疑があり、答弁がなされた。

2、老人福祉費の各委託料の事業内容と家族介護慰労事業扶助費の内容についてについて質疑があり、答弁がなされた。

3、介護保険の各種サービスのPRと対象者に対する指導を行政と関係機関が一体となつてとるよう要望があった。

4、男性ホームヘルパーの養成をするよう要望があった。

5、小中学校児童、生徒の通学費補助金について質疑があり、答弁がなされた。

6、三浜小学校児童の登下校の現況について質疑があり、答弁がなされた。

7、三浜小学校建築の予定時期と建築設計に当たり事前説明会の開催等により、地域の意見を反映してほしいとの質疑と要望があり、答弁がなされた。。

8、最終処分場の土地取得の予算について質疑があり、答弁がなされた。

9、高齢者無料バス乗車券扶助費について質疑があり、答弁がなされた。

10、バス路線のない地域へのタクシー券の発行について質疑があり、答弁がなされた。

11、順天堂大学病院直通バス負担金と同直通バス料金の算出基礎について質疑があり、答

弁がなされた。

12、教育研修費の英語指導助手研修費負担金の事業内容等について質疑があり、答弁がなされた。

13、青年の船への近年における希望者の有無について質疑があり、答弁がなされた。

14、家電リサイクル法の施行に伴う町の対応と料金や方法について質疑があり、答弁がなされた。

15、青野地区最終処分場の契約期限と現況等について質疑があり、答弁がなされた。

16、排ガス高度処理施設整備工事について質疑があり、答弁がなされた。また、バグフィルターの資料提出要望があった。

17、ごみの分別収集を実施していく準備段階において各地区に対する指導等進捗状況について質疑があり、答弁がなされた。

18、伊豆つくし学園改築計画のその後の経過について質疑があり、答弁がなされた。

19、4月より開所予定の老健施設への申込方法等について質疑があり、答弁がなされた。

20、共立湊病院組合負担金に対する交付税措置及び同病院経営のあり方等について質疑があり、答弁がなされた。

21、各小学校費の工事請負費の内容について質疑があり、答弁がなされた。

22、小学校教育振興事務の電算機器賃借料及び南伊豆中学校管理事務のパソコン賃借料の内訳と積算基礎について質疑があり、答弁がなされた。

23、学校の窓ガラスの飛散防止対策について、提言と質疑があり、答弁がなされた。

24、手石保育所の定数に対する建物のスペースや職員の配置について質疑があり、答弁がなされた。

以上でございます。

〔産業土木委員長 漆田 修君登壇〕

○産業土木委員長（漆田 修君） 引き続き、産業土木委員会の委員会報告を申し上げます。

開催月日、平成13年3月15日、会場、記載のとおりでございます。

会議時間、記載のとおりでございます。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は記載のとおりでございます。

説明のため出席をした町当局の職員は、町長以下記載のとおりであります。

議事件目、付託件目、議第16号 平成13年度南伊豆町一般会計予算、歳出第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費、関連歳入。

委員会決定、原案どおり可決すべきものと決定。

会議の経過は別紙のとおりであります。

会議状況は、記載のとおりであります。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目議第16号 平成13年度南伊豆町一般会計予算歳出第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費、関連歳入。

意見または要望。

1、河川上流地域の雑木林対策について質疑があり、答弁がなされた。

2、みなみの桜と菜の花まつりの入り込み状況と旅館、民宿等への宿泊状況について質疑があり、答弁がなされた。

3、みなみの桜と菜の花まつりの駐車場となっている場所がいずれも借地であり、使用が不可能となった場合の対策について質疑があり、答弁がなされた。

4、日野菜の花畑付近への出店についての要望のほか、出店に対する諸問題や観光客に対するもてなしの体制づくりについて質疑があり、答弁がなされた。

5、菜種油等地域の産業に結びついた地場産品の開発研究をしていくべきではないかとの意見があった。

6、みなみの桜と菜の花まつりの終了後の反省会に出された問題の解決に町でも積極的に取り組んでほしいとの要望があった。

7、弓ヶ浜大橋下流の船溜り改修のその後の情報について質疑があり、答弁がなされた。

8、町単独道路改良事業の大平B線改良工事について質疑があり、答弁がなされた。

9、蒲谷口植松A線の防災工事の施行について質疑があり、答弁がなされた。

10、荒廃農地の対策について質疑があり、答弁がなされた。

11、イノシシの捕獲実績について質疑があり、答弁がなされた。

12、イノシシ等の猟期の変更について質疑があり、答弁がなされた。

13、町外者に対するイノシシ等捕獲報奨金の支給について質疑があり、答弁がなされた。

14、農振地域の見直しと今後の見通しについて質疑があり、答弁がなされた。

15、手石和田原地区農用地の今後の活用等について質疑があり、答弁がなされた。

16、二条、加納地区の水田7ヘクタールが耕作者の都合により休耕となるが、これらの対策について質疑があり、答弁がなされた。また、有効活用の提言があった。

17、新世紀創造祭により、計画実行された中木の海中散歩を初め、各事業の次年度以降への継続性について質疑があり、答弁がなされた。

18、静岡山村フェスティバルの事業内容について質疑があり、答弁がなされた。

- 19、農業経営基盤強化資金利子補給金について質疑があり、答弁がなされた。
- 20、林道一条・加増野線及び青野・八木山線の建設に向けての現在の考え方について質疑があり、答弁がなされた。
- 21、職員提案制度について質疑があり、答弁がなされた。
- 22、青野大師ダム周辺整備計画について質疑があり、答弁がなされた。
- 23、遊休農地美化委託及び市之瀬地区遊休農地美化業務委託の委託先について質疑があり、答弁がなされた。
- 24、地域振興活性化事業委託及び日野地区環境美化業務委託の委託先について質疑があり、答弁がなされた。
- 25、日野地区休耕田のひまわりの作付について質疑と意見があり、答弁がなされた。
- 26、建設予定の下賀茂公衆トイレの管理について質疑があり、答弁がなされた。
- 27、銀の湯会館の利用時間の延長等利用促進対策について及びみなみの桜と菜の花まつりにより発行した割引利用券の利用者について質疑があり、答弁がなされた。
- 28、法定外公共物等譲与事務委託料及び都市計画基礎調査委託料と委託先について質疑があり、答弁がなされた。
- 29、県河川等環境整備事業の事業内容について質疑があり、答弁がなされた。
- 30、分収林造林保育委託の効率性等について質疑があり、答弁がなされた。
- 以上であります。

○議長（大野良司君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 平成13年度南伊豆町一般会計予算認定に当たり、反対の討論を行います。

今議会中、16年ぶりに株価が1万2,000円を割るという日本経済の現状が報告されています。深刻な不況が長引く中、住民生活を守るために事業の不要不急を見きわめて、税の執行を行うことが強く求められています。

地方自治体の姿勢と執行において地方自治の本旨である住民自治、すなわち民主主義の徹

底と団体自治、すなわち独立の団体による執行、国県に対する確固とした姿勢を双方がしっかり反映しているかという点が予算に求められるところであります。まず、指摘されなければならないのは、自治体の執行が税によって執行することが基本である中で、地元の負担と称した税外負担が依然として存在することであります。

道路の整備、消防施設整備、街灯費など住民が安心して生活を送る基盤であるこれらの事業は、まさに税で執行すべきであります。これらのために住民が税外負担である高い区費の負担を強いられているのであります。

この予算では、地方交付税の不足を補うものとして臨時財政対策債、イコール赤字地方債が6,000万円盛り込まれました。今年度の償還額全額は後年度基準財政需要額に算入していますが、事実上地方交付税の縮小であり、これは後年度公債費の上昇につながるものであります。

地方交付税法の趣旨に照らして、地方交付税の財源不足は全額国の責任で負担するべきであります。また、地方交付税率の引き下げを自治体は主張するべきではないでしょうか。この点に関して町長は、3割自治で地方交付税をもらっている立場から、国に対して主張する立場を否定しました。地方分権が声高に叫ばれていますが、財源の裏づけのない分権はあり得ない。これは、全国町村長会、町村議長会でもこうした主張がされているものであり、地方交付税をもらって運営しているという認識を改め、国民の権利として地方財政の民主的改善と充実を国県に対して強く求めるべきであります。

具体的な財政のあり方としては、財政を圧迫する、これは県から押しつけられた事業であります。青野大師ダムやあるいは県の事業である空港の建設が、ひいては県下に暮らす住民の財政、生活の充実を妨げる、このことは否定できません。財政予算の中で、つくし学園の問題があります。これは老朽、傷みが激しい園舎の改築について、長い間、改善の検討がされてきましたが、1999年の12月、突如として賀茂郡の町村長会が障害者福祉法令を踏まえない対応でこの1年間、この問題に対して足踏みをさせてきた。そしてひいては障害者自身が非常に不十分な環境の中でこれを享受しなければならない、この点に対しては厳しく改善を指摘しなければなりません。

共立湊病院の問題も取り上げましたが、これは移譲されて5年間、赤字の補てんがされ、国税が基準財政需要に、地方交付税に充当されておりますが、実際には委託された地域医療振興協会が多くの利益を上げ、そして交付税額と同等の国税を国に還流している、住民本位の病院運営が強く求められるのではないのでしょうか。

また、乳幼児医療費助成の問題に関しては、県が新たに3歳まで拡充をしました。しかし

ながら、それ以上の拡充に関しては、調整交付金等による足かせがあることも事実であります。少子化対策をする上で町村が思い切った独自施策をすることを、実行することを求めるとともに、同時に国県に対して調整交付金等による足かせで、本来の少子化対策、これをおくらせるべきではないということを主張して、市町村の実行を求めるものであります。

以上述べましたが、同時に福祉の問題では、不十分な介護保険に対して横出しサービスの積極的な充実、また教育環境の充実に関して評価するとともに、多くの課題が残されているごみ問題では、今年度、分別収集を実施、まだ検討の余地はありますが、また一般廃棄物の最終処理の改善の検討など答弁がありました。また農業や地域産業についても課題はありながらも前向きな答弁があったことに対しては評価をするものであります。

以上の点を指摘しながら、一般質問で行った問題を引き続き予算に盛り込むことを改善を求めて、私も住民の生活が前進することのために全力を尽くすことを主張して、私の予算に対する反対討論といたします。

以上です。

○議長（大野良司君） ほかに反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

◎議第17号、議第18号、議第26号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第17号 平成13年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、議第18号 平成13年度南伊豆町老人保健特別会計予算及び議第26号 平成13年度南伊豆町介護保険特別会計予算を一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

文教厚生副委員長。

〔文教厚生副委員長 斎藤 要君登壇〕

○文教厚生副委員長（斎藤 要君） それでは報告をいたします。

開催月日及び会場、平成13年3月14日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後12時35分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第17号 平成13年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算。

委員会決定、原案どおり可決すべきものと決定。

議第18号 平成13年度南伊豆町老人保健特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定。

議第26号 平成13年度南伊豆町介護保険特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

会議の経過は別紙のとおりでございます。

議事件目、意見または要望。

議第17号 平成13年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算。

意見または要望。

1、介護保険導入後の医療諸費の現況について質疑があり、答弁がなされた。

議第18号 平成13年度南伊豆町老人保健特別会計予算。

意見または要望。

1、医療諸費の現況と特に多い疾病について質疑があり、答弁がなされた。

議第26号 平成13年度南伊豆町介護保険特別会計予算。

意見または要望。

1、療養型病床群の改善対応策について質疑があり、答弁がなされた。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 国民健康保険、老人保健、介護保険とありますが、国民健康保険については、これまでも国民健康保険が高過ぎて払い切れないという住民の声がありました。これが今回さらに介護保険の保険料を一括してこれを引かれるという点で、これは働き盛りの人たちの悲鳴が寄せられています。

大もとは、国がそもそも国民健康保険、国民介護保険の原点となるこの保険の補助率を大幅に引き下げたからにはほかなりません。これの改善を強く求めるとともに、国保の負担を減らしていくべきであります。同時に審議の中で明らかになったことは、介護保険が導入されて、当初は医療から介護への移行で、この国民健康保険の負担、そして老人健康保健が減少すると見られていたものが、この移行がうまく進まず、むしろ多くの莫大な費用が老人保健に抛出しなければならない、こうした現状も明らかになりました。

こうした点で、国が今の財政構造、これを住民福祉に厚くすることを強く求め、また該当する市町村もこのことを国県に対して強く主張して、住民の負担を減らすよう実行すべきであります。このことを求めて、国保、老人保健に対しての意見とさせていただきます。

介護保険に関しては、保険料、利用の負担は依然として高く、認定審査をしても実際には介護保険にはかからない、そういう現状もあります。保険料の減額、利用料の減額を求めるものであります。同時に療養型病床群については、これは診療報酬の関係から、個人の病院では対応できない、この問題については、やはり国や県がその負担をして介護保険、当たり前前に保険を払っている人が介護の保険にかかれる、こういう施策をするという点で介護保険に関しては抜本的な改善を強く求めるものであります。

以上の点、町、自治体だけの責任ではない点が非常に多くありますが、この改善を国や県に働きかけて、住民の負担を改善していく、このことを強く求めるよう要求して、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（大野良司君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので討論を終結いたします。

議第17号は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（大野良司君） 議第18号は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（大野良司君） 議第26号は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

◎議第22号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第22号 平成13年度南伊豆町土地取得特別会計予算を議題といたします。

委員会報告を求めます。

総務財政委員長。

〔総務財政委員長 渡辺嘉郎君登壇〕

○総務財政委員長（渡辺嘉郎君） それでは委員会報告をさせていただきます。

開催月日及び会場、平成13年3月13日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午前11時48分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、委員会決定。

議第22号 平成13年度南伊豆町土地取得特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

審議中にあった意見または要望。

議第22号 平成13年度南伊豆町土地取得特別会計予算。

意見または要望、特に意見、要望はなかった。

以上です。

○議長（大野良司君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので討論を終結いたします。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

◎議第23号、議第24号、議第25号、議第27号の委員長報告、質疑、
討論、採決

○議長（大野良司君） 議第23号 平成13年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、
議第24号 平成13年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、議第25号 平成13年度南伊豆
町中木漁業集落環境整備事業特別会計予算、議第27号 平成13年度南伊豆町水道事業会計予
算を一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

産業土木委員長。

〔産業土木委員長 漆田 修君登壇〕

○産業土木委員長（漆田 修君） 産業土木委員会の委員会報告を申し上げます。

開催月日及び会場、記載のとおりであります。

会議時間、記載のとおりであります。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、事務局記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりであります。

議事件目、付託件目。議第23号 平成13年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算。

委員会決定、原案どおり可決すべきものと決定。

議第24号 平成13年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算。

委員会決定、原案どおり可決すべきものと決定。

議第25号 平成13年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定。

議第27号 平成13年度南伊豆町水道事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定。

会議の経過、別紙のとおりであります。

会議状況、記載のとおりであります。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目 議第23号 平成13年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算。

意見または要望、特に意見、要望等はなかった。

議第24号 平成13年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算。

意見または要望。

1、管渠内面調査委託料について質疑があり、答弁がなされた。

議第25号 平成13年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計予算。

意見または要望、特に意見、要望等はなかった。

議事件目 議第27号 平成13年度南伊豆町水道事業会計予算。

意見または要望。

1、一般会計繰入金の充当先について質疑があり、答弁がなされた。

2、石綿セメント管更新工事の進捗率について質疑があり、答弁がなされた。

3、前原～日詰間の石綿セメント管更新工事を施行する際に、この区間は特に他の配管も多く埋設されている区間につき、事前に協議をし、むだのないよう注意を払って工事をしてほしいとの要望があった。

以上であります。

○議長（大野良司君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 水道事業会計の問題ですが、これは会計そのものというよりは、あり方の問題で、一般質問を過去にしたことがあります。住民の生活に最低限必要な水道の問題で、一部の地域で依然としてまだ町の管理ということではなく、地元負担が残されてい

る点、この点は改善がされるまでやはり意見を言い続けていきたいというふうに思います。どの地域に住んでいても南伊豆町の住民ということで、上水道の地域にある住民と同じそういう立場でまさに平等の原則が貫かれる、そういう水道の事業を、これは過去の遺産ということにもありますけれども、改善を強く要望して反対の意見としてさせていただきます。

以上です。

○議長（大野良司君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と言うものあり〕

○議長（大野良司君） 次に委員長報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので討論を終結いたします。

議第23号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（大野良司君） 議第24号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（大野良司君） 議第25号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（大野良司君） 議第27号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程追加

○議長（大野良司君） お諮りいたします。

本日8番議員、渡辺嘉郎君外2名より、地震防災対策特別措置法の改正に関する意見書及び12番、議員横嶋隆二君外1名より、原子力発電所の耐震安全性に関する意見書が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号 地震防災対策特別措置法の改正に関する意見書及び発議第2号 原子力発電所の耐震安全性に関する意見書をそれぞれ日程に追加することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 発議第1号 地震防災対策特別措置法の改正に関する意見書を議題といたします。

この意見書は渡辺嘉郎君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

渡辺嘉郎君。

〔8番 渡辺嘉郎君登壇〕

○8番（渡辺嘉郎君） それでは、提案説明をさせていただきます。

地震防災特別措置法の改正に関する意見書。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて制定された「地震防災対策特別措置法」に基づき、各都道府県は、大規模地震に備えて地震防災緊急事業5箇年計画を定め、各般にわたる地震対策を鋭意講じてきたところです。

しかしながら、厳しい財政状況のもと、切迫性が日に日に高まっている。

東海地震に備えて、県民の生命、身体と財産の安全確保に、より一層努めるためには、当該計画に対する国の負担又は補助の特例措置を延長して、地震防災対策事業を継続して実施する必要がある。

よって国においては、本計画の根拠である「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災

緊急事業の拡充・強化を図るとともに、平成13年3月31日で期限が切れる国の負担又は補助の特例措置が次期の地震防災緊急事業5箇年計画にも適用されるよう特段の配慮を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

意見書提出先は、内閣総理大臣以下記載のとおりでございます。

以上です。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

原案どおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案どおり可決されました。

◎発議第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 発議第2号 原子力発電所の耐震安全性に関する意見書を議題といたします。

この意見書は横嶋隆二君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） 原子力発電所の耐震安全性に関する意見書の趣旨をまず述べます。

3月14日に予想される東海沖地震、震源域の見直しがされて、今までの震源域よりこれまで西の方に広く震源域が指定されました。また、約5年以内に地震発生の可能性が高まっているという、こういう指摘もされました。

地震対策では、95年の阪神大震災の教訓が基準になっておりますが、震源域の真上にある浜岡原子力発電所は、1、2号基は非常に老朽化しており、そのままでも危険が伴う。3、4号基は新たな基準での対応が求められているところであります。

当町においても、地震が起きた場合、その原子力発電所の放射能の影響なども非常に懸念されるところであります。

以上の点から原子力発電所の耐震安全性に関する意見書を提出したいと思います。

朗読をいたします。

高速増殖原形炉「もんじゅ」を初めとして、㈱ジェー・シー・オー東海事業所の臨界事故などの不祥事が相次いで発生し、原子力政策に対する国民の不信を増大させている。

一方、本県では、発生が切迫していると指摘されている東海地震と浜岡原子力発電所の事故が重なった場合、事態の展開によっては、その被害は想像を絶するものとなることが予想されるため、原子力発電所の安全性の確保と防災対策の確立の充実強化が強く求められている。

しかしながら、日本の原子力発電所の「耐震設計審査指針」については、最近の地震学や地震工学の研究成果を踏まえた見直しが十分なされていない。

よって国においては、早急に原子力発電所の「耐震設計審査指針」の見直しを実施するとともに、原子力発電所の耐震安全性について、一層信頼性を向上させることに積極的に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

意見書提出先は、内閣総理大臣、経済産業大臣、文部科学大臣、衆参両院議長、原子力安全委員会委員長、原子力委員会委員長でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

原案どおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、本意見書は原案どおり可決されました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（大野良司君） 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

3月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成13年度南伊豆町議会3月定例会は本日をもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 1時55分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 大 野 良 司

署 名 議 員 石 井 福 光

署 名 議 員 簾 田 国 広